

平成24年9月定例会

# 中川村議会会議録

中川村議会

平成24年9月中川村議会定例会議事日程(1)

平成24年9月10日(月) 午前9時00分 開会

なげることはできないか

(2) 今年度導入した一般競争入札について

- 日程第1 会議録署名議員の指名  
日程第2 会期の決定について  
日程第3 諸般の報告  
日程第4 議案第1号 損害賠償の額の決定及び和解について  
日程第5 議案第2号 中川村福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例の制定について  
日程第6 議案第3号 中川村防災会議条例及び中川村災害対策本部条例の一部を改正する条例の制定について  
日程第7 議案第4号 平成23年度中川村一般会計歳入歳出決算認定について  
日程第8 議案第5号 平成23年度中川村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について  
日程第9 議案第6号 平成23年度中川村介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について  
日程第10 議案第7号 平成23年度中川村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について  
日程第11 議案第8号 平成23年度中川村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について  
日程第12 議案第9号 平成23年度中川村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について  
日程第13 議案第10号 平成23年度中川村水道事業決算認定について  
日程第14 議案第11号 平成24年度中川村一般会計補正予算(第2号)  
日程第15 議案第12号 平成24年度中川村国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)  
日程第16 議案第13号 平成24年度中川村介護保険事業特別会計補正予算(第1号)  
日程第17 議案第14号 平成24年度中川村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)  
日程第18 議案第15号 平成24年度中川村公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)  
日程第19 一般質問

7番 湯澤賢一

- (1) 誰も置き去りにしない社会の構築のために
- (2) 景観条例(仮称)について

5番 村田豊

- (1) 保育施設の改善は太陽光活用で進められないか
- (2) 二期目の村政の仕上げと総括、時期への出馬は

4番 山崎啓造

- (1) 庁内全職員からの提案により、仕事をやりやすくしたり、住民サービス向上につ

出席議員（10名）

1番	中塚礼次郎
2番	高橋昭夫
3番	藤川稔
4番	山崎啓造
5番	村田豊
6番	大原孝芳
7番	湯澤賢一
8番	柳生仁
9番	竹沢久美子
10番	松村隆一

説明のために参加した者

村長	曾我逸郎	副村長	河崎誠
教育長	松村正明	総務課長	宮下健彦
会計管理者	宮澤学	住民税務課長	北島真
保健福祉課長	玉垣章司	振興課長	福島喜弘
建設水道課長	鈴木勝	教育次長	座光寺悟司
代表監査委員	鈴木信		

職務のために参加した者

議会事務局長	中平千賀夫
書記	松村順子

## 平成24年9月中川村議会定例会

### 会議のてんまつ

平成24年9月10日 午前9時00分 開会

- 事務局長 ご起立願います。（一同起立）礼。（一同礼）着席ください。（一同着席）
- 議長 おはようございます。  
ご参集ご苦労さまでございます。  
ただいまの出席議員数は全員であります。定足数に達しておりますので、ただいまより平成24年9月中川村議会定例会を開会いたします。  
ここで、議案の訂正がありますので、事務局長より申し上げます。
- 事務局長 平成23年度の決算報告書の76ページに誤りがありましたので、お手元に配付してあります正誤表により訂正をお願いいたします。
- 議長 これより本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。  
ここで村長のあいさつをお願いします。
- 村長 平成24年9月中川村議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、それぞれに公私ともにご多用の中、全員、定刻にご参集を賜り、まことにありがとうございます。  
この夏は、雨が少なく、気温の高い日が続きました。おかげさまで、稲につきましては、おおむね順調のうちに収穫の時期を迎えることができましたが、リンゴに関しては、日焼けなど高温障害が心配されているところでもあります。  
9月に入り、朝夕は随分涼しくなり、夏の終わりを感じます。今となつては、例年になく暑かった夏も、あっという間に過ぎようとしているように感じるところです。  
このわずか数週間の夏のピークを乗り切るためと称して、真剣な節電の施策もされないまま、計画停電の可能性や高齢者や病弱者への影響ばかりが喧伝され、野田首相は、みずからの責任と称して、反対の声を押し切り、断層破砕帯の危険が指摘される中、免震重要塔さえ整えないままに大飯原発の再稼働を強行いたしました。ところが、終わってみれば、ことさらに暑い夏であったにもかかわらず、電力は十分に足りており、60ヘルツの西日本の電力会社間で多少の融通をし合えば原発なしで無理なく過ごせたことが判明いたしました。このことは、多くの専門家が事前に推計していたことでもあります。にもかかわらず原発再稼働が強行されたということは、高齢者や病弱者への配慮ということでは全くなく、国民、経済への影響でもなく、単に電力会社の経営問題が理由だったのでありましようか。あるいは、報道によると、森本防衛大臣は原発によって核兵器開発能力が保持され、抑止力としての機能があるというふうに発言をしておられたそうですが、潜在的核兵器として原発は再稼働をされたのでしょうか。東京電力福島第一原発において、だれに攻撃されたわけでもないのに日本の国土と日本の民とに甚大な被害を与えておきながら、まだ、その発想が政府にあるとすれば、本当に愚かなことだと思えます。

大飯原発のある日本海沿岸は、古代から大陸との交流によって栄えた土地でした。たくさんの歴史遺産、文化遺産があります。縄文の時代から営々と築き上げられ、紡ぎ出され、受け継がれてきた土地であり、文化であり、歴史であります。それを1つの会社の経営問題や潜在核抑止力などといった理由で台なしにするリスクを冒すなど、正常な判断ではありません。

福井県から飛ばした風船は、岐阜や静岡にまで飛来したそうです。このまま放置すれば、非常に広い地域がもとどおりにできない土地にされかねません。

また、本定例会にはオスプレイの配備、訓練の中止を求める陳情も出されています。

沖縄では、やんばるの森のただ中にある高江に米軍のヘリパットが建設されようとしており、強行されれば貴重な動植物の宝庫であるやんばるの森をかすめてオスプレイが飛び交うことになってしまいます。

長野県では空気が薄く気流の不安定な北アルプスなどが訓練飛行ルートとされていますが、日本政府はオスプレイ配備にまともな抗議をしようともしていません。

特例公債法案も通らず、道府県群を中心に地方交付税も一部延期のありさまで、国の政治の劣化は、至るところ目を覆わんばかりの惨状です。

住民の暮らしを守るためには、地方自治体からきちんとした声を上げて国をただしていくしかないと思います。

議員の皆さんにも協力をしていただき、連帯して努力してまいりたいと存じておりますので、よろしくご協力のほど、お願い申し上げます。

さて、本定例会に上程いたします案件は、お手元に配付のとおり、中川村の平成23年度決算に基づく健全化判断比率についてなど報告が4件、損害賠償の額の決定及び和解についてなど条例案件が3件、平成23年度中川村一般会計歳入歳出決算認定等、決算認定が7件、平成24年度中川村一般会計補正予算（第2号）など補正予算案件が5件であります。

なお、最終日に人権擁護委員候補者の推薦についてなど人事案件4件を追加上程申し上げます。

いずれも重要な案件で、特に決算については、細かな数字も見ていただかねばならず、大変ご苦勞をおかけしますが、何とぞ慎重なご審議をお願い申し上げます。議会開会のあいさつといたします。

よろしくようお願い申し上げます。

○議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、議会会議規則第120条の規定により、2番 高橋昭夫議員及び3番 藤川稔議員を指名いたします。

日程第2 会期に決定についてを議題といたします。

本定例会の会期につきましては、過日、議会運営委員会を開催し、協議をしております。

この際、議会運営委員長の報告を求めます。

○議会運営委員長 過日行いました議会運営委員会のご報告を申し上げます。

まず会期ですが、皆さんのお手元に定例会の予定表が配付されておりますが、本日9月10日から19日までの10日間とするものです。

次に日程ですが、本日は、議案第1号から議案第3号までの条例案件等につきましては、上程、提案理由の説明から採決までをお願いします。

議案第4号から議案第10号までの平成23年度の各会計決算認定につきましては、上程、説明、質疑の後、議会先例により委員会付託といたします。

なお、平成23年度の各会計決算について、その議案の内容に関する質疑につきましては、本日の議案上程後の質疑の中でお願いします。

議案第11号から議案第15号までの各会計補正予算につきましては、上程、提案理由の説明の後、質疑、討論、採決をお願いします。

引き続き一般質問を行います。

11日は、午前9時から本会議をお願いし、一般質問をお願いいたします。

一般質問終了後、議会全員協議会を行います。

12日13日14日は委員会の日程とします。

以上の委員会日程の中で付託案件の委員会審査及び請願・陳情案件の審査をお願いします。

18日は議案調査とします。

最終日の19日は午後2時から本会議をお願いし、各会計決算の委員長報告、質疑、討論、採決を行います。

次に、請願及び陳情の委員長報告、質疑、討論、採決を行い、請願及び陳情に関する意見書等の発議がありましたら、上程、趣旨説明、質疑、討論、採決を行っていただく予定です。

なお、教育委員会の任命等の人事案件が追加予定されておりますが、追加議案については、当日の日程でお知らせし、上程、提案理由の説明から質疑、討論、採決までをお願いする予定です。

以上が今定例会の会期及び日程ですが、円滑な議会運営ができますようここにお願いいたします。報告とさせていただきます。

○議長 お諮りいたします。

本定例会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり本日から19日までの10日間としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 異議なしと認めます。よって、会期は本日から19日までの10日間と決定いたしました。

日程第3 諸般の報告を行います。

まず、監査委員から例月出納検査の報告があり、写しをお手元に配付しておきましたので、ごらんいただき、ご了承願います。

次に、去る6月定例会において可決された「義務教育費国庫負担制度」の堅持を求める意見書、新たな教職員定数改善計画の着実な推進と教育予算の増額を求める意見

書、介護保険への国庫負担の増を求める意見書につきましては、内閣総理大臣を初め関係各機関へ提出しておきましたので、ご了承願います。

次に、本定例会までに受理した請願、陳情につきましては、議会会議規則第95条の規定により、お手元に配付の請願・陳情文書表のとおり所管の常任委員会に付託いたします。

次に、本定例会に提出される議案は一覧表としてお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、村長より行政報告の申し出がありました。

報告第1号から報告第4号について報告を求めます。

それでは、報告第1号 中川村の平成23年度決算に基づく健全化判断比率について報告を申し上げます。

決算に基づく健全化判断比率の公表につきましては、平成19年度分の決算から義務づけられておきまして、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率、この4つの指標のうち1つでも早期健全化基準を超えると、外部監査ですとか財政健全化計画の策定の対象になります。

さらに、財政再生基準を越えますと、国の監査を受けて財政再建を目指す財政再建団体に移行するということになります。

中川村の実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率等につきましては、一般会計、特別会計ともに収支は黒字でございますが、公営企業会計の資金不足も生じておりません。赤字額の大きさを示す数値はありません。

実質公債費比率は9.6%で、22年度比1.7ポイント下がっております。

また、将来負担比率につきましても5.9%で、22年度比6.4ポイント下がり、さらに改善が見られております。

いずれも早期健全化基準内の数値となっております。

詳細につきましては、後日、場所を改めて説明をいたします。

以上、よろしく申し上げます。

続きまして、報告第2号から4号をお願いいたします。

まず、報告第2号 平成23年度中川村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算に基づく資金不足比率でございます。

歳入額は2億2,367万7,000円、建設改良費以外の地方債の借入れはなく、歳出額につきましては2億2,285万7,000円で、資金は充足をしております。資金不足が発生をしていないことから、比率は0%、経営は健全ということでございます。

続きまして、報告第3号 平成23年度中川村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算に基づく資金不足比率でございますが、こちらにつきましても、歳入額が1億3,869万5,000円、こちらも建設改良費以外の地方債の借入れはございません。歳出額は1億3,800万4,000円で、公共下水道同様に資金は充足をしているために資金不足比率は0%となっております。

最後に、報告第4号 平成23年度中川村水道事業決算に基づく資金不足比率でござ

○総務課長

○建設水道課長

いますが、水道会計につきましても、流動資産は1億7,901万3,000円に対し、流動負債は126万9,000円で、建設改良費以外の地方債現在高はございませんので、資金は充足をしております、資金不足は0%、経営は健全ということになります。

以上、資金不足比率の報告とさせていただきます。

すみません。報告書に書いてある最後の1,000円単位のまとめ方で、今の報告と1,000円ずつ違っていたようでございます。数値のほうに訂正をさせていただきます。

流動資産1億7,901万2,000円、流動負債のほうは126万8,000円ということで訂正をいただきたいと思っております。

よろしく願いをいたします。

○議長

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4 議案第1号 損害賠償の額の決定及び和解についてを議題といたします。

朗読願います。

○事務局長

朗読

○議長

提案理由の説明を求めます。

○総務課長

それでは、議案第1号 損害賠償の額の決定及び和解についてをお願いいたします。

地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定によりまして、損害賠償について和解をし、損害賠償の額を定めるために議案を提出をするものでございます。

まず、事故の発生日時でございますが、そこに書かれておりますとおり7月24日、午前9時15分ごろでございます。

事故が発生をいたしました場所は、中川村役場の駐車場内、村道大草中央線の西側付近であります。

相手方でございますけれども、そこに書かれておりますとおり片桐の方の所有の普通乗用車でございます。

事故の概要でございますが、役場の駐車場周辺の草刈りを毎月やっているわけですが、この草刈り作業中に、どうも草刈り機で小石をはねまして、被害車両のガラスを破損し、また、あわせましてボディーの塗装等に傷をつけたというものでございまして、損害賠償の額は、その書いてありますとおり24万4,353円でございます。

以上でありますけれども、よろしく審議いただきますようお願いをいたします。

○議長

説明を終わりました。

これより質疑を行います。

○8番

(柳生 仁) ただいま事故の報告があったわけですが、役場の職員の方々が自主的に草刈りをさせていただいておきまして、本当にありがたいことだと思いますけれども、昨年も同様のような事故があったかと思っておりますけれども、こういった事故が起きないように、どのように対処されておったか、その点を伺います。学校で草刈りをしておいて石がはねたという事故があったかと思っておりますけれども、そういった反省を踏

まえながら対応しておったかどうか伺います。

○総務課長 この草刈り中の事故、物損の事故でございますが、今、ご指摘がありましたとおり、最近では学校周辺の除草中に草刈り機で、やはり小石をはね、窓ガラスを割るというような事故を起こしております。過去にも、こういうことがございましたので、1つは、草刈り刃については、できるだけ金属製の物を使うようにして、近くのガラス、それから車等があるときには、なるべくとといいますか、コンパネ等でよけて草刈りをするということ、それから、役場につきましては、平日、来庁者の皆さんが車をとめているわけでございますが、できるだけ駐車場から離して、駐車場といいますか、区画線のところ、緑地帯からなるべく離してとめていただくように、作業の前後には、前には必ず放送をかけてやっているところでございますが、役場でのこの手の事故は、最近ではなくて、これが、今回が、ちょっとしばらくぶりかなと思っておりますけれども、そんなような対策を立てて作業をしているところでございます。

○議 長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は原案のとおりに決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議 長 全員賛成です。よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第2号 中川村福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例の制定  
について

を議題といたします。

朗読願います。

○事務局長 朗読

○議 長 提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長 提案理由でありますけれども、所得税法等の一部を改正する法律の施行により廃止された年少扶養控除を福祉医療費給付金の所得制限においては引き続き適用させるなどのため本案を提出するものでございます。

例規集では2巻の587ページからになります。

新旧対照表で説明をさせていただきます。

まず、第3条第2項第5号中、「その者の前年の所得」の次に「1月から7月までの療養の給付等については前々年の所得（以下同じ）」を加えるもので、所得制限判定のため、前年所得を参照をしておりますけれども、前年所得を把握することが困難である1月から7月の給付については前々年の所得を用いるという改正であります。

同じく第6号では、「いる者」の次に「当該所得にかかる所得税の額を計算する場合において所得税法第84条に規定する扶養控除の額を所得税法等の一部を改正する法律第1条の規定による改正前の所得税法の規定により計算した額として計算したときに所得税が課せられないこととなる者を除く」を加えるもので、所得税における年少扶養控除の廃止の影響を福祉医療費給付金に及ぼさないようにするための改正であります。

第6条では、「かかる療養の給付等」の次に「及び第2条第2号エに規定する者の自立支援医療に該当しない療養の給付等」を加えるもので、村の単独事業である自立支援医療受給者の通院費に対する福祉医療給付金については、制度の目的は当該自立支援医療にかかる通院のみに限定されるもので、実際にはそのように運用をしているわけではありますが、条例上はそのような限定がないため整備するものであります。

附則として、この条例は公布の日から施行し、平成24年8月1日から適用するものでございます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議 長 説明を終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は原案のとおりに決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議 長 全員賛成です。よって、議案第2号は原案のとおりに可決されました。

日程第6 議案第3号 中川村防災会議条例及び中川村防災対策本部条例の一部を改正する条例の制定  
について

を議題といたします。

朗読願います。

○事務局長 朗読

○議 長 提案理由の説明を求めます。

○総務課長 それでは、議案第3号 中川村防災会議条例及び中川村防災対策本部条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

例規集でございますが、第2巻の1,501ページに防災会議条例が、それから、1,503ページでは災害対策本部条例が、それぞれ載っておりますので、よろしくお願い致します。

平成 23 年の 3 月 11 日、発生をいたしました東日本大震災から得られた教訓を今後  
に生かすために、中央防災会議は政府に対して勧告を行いまして、災害対策基本法  
の一部を改正する法律が今年の 6 月 27 日付で公布・施行されております。

改正法では、地方公共団体の防災会議につきましては、平時における防災に関する  
諮問機関としての機能強化を図るために地方公共団体の長の諮問に応じて防災に関す  
る重要事項を審議することなどを所掌事務に追加することというふうにしております。

さらに、市町村防災会議が行います地域防災計画の策定、これに当たりまして、多  
様な意見が反映できるように地方防災会議の委員の中に、現在、充て職で構成をされ  
ている職員、防災機関の職員のほか、自主防災組織を構成する者または学識経験のあ  
る者を追加することというふうにしておりまして、中川村防災会議条例の第 2 条に規  
定をいたします防災会議の所掌事務、第 3 条に規定をいたしております防災会議委員  
に「自主防災組織を構成する者または学識経験のある者」を加えまして、「指定公共機  
関の職員及び自主防災組織を構成する者または学識経験のある者」の任期を定める改  
正をあわせて行うものでございます。

また、災害対策基本法では、市町村災害対策本部の設置を定めておりますけれども、  
今回の法の一部改正によりまして、市町村災害対策本部の設置を引用しております法  
律条項が 1 つずれておりますので、改正をして正しく引用するように改正をするもの  
でございます。

ごらんをいただきましたとおり、中川村防災会議条例の一部改正、第 1 条では、中  
川村防災会議条例（昭和 38 年条例第 13 号）の一部を次のように改正するというこ  
とで、そこに書いてありますとおりの改正を行うこと、それから、第 2 条で中川村災害  
対策本部条例の一部を次のように改正するというので、今、項ずれを起こしてあり  
ます引用法、法律の条文を正しく改めるということでございます。

附則としまして、この条例は平成 24 年 10 月 1 日から施行するというものでござい  
ます。

以上の改正でございます。

よろしくご審議をいただきますようお願いをいたします。

○議 長 説明を終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議 長 全員賛成です。よって、議案第 3 号は原案のとおり可決されました。

ここでお諮りいたします。

日程第 7 議案第 4 号から日程第 13 議案第 10 号までにつきましては、平成 23 年  
度の決算関係であり、関連がありますので、この 7 議案を議会会議規則第 37 条の規  
定により一括議題にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 異議なしと認めます。よって、

日程第 7 議案第 4 号 平成 23 年度中川村一般会計歳入歳出決算認定について

日程第 8 議案第 5 号 平成 23 年度中川村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決  
算認定について

日程第 9 議案第 6 号 平成 23 年度中川村介護保険事業特別会計歳入歳出決算認  
定について

日程第 10 議案第 7 号 平成 23 年度中川村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算  
認定について

日程第 11 議案第 8 号 平成 23 年度中川村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算  
認定について

日程第 12 議案第 9 号 平成 23 年度中川村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決  
算認定について

日程第 13 議案第 10 号 平成 23 年度中川村水道事業決算認定について

以上の 7 議案を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○会計管理者 それでは、議案第 4 号から議案第 9 号までの平成 23 年度各会計歳入歳出決算につ  
いてご説明いたします。

決算書をお願いいたします。

初めに、議案第 4 号、中川村一般会計歳入歳出決算書であります。まず 3 ページ  
をごらんください。

3 ページの一番下の行、歳入合計、左から 5 列目の収入済額をごらんください。

平成 23 年度の歳入決算額は 39 億 2,938 万 2,796 円です。

続いて 5 ページをごらんください。

一番下の行の歳出合計、左から 4 列目の支出済額をごらんください。

歳出決算額は 36 億 4,918 万 5,092 円で、歳入歳出差引残額は 2 億 8,019 万 7,704  
円であります。

次に 87 ページ、87 ページの実質収支に関する調書をごらんください。

1 の歳入総額、2 の歳出総額、3 の歳入歳出差引額は、ただいまご説明したとおり  
でございます。

4 の翌年度へ繰り越すべき財源は、明許繰越の一般財源であります（2）の繰越明  
許費繰越額 2,406 万 3,000 円で、最終歳出の差引額から繰越明許費繰越額を差し引い

た後の実質収支は2億5,613万4,700円の黒字となりました。前年度と比べ、歳入は約6,511万6,000円、1.6%、歳出は1億27万3,000円、2.7%のそれぞれ減となりました。

続いて、内容についてご説明いたします。

1ページをごらんください。

なお、説明は、主要な点や特徴的な事項についてのみといたします。

また、金額につきましては1,000円単位で申し上げますので、よろしく申し上げます。

まず、1款の村税は、収入済額4億5,623万8,000円で、このうち村民税が1億9,277万9,000円、固定資産税が2億2,783万7,000円でありまして、村民税の個人村民税、所得割額の増や平成22年10月のたばこ税率改正の影響により、村税全体では前年度比1,273万1,000円、2.9%の増となりました。

不納欠損額は58万8,000円、収入未済額は1,703万3,000円で、村税全体の徴収率は前年度比0.1ポイント減の96.3%となっています。

今後も、未収金の解消に向け、さらに努力してまいりたいと思います。

次に、2款の地方譲与税は5,643万3,000円で、前年度比140万8,000円、2.4%の減です。

12款の地方交付税は18億8,024万5,000円、このうち普通交付税が17億725万6,000円、特別交付税が1億7,298万9,000円でありまして、全体では前年度比5,527万7,000円、3.0%の増となりました。

地方交付税の歳入全体に占める割合は47.9%と前年度比2.2ポイントの増となっております。

続いて2ページをお願いいたします。

14款の分担金及び負担金は3,934万6,000円、全額が負担金で、主なものは保育料3,275万6,000円です。

負担金の収入未済額42万7,000円は、保育料7件分と児童クラブ1件分です。

15款の使用料及び手数料は4,104万3,000円、うち使用料は3,539万円、主なものは、住宅使用料2,543万円で、収入未済額14万5,000円は住宅にかかわる4件分です。

住宅使用料は前年度比208万9,000円の減となりましたが、これは主に東日本大震災避難者のため空き室を確保したことによるものです。

16款の国庫支出金は1億8,308万1,000円、うち国庫負担金は1億818万7,000円、主なものは子ども手当6,896万4,000円です。

国庫補助金は7,359万4,000円で、主なものは地域介護福祉空間整備等施設整備交付金と平成22年度繰り越しのきめ細かな交付金の2,965万円です。

国庫支出金全体では前年度比3億5,691万5,000円、66.1%の大幅減となっております。

17款の県支出金は3億9,662万2,000円、うち県負担金が4,802万円で、子ども手当、障害者自立支援給付費などです。

県補助金は3億3,584万7,000円で、主なものは農地等災害復旧事業8,200万円、介護基盤緊急整備特別対策事業5,250万円、鳥獣害防止総合対策事業4,851万円などです。

なお、収入未済額の1,923万8,000円は繰り越し事業にかかわる未収入財源で、農地等災害復旧事業補助金であります。

県支出金全体では前年度比3,446万円、8.0%の減となっております。

11款の財産収入は922万円、土地建物貸付収入、基金利子などがありますが、中でも生産物売払収入の太陽光発電売電収入は前年度比166%の増となっております。

財産収入は、全体では前年度比30万1,000円の減となっております。

20款の繰入金は3,610万4,000円で、内訳は、地域活性化公共投資臨時交付金基金2,930万4,000円、住民生活に光を注ぐ交付金基金680万円です。

3ページ。

21款の繰越金は2億4,504万1,000円で、22年度からの繰越金です。

22款の諸収入は6,363万円で、CATV施設利用料2,450万円などです。

23の村債は4億5,530万円、前年度比1億3,865万円、43.8%の大幅増です。主なものは、平成22年度繰り越し7,685万円を含む村道整備事業2億2,060万円、村営住宅建設事業1億3,760万円、地域医療確保対策事業1,460万円などです。

村債のうち過疎債は3億5,045万円、辺地債1億375万円となっております。

なお、収入未済額2,865万円の内訳は、過疎債860万円、辺地債2,005万円で、村道新設改良費の繰り越し事業にかかわる未収入財源です。

以上が歳入であります。

続いて歳出についてご説明いたします。

4ページをごらんください。

1款の議会費は支出済額6,572万1,000円で、前年度比1,582万1,000円の増であります。

2款の総務費は5億5,363万2,000円で、主なものは減債基金積立金9,510万円、上伊那広域連合負担金2,940万1,000円、平成22年度繰り越しの防犯灯LED化設置工事1,095万1,000円などです。

選挙費では、県議会議員選挙が執行されました。

総務費全体では、前年度比1,208万円、2.1%の減となっております。

3款の民生費は7億8,099万3,000円、主なものは地区介護予防拠点施設建設事業9,101万1,000円、国保等特別会計への繰出金が3会計で9,307万4,000円、扶助費は老人福祉費以下4事業の合計で2億1,714万3,000円などです。

福祉医療費給付事業の扶助費は、対象年齢を18歳まで拡大したこともあり、前年度比155万8,000円の増となりました。

全体では前年度比1億1,881万6,000円、13.2%の減となっております。

4款の衛生費は1億4,687万9,000円で、主なものは伊南行政組合負担金4,648万7,000円、上伊那広域連合負担金1,402万8,000円などです。

予防費では、新規の子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業に 617 万 8,000 円を支出しました。

全体では前年度比 1 億 6,075 万 2,000 円、52.3%の大幅減となっております。

6 款の農林水産業費は 4 億 2,855 万 2,000 円、うち農業費が 3 億 7,710 万 2,000 円で、主なものは鳥獣害防止対策事業 9,615 万 2,000 円、中山間地域直接支払事業 2,437 万 7,000 円、農業集落排水特別会計繰出金 1 億 1,600 万円、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業 3,006 万 5,000 円などです。

また、新規に県の消費者行政活性化事業補助金を活用した農産物放射能分析検査にかかわる支出もありました。

林業費では、平成 22 年度繰り越しを含む林道改良事業 2,151 万 8,000 円がありまして、農林水産業費全体では前年度比 4,959 万 2,000 円、13.1%の増となっております。

7 款の商工費は 5,849 万 4,000 円で、主なものは平成 22 年度繰り越しのふれあい観光施設改修工事 987 万 6,000 円、商工業振興資金貸付基金繰出金 1,200 万円などで、商工費全体では前年度比 324 万 6,000 円、5.9%の増となっております。

8 款の土木費は 7 億 931 万 1,000 円、うち道路橋梁費は 3 億 1,554 万 5,000 円で、主なものは道路新設改良工事の平成 22 年度繰り越し 6 路線を含む村道 8 路線で 1 億 9,328 万 7,000 円、村道維持工事で 4,823 万 4,000 円などです。

また、都市計画費は 1 億 9,378 万 3,000 円で、主なものは公共下水道会計繰出金 1 億 6,260 万円、坂戸公園整備工事 1,747 万 2,000 円などです。

5 ページの住宅費は 1 億 1,923 万 9,000 円で、主なものは住宅取得にかかわる村営住宅建設事業 1 億 8,327 万 1,000 円です。

なお、翌年度繰越額の 2,876 万円は村道 2 路線の道路新設改良事業にかかわる歳出を翌年度に繰り越したものであります。

土木費全体では前年度比 1 億 9,297 万 8,000 円、37.4%の増となりました。

9 款の消防費は 9,417 万 9,000 円で、常備消防費の伊南行政組合負担金 6,508 万 7,000 円、非常備消防費の消防団員公務災害補償費 520 万 5,000 円などです。

10 款の教育費は 2 億 1,473 万 5,000 円、うち教育総務費は 7,523 万円で、平成 22 年度繰り越しの東西小学校パソコン教室新クライアント端末更新事業 519 万 8,000 円、児童生徒支援事業 748 万 9,000 円などです。

中学校費は平成 22 年度繰り越しの職員トイレ改修工事 554 万 4,000 円などです。

また、社会教育費は 7,910 万円で、主なものは文化センターの管理運営事業 2,684 万 4,000 円、図書館事業の備品購入費 269 万 9,000 円などです。

11 款の災害復旧費は 9,121 万 8,000 円で、農業用施設 1 カ所で 8,677 万 9,000 円、平成 22 年度繰り越しの林道 1 路線 443 万 9,000 円です。

なお、翌年度繰越額の 4,319 万 1,000 円は、農業用施設 1 カ所の災害復旧にかかわる歳出を翌年度に繰り越したものであります。

12 款の公債費であります。5 億 547 万 1,000 円、繰上償還の 7,660 万 3,000 円な

どで、前年度比 3,244 万 5,000 円、6.0%の減となっております。

以上が歳出であります。

6 ページからの事項別明細書につきましては、説明を省略いたします。

次に 88 ページからの財産に関する調書をごらんいただきたいと思います。

公有財産の土地は、坂戸公園用地や寄附をいただいた針ヶ平地籍の山林で、1,655 ㎡の増、建物は、サンライズ中田島や八幡平地区以下 9 地区集会所の新增改築で 881 ㎡の増となっております。

91 ページの基金であります。積み立ては、減債基金で 9,510 万円、高度情報化基金 1,224 万 7,000 円などで、合計 1 億 2,060 万 2,000 円、取り崩しは、地域活性化公共投資臨時交付金基金の 2,930 万 4,000 円など 3,610 万 4,000 円で、年度末現在高は、財政調整基金 7 億 9,130 万円など、合計で 14 億 6,552 万 3,000 円となっております。

以下、詳細についてはごらんください。

決算書につきましては以上とさせていただきます。

次に、決算報告書について、若干、ご説明をいたします。

まず、決算報告書の 1 ページをごらんください。

決算の収支の状況であります。⑤の平成 23 年度実質収支額から平成 22 年度の実質収支額を差し引いた⑥の単年度収支と⑦の積立金、⑧繰上償還金を加えた⑩の実質単年度収支は 9,926 万 9,000 円となりました。

6 ページをごらんください。

6 ページの地方債の状況であります。平成 23 年度の発行額は 4 億 5,530 万円、償還額は 5 億 92 万 9,000 円で、年度末現在高は合計で 35 億 4,257 万 9,000 円となっており、このうち過疎債と臨時財政対策債の合計が 31 億 8,475 万 8,000 円で、全体の 89.9%を占めております。

また、平成 22 年度に続き、平成 23 年度も辺地債 1 億 375 万円を発行しております。

下水道会計を含めた平成 23 年度末現在の中川村の地方債の残高は、平成 22 年度より 2 億 1,369 万 4,000 円減って 66 億 6,876 万円となっております。

次に 17 ページをごらんください。

17 ページであります。実質公債費比率は前年度比 2.7 ポイント下がって 9.6%と数値は年々低減しております。

18 ページの財政力指数は 0.220 で、昨年度を 0.08 ポイント下回りました。

以上が主要な財政指標であります。

これらの数値から見ますと、中川村の財政は、厳しいながらも、おおむね健全な運営が図られていると思います。

しかしながら、国債発行残高増加に見られるような国の財政状況の悪化、それと、今後も続くと思われ景気の低迷によりまして、村の歳入で大きなウエイトを占めます地方交付税の動向など、歳入に関しましては不安定な要素がありますので、今後とも財源確保に努めながら、総合計画に基づき計画的かつ効率的な財政運営に努める必要があります。

次に、議案第5号、国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算書について説明いたします。

まず、2ページをごらんください。

一番下の行の歳入合計、左から5列目の収入済額をごらんください。

平成23年度の歳入決算額は4億6,864万7,247円です。

続いて4ページをごらんください。

表中、一番下の行の歳出合計、左から4列目の支出済額をごらんください。

歳出決算額は4億5,333万1,724円です。

歳入歳出差引残額は1,531万5,523円です。

前年度と比べ、歳入は約433万8,000円、0.9%、歳出は約805万7,000円、1.8%の、それぞれ増であります。

1ページをごらんください。

1款の国民健康保険税は、収入済額1億2,425万8,000円で、平成23年度の税率改正により、前年度比1,696万2,000円、15.8%の増となっております。

不納欠損額はなく、収入未済額は576万8,000円で、徴収率は前年度比0.2ポイント減の95.6%であります。

5款の国庫支出金は1億355万5,000円で、主なものは療養給付費等負担金8,329万3,000円、調整交付金1,750万5,000円などであります。

6款の療養給付費交付金は3,493万円で、社会保険診療報酬支払基金からの退職者分であります。

7款の前期高齢者交付金は1億1,827万8,000円で、前期高齢者医療にかかる支払基金からの交付金であります。

13款の繰入金は1,556万6,000円で、一般会計からの税の軽減分などの繰り入れであります。

次に3ページの歳出であります。2款の保険給付費は3億83万8,000円、このうち療養諸費と高額療養費は一般被保険者で2億6,394万7,000円、前年度比1,219万6,000円、4.4%の減、退職被保険者で3,303万3,000円、前年度比498万3,000円、17.8%の増となっております。

また、任意給付の出産育児一時金は5件で207万1,000円、葬祭費は10件で30万円です。

一般被保険者の医療給付が減ったことによりまして、保険給付費全体では前年度比690万2,000円、2.2%の減となりました。

3款の後期高齢者支援金等は6,350万5,000円で、前年度比1,023万円の増であります。

7款の共同事業拠出金は4,172万9,000円で、内訳は高額医療費共同事業分732万2,000円、保険財政安定化事業分が3,440万7,000円であります。

8款の保健事業費は336万4,000円、うち特定健康診査事業は272万円となっております。

次に、23ページ、財産に関する調書をごらんください。

国庫支払準備基金は3万円の積み立てを行い、年度末現在2,510万円となっております。

以上、国保会計であります。

次に、議案第6号、介護保険事業特別会計歳入歳出決算書をお願いします。

1ページをごらんください。

一番下の行の歳入合計、左から5列目の支出済額をごらんください。

平成23年度の歳入決算額は4億8,759万8,844円です。

続いて2ページをごらんください。

一番下の行の歳出合計、左から4列目の支出済額をごらんください。

歳出決算額は4億8,586万8,341円で、歳入歳出差引残額は173万503円です。

前年度と比べ歳入は約3,870万5,000円、8.6%、歳出は約4,630万3,000円、10.5%のそれぞれ増であります。

1ページをごらんください。

歳入の1款の保険料は7,897万8,000円で、前年度比71万5,000円の増であります。

収入未済額は17万4,000円で、徴収率は前年度比0.1ポイント減の99.8%であります。

4款の国庫支出金は1億1,894万7,000円、5款の支払基金交付金は1億3,837万3,000円、6款の県支出金は6,755万3,000円、10款の繰入金は7,296万8,000円ですが、これらの大部分は保険給付費に充てられる収入であります。

なお、繰入金のうち基金繰入金は783万2,000円で、介護給付費準備基金の取り崩しによるものであります。

2ページの歳出、2款の保険給付費は4億6,412万1,000円、うち主なものはサービス給付費等諸費が4億5,717万8,000円、高額介護サービス費が694万3,000円でありまして、給付費全体では前年度比5,092万3,000円、12.3%の増であります。

6款の基金積立金は3万2,000円で、介護給付費準備基金に積み立てております。

この結果、17ページの財産に関する調書であります。年度末の基金残高は介護給付費準備基金が3,500万円となっております。

以上が介護保険会計であります。

次に、議案第7号の後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書であります。

1ページ、一番下の行の歳入合計、左から5列目の収入済額をごらんください。

平成23年度の歳入決算額は4,030万3,761円です。

翌年度繰越額が1万3,200円となっております。

支出済額のほうであります。もう一度、ご説明いたします。

支出済額のほうが2ページの一番下の行の歳出合計、左から4列目の支出済額になります。

歳出決算額は4,030万3,761円ということで、翌年度繰越額が1万3,200円ということになります。

1 ページの歳入であります、1 款の保険料 2,781 万円でありまして、収入未済はございません。

徴収率は 100%であります。

4 款の繰入金であります、一般会計繰入金で 1,237 万 2,000 円であります。

2 ページの歳出であります、2 款の広域連合納付金が 3,990 万 6,000 円でありまして、保険料負担分と保険基盤安定負担金であります。

以上が後期高齢者医療特別会計であります。

続きまして、議案第 8 号、公共下水道事業特別会計歳入歳出決算書であります。

1 ページ、一番下の行の歳入合計、左から 5 列目の収入済額をごらんください。

一番下の平成 23 年度の歳入決算額は 2 億 2,367 万 7,374 円であります。

続いて 2 ページ、表中の一番下の行、歳出合計、左から 4 列目の支出済額をごらんください。

歳出決算額は 2 億 2,285 万 7,341 円であります。

翌年度繰越額は 82 万 33 円であります。

前年度と比べ歳入は約 216 万 2,000 円、歳出は約 228 万 5,000 円と、どちらも 1.0%の減であります。

1 ページの歳入であります、1 款の分担金及び負担金は 552 万円でありまして、前年度比 598 万 3,000 円の減、収入未済額は 28 件で 1,670 万 4,000 円であります。

今後ともつなぎ込みを推進し、未収金の解消に努めてまいります。

2 款の使用料及び手数料のうち使用料は 5,467 万円で、前年度比 21 万円の増、収入未済額は 13 件、103 万 7,000 円であります。

なお、平成 23 年度処理区域内の普及率を水洗化人口で見ますと、水洗化率は、大草処理区が 93.5%、片桐処理区が 80.0%、合計で 84.6%でありまして、前年度比 0.6 ポイントの減となっております。

7 款の繰入金は 1 億 6,260 万円で、前年度比 414 万円、2.6%の増で、一般会計から公債費分の繰り入れであります。

2 ページの歳出をお願いします。

1 款の下水道事業費は 4,677 万 9,000 円、うち下水道維持費は 3,375 万 5,000 円で、前年度比 218 万 2,000 円の増となっております。

2 款の公債費は 1 億 7,677 万 8,000 円で、前年度比 394 万 2,000 円の減であります。

10 ページの財産に関する調書をごらんいただきたいと思いますが、公有財産重要物品の年度中の増減はございません。

以上が公共下水道会計であります。

次に、議案第 9 号、農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算書をお願いします。

1 ページ、一番下の行の歳入合計、左から 5 列目の収入済額をごらんください。

平成 23 年度の歳入決算額は 1 億 3,869 万 5,206 円となっております。

続いて 2 ページの表中、一番下の行の歳出合計、左から 4 列目の支出済額をごらんください。

歳出決算額は 1 億 3,800 万 4,167 円で、翌年度繰越額は 69 万 1,039 円となりました。

前年度と比べ、歳入は約 118 万 8,000 円、歳出は約 119 万 7,000 円、0.9%のそれぞれ増となっております。

1 ページの歳入をお願いします。

1 款の分担金及び負担金は 70 万円です。

2 款の使用料及び手数料のうち使用料は 2,124 万 5,000 円で、前年度比 24 万 2,000 円の増、収入未済額は 8 件で 13 万 4,000 円であります。

なお、平成 23 年度の地区内普及率を水洗化人口で見ますと、水洗化率は全体で 85.4%、前年度比 2.3%の減であります。

7 款の繰入金は 1 億 1,600 万円で、主に公債費分であります。

2 ページの歳出であります、1 款の農業集落排水事業費であります、3,301 万 6,000 円、このうち維持管理費事業分が 2,469 万 2,000 円で、前年度比 126 万 9,000 円の増となっております。

2 款の公債費は 1 億 498 万 8,000 円で、前年度比 6 万 9,000 円の減となっております。

以上、農業集落排水会計でございます。

以上で各会計の決算の説明とさせていただきます。

審査のほど、よろしく願いいたします。

○建設水道課長

続きまして、議案第 10 号 平成 23 年度中川村水道事業決算について説明をさせていただきます。

水道事業につきましては、企業方式での決算になりますので、決算の方法が一般会計と若干異なります。ご承知をいただきたいと思っております。

なお、決算書の数値につきましては、税込の表示、PL ですとか費用明細書などは税抜きの表示となっておりますので、単純に、ちょっと比較ができませんけれども、あらかじめご承知をいただきたいと思っております。

なお、金額については 1,000 円単位で報告をさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

まず、決算書の 1 ページでございます。

収益的収入及び支出でございますけれども、収益的収入の決算額 9,011 万円余に対して収益的支出の決算額であります、8,678 万円で、見かけ上、差し引き 333 万円のプラスとなっております。

2 ページ、資本的収入及び支出でございますけれども、資本的収入の決算額 259 万円に対しまして資本的支出でございます、建設改良費 1,348 万円、企業債 333 万円、合わせて決算額 1,682 万円で、差し引き 1,423 万円の不足となっております、この不足につきましては消費税及び損益勘定の留保資金等で補てんをさせていただいております。

次に 3 ページであります。

損益計算書でございます、収益的収支の明細となっております。この表以降につ

きましては、仮受の消費税を抜いた数値となっておりますので、ご理解いただきたいと思いますが、営業収益では合計で8,560万円、営業費用の合計は8,396万円で、差し引き163万8,000円と前年より69万円余の増収となりました。これに営業外収益及び営業外費用を加減をした経常利益でございますが、61万8,000円余の黒字という数字になってございます。

特別利益、特別損失はございません。

続いて4ページをごらんいただきたいと思います。

この2つの表、上下に2つの表がございますが、この2つの表につきましては、法定積み立ての減債積立金であります。この義務の撤廃及び剰余金の処分方法など、地方分権一括法の施行に伴いまして、剰余金計算書及び剰余金処分計算書の様式が昨年と変わっておりますので、ご承知おきいただきたいと思います。

まず、上の表、剰余金の計算書でございますが、利益剰余金につきましては前年度繰越欠損金から前ページで算出をされました純利益の61万8,000円余を加減をいたしました当該年度の末残高で、三角でございますが、125万3,000円の欠損となっております。

また、資本剰余金につきましては、前年度末残高の13億3,561万円に工事負担金の247万円を加えた額13億3,080万8,000円が当該年度末の残高となります。

下の表につきましては、上の表で計算をされました剰余金の処分に関する計算書で、自己資本と借入資本からなる資本金及び資本剰余金の残高と未処分利益剰余金を前年度繰越欠損金として、これをそのまま翌年度に繰り越し処理をしたいと、こういう表でございます。

最後に5ページ、貸借対照表でございますけれども、これは、平成23年度末現在の財政状況をあらわしてある表でございます。

資産の部でございますが、固定資産、流動資産で構成をされておまして、固定資産の合計は12億4,467万円でございます。流動資産の合計でございますが、1億7,901万円、資産の合計でございますが14億2,581万8,000円余でございます。負債の部は未払い金で126万8,654円という数字になってございます。

資本の部でございますが、資本金と剰余金に区別をされてございまして、資本金の合計は8,044万円、剰余金の合計は下から3行目でございますが、13億4,410万円で、資本の合計でございますが、14億2,455万円という数字になってございます。

したがって、資本、負債の合計でございますが、資産の合計と同額の13億2,581万8,000円という数字になります。

以下、6ページに業務、また経営の状況を記した事業概況、また、それ以降に決算付属書類を添付をさせていただきましたので、後々ご参照いただくこととして、決算書類の説明とさせていただきます。

よろしくお願いをいたします。

ここで暫時休憩といたします。再開は10時40分とします。

[午前10時23分 休憩]

○議長

[午前10時40分 再開]

○議長

会議を再開します。

ここで代表監査委員から決算審査の結果について報告を求めます。

○代表監査委員

それでは、平成23年度中川村各会計、一般会計、5特別会計について監査報告をいたしたいと思っております。

最初に、地方自治法第233条第2項及び第241条第5項の規定により、平成23年度の中川村各会計決算について審査した結果を8月23日付で中川村長へ報告をいたしました。その内容について、本日、ここで報告をいたします。

なお、前段で各会計管理者より説明がございましたので、細かな数字的なことについては省略させていただきますので、あらかじめご了解いただきます。

それでは、平成23年度中川村一般会計及び特別会計決算の審査意見について、地方自治法第233条第2項の規定により審査に付された平成23年度各会計の歳入歳出決算書、証拠書類、その他政令で定める書類及び同法第241条第5項の規定により各基金の運用状況を示す書類について審査したので、次のとおり意見を付します。

#### 第1 審査の概要

##### 1 審査の対象

- (1) 平成23年度一般会計歳入歳出決算
- (2) 平成23年度国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算
- (3) 平成23年度介護保険事業特別会計歳入歳出決算
- (4) 平成23年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
- (5) 平成23年度公共下水道事業特別会計歳入歳出決算
- (6) 平成23年度農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算

##### 2 審査の期間

平成24年8月7日から10日まで

##### 3 審査の方法

審査に当たっては、村長から提出された各会計歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び各基金の運用状況を示す書類について、係数の確認、関係法令等に準拠して調製されているか、財政の運営は健全か、財政の管理は適正か、さらに予算が適正かつ効率的に執行されているか等に主眼を置き、それぞれの関係書帳簿及び帳簿書類との照合並びに決算資料の検証及び関係職員からの説明聴取等、必要な審査手続をもって実施した。

#### 第2 審査の結果

##### 1 総括

###### (1) 総括意見

①調査に付された一般会計、各特別会計の歳入歳出決算書、歳入歳出事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は、法令に準拠して作成されており、決算係数は関係書帳簿及び証拠書類と照合した結果、誤りのないものと認めた。

また、各基金の運用状況を示す書類の係数について、関係書帳簿及び証拠書類と符

合しており、誤りのないものと認めた。

②厳しい財政事情の中、健全な財政運営に配慮しつつ、自立の村づくりや村民要望にこたえるべく各分野における事業などの取り組みを着々と進行されていることを評価する。

③一般会計及び特別会計5会計とも実質収支は黒字決算となっている。うち一般会計の実質収支は2億5,613万5,000円となっている。地方交付税が歳入に占める割合は47.9%で、前年度比5,527万7,000円、3.0%の増となり、国庫支出金の占める割合は4.7%で、前年度比3億5,691万5,000円、66.1%の減となった。県支出金の占める割合は10.1%で、前年度比3,446万円、8.0%の減となった。

また、平成22年度繰り越し事業として国の経済対策を目的としたきめ細かな交付金等により、社会資本の整備とともに地域経済への波及効果も図られた。

今後の行財政運営に当たっては、事業の費用対効果を十分に検証するとともに、住民ニーズの変化や時代の要請に的確に対応できるよう、施策、事業を計画的に推進し、住民福祉の向上に努められたい。

#### (2) 決算規模

一般会計は、前年度に比べて歳入で6,511万6,000円、1.6%の減、歳出で1億27万3,000円、2.7%の減となっているが、特別会計の合計は、前年度に比べて歳入で4,250万円、3.2%の増、歳出で5,383万1,000円、4.2%の増となっている。一般会計と特別会計の合計では、前年度に比べて決算規模は縮小している。

一般会計及び特別会計の決算額は次のとおりであるということで、表のとおりでございます。

#### (3) 財政構造の弾力性

健全な財政運営の要件は、収支の均衡を保持しながら経済変動や村民要望に対応し得る弾力性を持つものでなければならない。一般会計における財政力の動向、財政構造の弾力性を判断する主要財務指標の過去10年間の年度別推移は次表のとおりであるということで、表に記載のとおりでございます。

①財政力指数については、本年度は0.220で、前年度に比べ0.008ポイント低下しており、財政基盤が弱い状態にあることがうかがえる。

②経常収支比率については、本年度は82.9%で、前年度に比べ1.7ポイント硬直化している。

③経常一般財源比率については、本年度は94.9%で、前年度に比べ1.8ポイント改善されている、

④と⑤の公債費比率、起債制限比率については、統計上の算出が廃止されております。

⑥実質公債費比率については、今年度は9.6%で、前年度に比べ2.7ポイント改善されている。

⑦将来負担比率については、本年度は5.9%で、前年度に比べ5.4ポイント改善されている。これは、臨時財政対策債などの繰上償還により村債残高が減少したことな

どに伴うものである。

なお、早期健全化基準は350.0%である。

#### 2 一般会計

##### (1) 歳入

歳入については、各科目とも収入確保に努力されていた。歳入について特記すべきものは次のとおりである。

##### ①村税

ア、村税の決算額は4億5,623万8,000円であり、前年度比1,273万1,000円、2.9%の増となった。このうち、個人村民税は、同4.6%の増となり、その要因は、納税義務者の増と全体に所得階層が上がったためだと想定される。

イについては、収入未済額についての指摘事項でございます。

税負担の公平の原則からも、収入未済額の解消を図る必要がある。収納率の向上には非常な困難を伴うが、さらなる収納対策の強化を図るよう望むものである。

ウ、不納欠損処分についての指摘事項でございます。

エ、村税の徴収率についての指摘事項でございます。

滞納繰越分の徴収率は20.5%、前年度15.5%で、5.0%の増となっている。引き続き一層の徴収に努力されたい。

なお、高額滞納者に対しては、長野県地方税滞納整理機構及び県税徴収対策室上伊那分室の徴収組織が機能して、滞納額の減少が期待される。

##### ②地方譲与税

決算額5,643万3,000円の内訳は、地方揮発油譲与税1,569万6,000円及び自動車重量譲与税4,073万7,000円である。

##### ③地方交付税

決算額は18億8,024万5,000円で、前年度比5,527万7,000円、3.0%の増となった。うち普通交付税は17億725万6,000円で4,398万1,000円、2.6%の増となった。

また、特別交付税は震災復興特別交付税の新規算入も含め震災関連経費算入額の増などにより、対前年度比1,229万6,000円増え、1億7,298万9,000円となった。

##### ④分担金及び負担金

ア、決算額は3,934万6,000円で、前年度比83万2,000円、2.1%の減となった。

イ、分担金に対する指摘事項でございます。

ウ、負担金に関する指摘事項でございます。

##### ⑤使用料及び手数料

ア、決算額は4,104万3,000円で、前年度比221万7,000円、5.1%の減となっている。住宅使用料の滞納は、3件で14万5,000円、前年度比9万1,000円増となっている。

受益者負担の原則のうえからも、引き続き収入未済額の解消に努められたい。

イ、体育・文化施設使用料についての指摘事項でございます。

##### ⑥国庫支出金

決算額は1億8,308万1,000円で、前年度比3億5,691万5,000円、66.1%の減となっている。これは、緊急経済対策による地域活性化・経済危機対策臨時交付金等の減によるものである。

国庫支出金は各種事業の貴重な財源となるため、その獲得に向けて一層努力されたい。

#### ⑦県支出金

決算額は3億9,662万2,000円で、前年度比3,446万円、8.0%の減となっている。これは、介護基盤緊急整備特別対策事業、県公共投資臨時交付金事業等の縮小によるものである。

#### ⑧財産収入

決算額は922万円で、前年度比30万1,000円、3.2%の減となっている。これは、利子及び配当金63万6,000円の減が主なものである。

#### ⑨寄附金

決算額は25万1,000円で、前年度比274万9,000円、91.6%の減となっている。前年度の教育委員会等への特定目的寄附金の減によるものである。

#### ⑩繰入金

基金からの繰入金は3,610万4,000円で、その内訳は、地域活性化・公共投資臨時交付金基金2,930万4,000円、住民生活に光を注ぐ交付金基金680万円である。

#### ⑪諸収入

決算額は6,363万円で、前年度比1,042万9,000円、19.6%の増となっている。主なものは、CATV施設利用料、市町村振興協会交付金等である。

#### ⑫村債

決算額は4億6,530万円で、前年度比1億3,865万円、43.8%の増となっている。内訳は、過疎対策事業債3億5,045万円、辺地対策事業債1億375万円、一般公共事業債110万円となっている。

決算額のうち過疎対策事業債及び辺地対策事業債で99.8%を占めている。

交付税措置による有利な過疎対策事業債もあわせて延長されることから、引き続き本債を中心とした事業運営に努められたい。

また、事業執行に当たっては、単年度に偏ることなく、計画的な起債事業の執行に努められたい。

#### (2)歳出

一般会計の歳出は、予算現額に対して、支出済額36億4,918万5,000円、不用額2億5,974万円で、執行率は91.7%であった。不用額も予備費2億4,862万4,000円を除けば多額な不用額もなく、補正予算の措置等、適切に処理していることが認められた。

事業等については、積極的、効率的に執行しており、経費節減の努力が伺えた。

歳出について特記すべきもの及び意見は、次のとおりである。

#### ①議会費

ア、決算額は6,572万円で、前年度比1,582万1,000円、31.7%の増となっている。これは、地方議会議員年金制度の廃止に伴う公費負担の増が主なものである。

#### ②総務費

ア、決算額は5億5,363万2,000円で、前年度比1,208万円、2.1%の減となっている。

イ、交際費についての指摘事項でございます。

ウ、役場庁舎管理費についての指摘事項でございます。

エ、防災対策費、オ、企画費、カ、電子化推進事業費についての、それぞれの指摘事項でございます。

キ、村内巡回バス事業についての指摘事項でございます。

#### ③民生費

ア、決算額は7億8,99万3,000円で、前年度比1億1,881万6,000円、13.2%の減となっている。

イ、出生数に関する指摘事項であります。

ウ、つどいの広場バンビーニについて、エ、安心こども基金事業について、オ、地域介護福祉空間整備等施設整備事業について、カ、介護基盤緊急整備に係る特別対策事業についての、それぞれ指摘事項でございます。

#### ④衛生費

ア、決算額は1億4,687万9,000円で、前年度比1億6,075万2,000円、52.3%の減となっている。これは、水道事業会計への繰出金1億2,500万円の減が主なものである。

イは健康診査事業についての指摘事項であります。

ウ、片桐診療所への太陽光発電設備の増設工事173万3,000円が実施され、順調に売電収入も計上されている。売電による収入はもとより、自然エネルギーの活用や災害時にも有効に利用されることから、今後、公共施設への積極的な導入を期待する。

エ、合併処理浄化槽整備事業について、オ、ごみ処理事業についての、それぞれ指摘事項でございます。

#### ⑤農林水産業費

ア、決算額は4億2,855万2,000円で、前年度比4,959万2,000円、13.1%の増となっている。

イ、滞在型市民農園整備への補助事業について、ウ、鳥獣害防止対策事業費について、それぞれの指摘事項でありまして、鳥獣害防止対策事業については、今後も被害防止対策のさらなる取り組みが期待される。

エは農業者戸別所得補償事業について、オ、県営中山間地域総合農地防災事業について、カ、国土調査事業についての、それぞれ指摘事項であります。

#### ⑥商工費

ア、決算額は5,849万4,000円で、前年度比324万6,000円の増となっている。

イ、商工業振興資金について、ウ、指定管理施設の利用者についての、それぞれ指

摘事項であります。

全体的に観光施設の利用者数は減少傾向である。新規利用者やリピーターの増加につながるような施策に期待する。

#### ⑦土木費

ア、決算額は7億931万1,000円で、前年度比1億9,297万8,000円、37.4%の増となっている。これは、中田島村営住宅建設事業1億8,228万4,000円の増によるものである。

イ、道路改良事業について、ウ、村道維持修繕について、エ、ずく出し協働事業についての、それぞれ指摘事項でございます。

オ、村営住宅建設事業は、中田島地区に集合住宅1棟10戸、事業費1億8,228万4,000円で建設がされ、今後も一戸建て住宅9戸の建設も予定されている。I・J・Uターンによる村内への定住化が促進されるような定住化施策を期待する。

#### ⑧消防費

ア、決算額は9,417万9,000円で、前年度比520万1,000円、5.9%の増となっている。

イ、常備消防費ウ 非常備消防費、エ、消防団員についての、それぞれ指摘事項でございます。

#### ⑨教育費

ア、決算額は2億1,473万5,000円で、前年度比1億959万7,000円、33.8%の減となっている。前年度実施した、住宅建物安全形成ストック事業及び地域活性化・きめ細かな臨時交付金事業等の補助事業が終了したことによる決算額の減である。

イ、きめ細かな交付金事業（繰越事業）について、ウ、緊急雇用創出事業により文化財保護事業について、エ、社会教育施設の利用状況について、オ、公民館事業等について、カ、図書館事業費について、それぞれ指摘事項でございます。

#### ⑩災害復旧費

ア、決算額は9,121万8,000円で、前年度比6,657万8,000円、270.2%の増となっている。

イ、農業用施設災害復旧事業、ウ、林業施設災害復旧事業についての、それぞれ指摘事項であります。

#### ⑪公債費

ア、決算額は5億547万1,000円で、前年度比3,244万5,000円、6%の減となっている。

イ、平成23年度末現在高は35億4,257万9,000円で、前年度末に比べ118万7,000円、0.03%の減となっている。期間中に7,660万3,000円の繰り上げ償還が行われた。

平成16年度に公債費のピークは越え徐々に減少しているが、今後も慎重な財政運営を期待する。

#### (3)基金についてでございます。

ア、積立基金及び定額運用基金について、イ、財政調整基金について、ウ、減債基

金について、エ、奨学基金について、オ、基金の取り崩しについて、それぞれ指摘事項でございます。

#### 3 特別会計

特別会計5会計の予算現額は13億5,846万4,000円で、総支出済額13億4,036万5,000円、執行率は98.7%であった。各特別会計とも収入確保に努力し、また歳出についても、経費節減に努めながら適切に執行していることを認めた。

##### (1)国民健康保険事業特別会計

①歳入総額は4億6,864万7,000円で、前年度比433万8,000円、0.9%の増となっている。

徴収率は95.6%で、前年度比0.3%の減となっている。

②歳出総額は4億5,333万2,000円で、前年度比805万8,000円、1.8%の増となっている。

③被保険者の加入状況についての指摘事項でございます。

④国保税の滞納額は576万8,000円で、前年度比114万2,000円の増となっている。引き続き、国保税の徴収については、なお一層の努力を期待する。

##### (2)介護保険事業特別会計

①歳入総額は4億8,759万9,000円で、前年度比3,870万5,000円、8.6%の増となっている。

②歳出総額は4億8,586万8,000円で、前年度比4,630万4,000円、10.5%の増となっている。基金積立金は3万2,000円で、年度末現在額は3,500万円である。

③第1号被保険者数に関して、④保険給付費月額に関する指摘事項でございます。

⑤介護保険料滞納者は、5人で17万3,500円となっている。

##### (3)後期高齢者医療特別会計

①歳入総額は4,031万7,000円で、前年度比44万円、1.1%の増となっている。

②歳出総額は4,030万4,000円で、前年度比55万9,000円、1.4%の増となっている。

③後期高齢者医療の対象者について、④総医療給付費について、それぞれ指摘事項でございます。

##### (4)公共下水道事業特別会計

①歳出総額は2,285万7,000円で、前年度比228万5,000円、1.0%の減となっている。

②年度末での水洗化率の状況についての指摘事項であります。

③下水道料の滞納額は103万7,000円で、徴収については、分納・延納等により、その実情に合わせた方法で徴収されている。今後も引き続き、滞納の解消に努力されたい。

④は維持管理費についての指摘事項でございます。

##### (5)農業集落排水事業特別会計

①歳出総額は1億3,800万4,000円で、前年度比119万7,000円、0.9%の増となっ

ている。

②水洗化率の状況についての指摘事項であります。

③下水道料の滞納額 8 件 13 万 4,000 円、前年度比 9 万 4,000 円増で、今後も徴収に向け努力されたい。

④維持管理費についての指摘事項であります。

#### 4 その他

(1) 住民税務課、保健福祉課、建設水道課、教育委員会等さまざまな分野で、税・料金等の未収金が生じている。庁内関連部署での徴収会議の開催等、横の連携を行いながら、その解消に努力をされていることは評価するが、より積極的な取り組みによって解消になお一層努力されたい。

以上であります。

続いて、平成 23 年度中川村水道事業会計決算について報告申し上げます。

平成 23 年度中川村水道事業会計については、公共公営企業法第 30 条の規定により平成 23 年度の中川村水道事業会計決算について審査した結果を 8 月 23 日付で中川村水道事業管理者へ報告をいたしましたので、その内容について、本日、ここに報告をいたします。

前段で建設水課長より報告がなされておりますので、詳細な数字的なことについては省かせていただきます。

それでは、平成 23 年度中川村水道事業会計決算の審査意見について、地方公営企業法第 30 条の規定により審査に付された平成 23 年度水道事業会計の歳入歳出決算関係書帳簿及び証拠書類について審査したので、次のとおり意見をします。

#### 第 1 審査の概要

##### 1 審査の対象

平成 23 年度水道事業会計歳入歳出決算

##### 2 審査の期日

平成 24 年 8 月 10 日

##### 3 審査の方法

審査にあたっては、管理者から提出された決算財務諸表及び決算報告書が平成 23 年度における水道事業の経営成績と財政状態を適正に表示しているかどうかについて、会計諸帳簿及び例月出納検査との照合などにより検証した。

また、年度内の事業運営全般について、関係職員から説明を求め、公営企業の基本原則である公共の福祉増進と経済性発揮の観点から審査した。

#### 4 決算の概要

##### (1) 業務実績

給水件数は 1,747 件で、前年度より 3 件増加している。1 人当たりの給水水量は対前年度比 1.8%減少している。年間総配水量は、ここ数年下水道普及率の増加に伴い緩やかな増加傾向にあり、54 万 7,296 m<sup>3</sup>で、対前年度比 4,117 m<sup>3</sup>、0.8%の増加となった。

配水量のうち料金収入となった水量の割合である有収率は 79.75%で前年度比 0.21%減少している。

#### (2) 経営成績

##### ① 事業収入及び事業費用

経営収支の状況を見ると、総収益は 8,603 万 6,000 円で、前年度比 109 万 6,000 円 1.3%の増となっている。給水収益は 8,134 万 4,000 円で前年度比 44 万 3,000 円、0.5%の増であった。

収納状況は、調定額 8,541 万円に対し、収入済額 8,403 万 1,000 円で、収納率は 98.38%、未納額は 137 万 9,000 円であった。

平成 23 年度は 61 万 8,000 円の純利益を生じ、前年度未処分欠損金を合わせた 125 万 3,000 円を未処理欠損金として翌年度に繰り越した。

② 資本的収入及び支出、金額は消費税込みでございます。

収入は分担金であり、259 万 4,000 円となっている。支出は建設改良費 1,348 万 6,000 円、企業債償還金 333 万 9,000 円で、合計 1682 万 5,000 円となった。

資本的収支の不足額 1,423 万 1,000 円は、損益勘定留保資金等で補てんされている。

#### 第 2 審査の結果

##### 1 決算諸表について

損益計算書、貸借対照表等の決算財務諸表並びに決算報告書及びその他付属書類については、計数に誤りはなく、適正に記帳されており、当会計年度における水道事業の経営成績と財政状況を正確に表示していると認めた。

また、現金預金の管理についても適正に行われていることを確認した。

##### 2 審査意見の総括

審査過程での総括所見を記して、今後の経営改善に期待する。

(1) 平成 23 年度は 61 万 8,000 円の純利益となった。未処理欠損金は 135 万 3,000 円となっている。

今後とも健全経営のために常経費の削減、有収率の改善など企業努力を望む。

(2) 恒常的な滞納者が見受けられるので、より一層の徴収努力を望む。

(3) 有収率が前年度より 0.21%減少したが、今後、老朽化した配水管等の更新を進め、さらなる漏水調査をして有収率の改善に努力されたい。

以上であります。

それでは、続きまして、平成 23 年度中川村財政健全化の審査意見についてご報告を申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項の規定により審査に付された財政健全化判断比率及びその基礎からなる事項を記載させるについて審査したので、次のとおり意見を付します。

#### 平成 23 年度中川村財政健全化審査意見書

##### 1 審査の概要

この財政健全化審査は、村長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎と

なる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

## 2 審査の結果

### (1) 総合意見

審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められ他ということで、その表のとおりであります。

### (2) 個別意見

#### ①実質赤字比率について

平成23年度の実質赤字比率は0%となっており、早期健全化基準の15.0%を下回っている。

#### ②連結実質赤字比率について

平成23年度の連結実質赤字比率は0%となっており、早期健全化基準の20.0%を下回っている。

#### ③実質公債費比率について

平成23年度の実質公債費比率は9.6%となっており、早期健全化基準の25.0%を下回っている。

#### ④将来負担比率について

平成23年度の将来負担比率は5.9%となっており、早期健全化基準の350.0%を下回っている。

### (3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

続きまして、平成23年度水道事業会計健全化の審査意見についてであります。地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により審査に付された平成23年度水道事業会計の経営健全化判断比率及びその算定基礎となる事項を記載した書類について審査したので、次のとおり意見を付します。

平成23年度中川村水道事業会計経営健全化審査意見書

## 1 審査の概要

この経営健全化審査は、村長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

## 2 審査の結果

### (1) 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められるということで、表のとおりでありまして、

### (2) 個別意見として

#### ①資金不足比率について

実質的な資金不足比率は0%であり、良好な状態にあると認められる。

### (3) 是正改善を要する事項

指摘すべき事項は特にない。

続きまして平成23年度公共下水道事業特別会計経営健全化審査意見について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により審査に付された平成23年度公共下水道事業特別会計の経営健全化判断比率及びその算定基礎となる事項を記載した書類について審査したので、次のとおり意見を付します。

平成23年度中川村公共下水道事業特別会計経営健全化審査意見書

## 1 審査の概要

この経営健全化審査は、村長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

## 2 審査の結果

### (1) 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。表のとおりでありまして、

### (2) 個別意見として、

#### ①資金不足比率について

実質的な資金不足比率は0%であり、良好な状態にあると認められる。

### (3) 是正改善を要する事項

指摘すべき事項は特にない。

引き続きまして、平成23年度農業集落排水事業特別会計経営健全化の審査意見について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により審査に付された平成23年度農業集落排水事業特別会計の経営健全化判断比率及びその算定基礎となる事項を記載した書類について審査したので、次のとおり意見を付します。

平成23年度中川村農業集落排水事業特別会計経営健全化審査意見書

## 1 審査の概要

この経営健全化審査は、村長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

## 2 審査の結果

### (1) 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。表のとおりでありまして、

### (2) 個別意見

#### ①資金不足比率について

実質的な資金不足比率は0%であり、良好な状態にあると認められる。

### (3) 是正改善を要する事項

指摘すべき事項は特にない。

以上であります。

審査結果の報告が終わりました。

これより質疑を行います。

○議 長

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 質疑なしと認めます。  
お諮りいたします。  
ただいま議題となっております議案第4号から議案第10号までの7議案を議会会議規則第39条の規定により所管の常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 異議なしと認めます。よって、議案第4号 平成23年度中川村一般会計歳入歳出決算認定については、議会先例第25条の規定により総務経済、厚生文教の各常任委員会に分割付託いたします。

議案第5号 平成23年度中川村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第6号 平成23年度中川村介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第7号 平成23年度中川村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については厚生文教委員会に付託します。

議案第8号 平成23年度中川村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第9号 平成23年度中川村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第10号 平成23年度中川村水道事業決算認定については総務経済委員会に付託します。

各常任委員長は、会期中に内容を審査の上、審査結果の報告をお願いします。  
お諮りいたします。

日程第14 議案第11号から日程第18 議案第15号までの補正予算5件につきましては、平成24年度の補正予算関係であり、議会会議規則第37条の規定により一括議題としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 異議なしと認めます。よって、

日程第14 議案第11号 平成24年度中川村一般会計補正予算（第2号）

日程第15 議案第12号 平成24年度中川村国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

日程第16 議案第13号 平成24年度中川村介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

日程第17 議案第14号 平成24年度中川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

日程第18 議案第15号 平成24年度中川村公共下水道事業特別会計補正予算（第

1号)

以上の5議案を一括議題といたします。  
提案理由の説明を求めます。

○副村長 それでは、私のほうから議案第11号 平成24年度中川村一般会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

予算の総額にそれぞれ3億2,470万円を追加し、予算の総額を35億1,970万円とし、地方債の補正は第2表 地方債の補正によるものであります。

まず、4ページの地方債の補正をごらんください。

第2表 地方債補正で追加であります。7月の梅雨前線豪雨による被災で農地等災害復旧事業で竹ノ上地区の水路復旧費でございまして、限度額10万円、林業施設災害復旧事業、林道銭峰線の復旧に70万円、公共土木施設災害復旧事業、村内6カ所の単独の事業であります。350万円の計430万円の災害復旧事業債の借入れを行うものであります。

7ページをごらんください。

歳入、11款 地方特例交付金で35万2,000円の追加であります。住宅借入金等特別税額控除によります減収分の額の確定による補正であります。

8ページ。

12款の地方交付税で1億2,209万9,000円の補正であります。普通交付税でありまして、平成24年度の普通交付税の総額は17億209万9,000円となります。23年度の交付税との比較では515万7,000円、0.3%減少をしております。減要因としましては、基準財政需要額、また、基準財政収入額とも減少しておりますが、各費目の算定で増減がありますが、金額ベースで大きなものとしては、交付税で措置される公債費分1,900万円ほどが減額ということになっております。

9ページ。

16款 国庫支出金、総務費委託金が1,574万3,000円でありまして、緑の分権改革調査事業委託金であります。内容は歳出でご説明いたします。

10ページであります。

17款 県支出金は、総務費県補助金で872万5,000円、地域発元気づくり支援金で28万3,000円、緊急雇用創出事業補助金3事業で844万2,000円であります。

民生費補助金は14万6,000円で、安心子ども基金事業補助金、額の決定による補正であります。

農林水産業費県補助金は217万4,000円で、01の水田農業経営確立推進指導事業から69の農地制度実施円滑化事業補助金までは、それぞれ額の確定によります。

70の強い園芸産地育成事業は新規で、カキの皮むき機の導入補助金192万円であります。

林業費補助金20万円は、飯島町の飯島三林整備にかかわる補助の追加分であります。

教育費補助金9万6,000円は、文化財補助事業補助金、額が確定になりまして補正をするものであります。

補助率は、要綱上、2分の1ですが、予算の範囲内ということで、これを下回っております。

11の災害復旧費県補助金は299万8,000円で、農地等災害復旧事業補助金、竹ノ上地区の災害復旧補助金で、激甚指定となりまして90%の補助を見込んでおります。

林業施設災害復旧事業補助金、林道銭峰線については、補助率75%を見込んでおります。

委託金で、総務費委託金は統計調査費の額の確定で減額になったことによる減額補正であります。

11ページ。

18款の財産収入であります。財産貸付収入3万円あります。牧ヶ原村有地、牧ヶ原の公営住宅の上段の駐車場の端であります。ソフトバンクモバイルの中継局設置の貸付料でございます。

12ページ。

21款 繰越金は1億6,763万1,000円で、23年度からの繰越金になります。

22款 諸収入、13ページであります。このうち雑入は38万7,000円で、主なものは13の総合賠償保障保険金であります。先ほど認められました額を四捨五入をして保険金を受けられるものであります。

14ページ。

23款の村債であります。これは、4ページの地方債補正でご説明したとおりでございます。

15ページの歳出であります。議会費で12万円の補正であります。議会運営委員長専任化等に伴う補正でございます。

16ページであります。2款の総務費、総務管理費で1億7,011万6,000円あります。

一般管理費で25万円あります。総合賠償保障賠償金で車輛破損に伴う賠償金であります。

財産管理費の庁舎管理費で400万円あります。役場庁舎の給油設備の改修工事あります。屋外の暖房用オイルタンクから庁舎地下にあるボイラーまでの配管と器具の取りかえ、それから、緊急遮断弁の設置、防油堤の新設、油の漏えい検知器と警報装置の設置のための費用でございます。

企画費の村づくり事業1,586万6,000円あります。緑の分権改革、これの関係費は総務省の公募事業で、条件不利地域の課題解決モデル事業実証調査として事業採択になったことから、このうち1,574万3,000円を計上するものであります。ニホンジカの捕獲から食肉加工、流通体制の構築による獣害対策の促進と資源活用の実証研究を行うものであります。解体処理はかつらの丘炭焼き施設を仮設の処理施設として整備し、食肉の流通ルートの研究、メニュー開発と販路拡大、販売方法の研究、また、地元飲食店での活用、ジビエ加工品等の開発研究を専門調査機関等に一部業務委託をし、猟友会、村内事業者等の協力を得て実施するためのそれぞれの経費でございます。

17ページの財政調整基金費は1億5,000万円を基金として積み立て、基金総額は9億4,130万円となります。

戸籍住民基本台帳費18万4,000円ありますが、老朽化に伴います窓口の戸籍届出保管用耐火キャビネットの購入であります。

指定統計費は、経済センサス就業構造基本調査の減額決定の伴う調整であります。

18ページも同様であります。

19ページ。

3款 民生費であります。障害者支援事業は34万8,000円で、事業精算に伴います過年度の障害者自立支援給付費国庫負担金の精算還付金であります。

介護保険事業は11万1,000円、介護保険事業特別会計への繰出金であります。

老人福祉施設管理費19万3,000円は、高齢者憩いの家への血圧計1台の購入台であります。

児童福祉費の保育所費は48万3,000円で、工事請負費につきましては消防法の施行令で火災通報装置の設置が義務化されたことによる工事で、南向、片桐、両園の工事を行います。

19の負担金及び交付金につきましては、安心子ども基金の事業補助金決定に伴う参加者の増分であります。

20ページ。

衛生費であります。環境衛生費69万2,000円あります。特定外来植物の駆除業務の追加ということで、緊急雇用創出事業を利用して追加を行います。

グリーンニューディール基金事業見積書作成業務14万3,000円ありますが、村内の避難施設、防災拠点施設を中心に9カ所、要望をしていくための事業見積り等の委託料でございます。

21ページ。

農林水産業費ですが、農業総務費で89万6,000円の減額、これは、後段、1つ飛んでいただきまして、農業者戸別所得補償事業との振りかえになります。

その間の5101の農業振興事業144万円ありますが、補助金でカキの皮むき機の導入補助金であります。3戸以上のカキ生産農業者団体に対し、1台、補助基準120万円の4割補助で、3台分を計上したところでございます。

農業施設管理事業125万1,000円ありますが、農産物加工施設にカキの皮むき機1台を購入するものであります。小規模の栽培農家の生産継続で所得の向上、遊休農地の防止に努めることを主たる目的としております。

22ページ。

村単農地事業100万円ありますが、ずく出し共同事業補助金であります。各地区からの要望を取りまとめたところ、要望額が多く、当初の200万円の予算額では不足をする見込みのための補正でございます。

林業費の林道管理事業375万6,000円あります。緊急雇用創出事業で主として林道陣馬形線、黒牛折草峠線を中心に側溝清掃、支障木の伐採を行いたいとするもので

あります。

村有林管理事業 84 万 1,000 円ですが、飯島三林整備で、測量後の見積額で当初予算では不足をするための追加で、総額で 554 万 1,000 円となる見込みであります。

23 の商工費であります。商工振興事業 10 万 6,000 円です。上伊那 8 市町村が参画しております上伊那産業振興会で企業立地促進法に基づきます平成 25 年から 5 年間の産業活性化のための基本計画策定のための負担金であります。

観光施設管理事業は 50 万円で、陣馬形の森公園の水源施設修繕であります。集水施設の老朽化やパイプの破損等がありまして、修繕をするものであります。

24 ページ。

8 款の土木費であります。道路橋梁費の道路維持費の道路維持管理費 420 万円であります。緊急雇用創出事業で中川保全隊への委託であります。村道沿線の側溝清掃、支障木の除去等を行うものであります。

都市計画費の公園管理費で 66 万 2,000 円です。天の中川河川公園のふれあい広場、チャオ東側にありますが、これの 3 カ所の街灯を更新する工事費でございます。

住宅費の住宅管理費 68 万 3,000 円です。修繕料で中組、沖町、中田島、村営住宅 7 軒分の I H ヒーターグリルの修繕であります。

15 の工事請負費は、アルプスハイツ中組の外溝修繕工事で、敷地内にあります水路の漏水対応、また、駐車場の排水対応のための修繕工事です。

25 ページ。

9 款の消防費ですが、消防施設整備事業で 13 万 3,000 円です。修繕料は、第 5 部詰所、小和田になりますが、便器にクラックがありまして水漏れをしているための修繕であります。

補助金につきましては、消火栓のボックス、それからホース、消防水利の整備等で地区の要望を取りまとめた結果、当初予算額に不足を来すために追加をするものであります。

26 ページ、10 款の教育費です。

教育委員会事務費は 6,000 円で、新任の教育委員の研修費でございます。

A L T 事業は 8 万円の減額です。新しい A L T を迎え、今後の支払見込みから不用額が見込めるために減額をするものであります。

学校給食センター運営費は 5 万 1,000 円で、校内放送を事務室、給食センターの事務室、調理場でも聞けるようにするため増設でございます。

小学校費の 15 万 2,000 円から中学校費の 6 万 1,000 円、27 ページにかけましては、施設の小修繕でございます。

27 ページの中ほどから下の歴史民俗資料館事業 37 万 8,000 円ですが、委託料として元気づくり支援金の対象となりまして、子どもが描く中川村歴史絵巻設置業務を行うものであります。子どもたちが村の歴史や民族について学習した特徴的なことを絵にし、歴史館の外壁に取りつけるというものでございます。

N V サウンドホールにつきましては、入り口の扉の修繕です。

体育施設費につきましては 16 万円で、サンアリーナ社会体育館のトイレに漏水がありまして、予算が不足するための水道料及び下水道料使用料です。修繕は済ませてございます。

29 ページ。

11 款の災害復旧費は、7 月 11・12 日の 7 月の梅雨前線豪雨による被災に対する復旧経費です。

農地等災害復旧事業につきましては、竹ノ上地区の栗生沢からの取水をしている水路復旧のための測量費と工事費でございます。

林業施設災害復旧事業につきましては、林道銭峰線の路肩決壊の復旧のための経費でございます。

公共土木施設災害復旧事業は、村内で 6 カ所の被災があり、その復旧のための経費でございます。

30 ページ、14 款の予備費ですが、収支の調整を行いまして 1 億 2,934 万 3,000 円を予備費とするものでございます。

31 ページの地方債の現在高の見込みに関する調書は、当該年度中増減見込みの当該年度中起債見込額の 2 の災害復旧費で 430 万円の追加を行いまして、合計、今年度の見込額は 4 億 4,065 万円の見込みでございます。

今年度末の現在高見込額は 36 億 3,434 万 3,000 円ということで、昨年との比較をしまして 9,100 万円余増えてございます。

特別会計につきましては担当課長からご説明をいたします。

よろしくご審議をお願いいたします。

○保健福祉課長

続きまして保健福祉課に係る特別会計補正予算について説明をいたします。

最初に、議案第 12 号 平成 24 年度中川村国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）をお願いいたします。

第 1 条で歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,890 万円を追加し、総額を 5 億 540 万円とするものであります。

事項別明細書により説明をさせていただきます。

最初に歳入ですが、5 ページで療養給付費交付金 260 万 5,000 円は、交付金額の確定による平成 23 年度分の追加交付です。

次に 6 ページの前期高齢者交付金は、概算での決定により 954 万 1,000 円の増額補正です。

7 ページの共同事業交付金は上半期の実績増による年間推計で 500 万円の増額補正としました。

8 ページの繰越金 174 万 6,000 円は、平成 23 年度決算確定による繰越金額の補正です。

次に 10 ページからの歳出です。

保険給付費で療養諸費 810 万円及び高額療養費 490 万円は、上半期の実績増により年間推計を行い増額するものであります。

12 ページの後期高齢者支援金 66 万 6,000 円の減額、次に 13 ページの前期高齢者納付金の 1 万 2,000 円の減額、14 ページの老人保健拠出金 1,000 円の減額、15 ページの介護納付金の 3 万 3,000 円の減額は、それぞれ納付する金額が確定しましたので、それに合わせての補正となります。

16 ページの諸支出金 1,041 万 2,000 円は、前年度療養給付費負担金の確定による国への返還等であります。

予備費は、歳入額と調整を図るため 380 万円を減額し、歳出総額で 1,890 万円の補正とするものでございます。

次に、議案第 13 号 平成 24 年度中川村介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）をお願いいたします。

第 1 条で歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 20 万円を追加し、総額を 5 億 4,720 万円とするものであります。

事項別明細書により説明をさせていただきますが、最初に歳入です。

5 ページの国庫支出金では、介護給付費国庫負担金の平成 23 年度分の追加精算で 97 万 5,000 円、介護保険制度改正に伴うシステム改修費の補助金として 5 万 7,000 円の補正であります。

6 ページの支払基金交付金の 266 万 3,000 円は、介護給付費の平成 23 年分の追加交付であります。

7 ページの繰入金は、一般会計から介護保険制度改正に伴うシステム改修費の村負担分として 11 万 1,000 円、介護給付費準備基金からの繰り入れで国庫支払基金よりの過年度分精算として 409 万 2,000 円の減額補正であります。

8 ページの繰越金 48 万 6,000 円は、平成 23 年度決算確定による繰越金額の補正となります。

9 ページからの歳出ですが、一般管理費の 13 委託料 5 万 3,000 円は、介護保険制度改正に伴うシステム改修費の委託料不足分、19 負担金 11 万 6,000 円は、介護保険制度改正に伴うシステム改修負担金であります。

10 ページの予備費で歳出額を歳入額と同一とするため 3 万 1,000 円を補正するものでございます。

続きまして、議案第 14 号 平成 24 年度中川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）をお願いいたします。

第 1 条で歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 50 万円を追加し、総額を 4,410 万円とするものであります。

事項別明細書により説明をさせていただきますが、最初に歳入ですが、5 ページの後期高齢者医療保険料 48 万 8,000 円は、保険料本算定による更正増であります。

6 ページの繰越金 1 万 2,000 円は、平成 23 年度決算確定による繰越金額の補正です。

7 ページの歳出ですが、県の後期高齢者医療広域連合への納付金として 50 万円を追加補正するものでございます。

以上、よろしく申し上げます。

○建設水道課長

続きまして、議案第 15 号をお願いいたします。

公共下水道事業の補正第 1 号でございます。

1 ページをめくっていただきまして、歳入歳出の予算総額にそれぞれ 22 万 3,000 円を追加をしまして、歳入歳出それぞれ 2 億 2,522 万 3,000 円とするものでございます。

補正の内容であります。当初予算に浄水場の維持管理にかかる職員研修を負担金ということで盛ったわけですが、逆に公社のほうから雑入としてお金をいただきながら旅費のほうで出すということで、予算の組み替えが主な内容でございます。

ページでいきますと、予算、歳入のほうであります。5 ページ、まず、先ほどの決算によりまして確定をしまして繰越金 13 万 8,000 円を追加をいたします。

6 ページ、雑入として下水道公社からの研修支援の雑入ということで 8 万 5,000 円を加えます。

歳出であります。組み替えでありますので、当初では負担金に盛ってあったわけですが、旅費のほうに全額を移すと、それから、最後のページ、8 ページであります。22 万 3,000 円につきましては予備費のほうへ盛ると、こういう補正でございます。

以上、よろしくをお願いいたします。

○議長

説明を終わりましたが、ここで暫時休憩とします。再開を午後 1 時とします。

[午前 11 時 52 分 休憩]

[午後 1 時 00 分 再開]

○議長

会議を再開します。

これより議案第 11 号から第 15 号についての質疑を行います。

○6 番

（大原 孝芳） まず、一般会計のほうで、16 ページの総務費のほうで、ちょっと聞きたいと思います。

村づくり事業で補正額 1,586 万 6,000 円という中で、緑の分権改革という説明がございました。また、これも、以前、全協のほうでお話、ジビエの関係をやるということでお聞きしました。その件についてお聞きします。

この予算を、この前のお聞きして、わかって、若干わかっているんですが、調査関係ということで、いろいろ、この前、説明していただいたよりも、相当、具体的にお金の使い道が出てきているわけですが、この項目のように調査関係ということですので、例えば、実験的にやるというようなお話を聞いていたわけなんです。例えば、これを単年度の、1,500 万円という予算の中で、もし、うまくいけば次年度へ続いていくと、そしてまた、余り将来性がないとすれば、そこでやめてしまうといったような説明だったと思うんですが、そこら辺のことも、もう一度、再度、例えば、今回、補正でやってみまして、それで、ああ、これは何とかかなりそうだとすることであれば、また、大きく前進していくと、それで、もし、これは、どうも余り可能性としては低いということであれば、もう、この時点でやめてしまうっていうような、そういう性質の予算であるかどうかということ、そこら辺を聞きたいと思っております。

また、現在、今、もう9月ですので、これから、この予算をもって、どのように、例えば進めていく、タイムスケジュール的なことなんです、それから、項目の中に報告書ってというような項目がございまして、つまり、報告書の作成ってというような項目が盛ってあります。これは、その予算に対して、例えば、国等に対する予算の使い分けに対する説明なのか、それとも、村民、あるいは、そういったものに対する作成していくとか、そこら辺のことも一緒にお聞きしたいと思います。

よろしくをお願いします。

○総務課長

16ページにあります村づくり事業の中で報償費から原材料費まで1,586万6,000円を補正をさせていただいております。

この中身については、緑の分権改革調査事業ということで、条件不利地域の課題、これはいろいろあるわけでありましてけれども、これを、課題を解決していくためのモデルとしての実証調査であるということで、総務省に認可を受けた事業であります。

これにつきましては、先ほどもお話をさせていただいておりますけれども、条件不利地域、過疎地域であり、特に有害鳥獣等の被害で農作物を荒らされているという中で、この有害鳥獣と言われる獣、けもでございますが、これらの有効な活用、逆手に取った活用ができないかということで、これを実証的に研究をしようということでもあります。

特に野生鳥獣のニホンジカの捕獲から食肉加工、流通体制の構築をする中で、獣害対策を一層促進しつつ、資源として活用をしていく、そういう中で、地域の、1つは経済の回転としてできないだろうかという地域循環型モデルの実証研究という、そういう目的で総務省のほうから認可を受けて事業を行うということでもあります。

具体的に言いますと、まず、ニホンジカ等を捕獲をしまして、それから解体をします。解体をして、処理をし、加工をすると、そういうときにさまざまな、肉として使うには、食品衛生法といいますか、そういう部分での制約もありますし、当然、新鮮な物、あるいは部位として十分流通、あるいはお客様に食べていただけるような肉として安全で素早くいい物ができるかどうかという、そういう問題もありますので、こういったところの効率的なシステムの構築、これが1つです。

それから、解体処理加工から流通をしていくシステムを確立をするということで、これについては、地元で使っていただける飲食店の皆さん、それから、いい物については東京やなんかで、いわゆる、そのジビエの肉として、きちんと加工して正しく流通に乗せて、そういうところで消費していただけるような流通システムがとれるかどうかということの研究であります。

それから、もう1つは、有害野生鳥獣の、特にシカにつきましては、調理方法の普及ですとか特産品の開発、部位によっては、すべてが、今、申し上げたとおり、首都圏のレストランなんかで流通できるような肉ではありませんので、そういったところで、調理方法の普及や特産品としての開発を広く研究をするということをやっている中で、これを、将来、村の中での、その活用した事業として——事業というか、1つの、このお金が循環するサイクルとしてできないかということ、これを、実は、いろんな

角度から専門の調査研究機関に委託をして、これを構築をすると、こういう目的でありまして、やる中では、当然、こういうものについては、ちょっと現実には難しいといえますのは、有害鳥獣を捕獲をする、これは、部位によっては、わな等だと、やはり肉質が落ちるといった問題もありますし、そうなることで、ある特定の部位を撃って、血液がその肉にしっかり回らないうちに素早く処理をしてという非常に難しい工程もありますし、それをやってくれる皆さん、それから、解体をそれなりの所でやらなければいけませんので、そういうことができるかどうかということも研究をしないといけないという問題があります。ですから、すべて、この、今、頭に描いているようなものが完全にうまくいけば、これは、次の事業展開としていろんなことができますけれども、これは、やってみただけでも、ちょっと難しいということになれば、これを除いた部分で何とか有害鳥獣としてある物を利用する方法はないかということも含めて次の事業に進んでいこうということ、今、申し上げたような大きなサイクルのものを実証的に研究機関に委託をして、そこで仲立ちをしていただいて、最終的には報告書にまとめていくと、こういうための委託事業であります。

ですので、調査報告書については、今、申し上げたような観点から報告がされるというふうに思っておりますし、当然、その間には、実証実験ですから、猟友会の皆さんにもお願いをして、その中で肉を買い上げつつ、撃っていただいてということもありますし、それをまた、加工をするについては、いわゆる、その食肉加工のそれなりの施設も必要です。ですから、仮には、仮の施設では考えておりますけれども、実際に解体するのはきちんとした施設じゃないといけませんので、そういう、今、上伊那にある施設をお借りをして、これについてはお話をしておりますけれども、お借りをする中で、了解をいただいておりますが、お借りをするような形での経費もすべて含めて、ここに挙げてあるような1,586万8,000円という事業費で行うということでもあります。

なお、総務省のほうから認められたお金につきましては、総務省からの受託をするわけですが、これについては1,574万3,000円の金額で受託をしているということでもありますので、よろしくをお願いします。

○6 番

(大原 孝芳) 内容はわかりました。

それで、例えばですね、今、言われた、質問の中で、これからどのように進めていくんですね、じゃあ、報告書の作成までどういう流れで行って、さっき報告書をつくれるっていうのは、その国に対する会計検査的なものじゃなくて、その、あれなんですよね、村民向けというか、いろんな形で、こういうことがうまくいく、あるいは、なかなか困難であるというような、そういうこと、そここのところ、どこへ向けて報告書を作成するっていうことなんでしょうかね。

その、今、もう2点、お願いします。

○副 村 長

ご質問のありました今後どうなるのかということについては、先ほど課長のほうから申し上げたとおり、国からの委託を受けて実証実験をしてみて、それを国のほうに委託結果ということで上げるっていうのは、まず、第1点でありますので、その後、

緑の分権改革の趣旨でありますところの地域の持久力と創富力、要するに富を生み出す力に結びつくようなものであれば、村としても、後年度、このものを正規に取り入れていくということになろうかと思ひます。

それから、タイムスケジュールについてなんですけれど、公募による提案書の提出が7月上旬ということで、決定が8月22日の発表ということで、非常に、この間、間がなく、また、煮詰まったスケジュールということがなかなか難しいわけなんですけれど、早急に調査委託機関の決定、また、関係する皆さんの集まっていただく会議を開いて、どのように取り組むかということ、今後、検討していくということになろうかと思ひます。

また、報告書の扱いにつきましては、会計検査対応ということじゃなくて、国の実証実験ということになります。

全国で13団体が指定をされまして、このジビエというか、ニホンジカの捕獲・解体・食肉加工というのは全国で中川村だけありますので、その実験を試みたものに対して報告書をまとめ、当然、村としても住民の皆さんに、こういう結果であったよということはお知らせできるのかなあとこのように思ひます。これは、国のお許しをいただいて、許可をいただいてということになろうかと思ひますけれど、その上で活用できるものは活用していくということになろうかと思ひます。

○5 番 (村田 豊) 2点、議案11号の一般の補正予算の中でお聞きしたいと思ひます。

今の16ページの関連もありますが、24ページのIHの改修のことと2点お聞きをしたいと思ひます。

まず最初に、今、6番議員のほうから質問がありました点ですが、今、副村長のほうから説明がありましたが、7月上旬の申請で8月22日の決定というような短期間での認可の期間であったということで、恐らく細かい点までの検討がされていないんじゃないかと思ひますが、前向きに取り組むということはよいと思ひますけれど、前回の全協での説明の折にもお聞きしましたが、既に実施をしております市町村の様子なんかもお聞きながら申請書が組み立てられて上げられたかどうかということ、まず、1点お聞きしたいと思ひます。

それから、もう1点は、委託について、今、話がありましたが、恐らく、今回、議会で承認がされれば委託先がはっきり、これから、すべて決定されると思ひますが、こういった100%委託をしたいというようなこと等も、前回、説明の中でありましたが、大体の、その委託先というものは、既に候補が、ある程度、目算として決められているかどうか、細かい内容は結構ですが、そこらのところをお聞きしたいと思ひます。

それから、もう1点、24ページの、先ほど、私、聞き落としましたが、中組、中田島っていうようなことを、ちょっと聞き落としましたが、24ページの住宅費、05の住宅費の中で、一番下にあります需用費のIHヒーターグリルの修繕とありますが、建設して、まだ、そんなに間がたっていないんですが、これはクレーム対象とならないのか、どのような原因で短年度で修繕をしなきゃならないのか、その点お聞き

したいと思ひます。

○副 村 長 緑の分権改革の関係でありますけど、既に実施しているところということですが、先進的に取り組んでおられる全国でもその筋の専門家の方をお招きすることを予定しております。

申請に当たっては、それぞれ予備知識ということで先進的な地域のところの実情をお聞きしながら計画の中に組み入れてきたところになります。

それから、委託先につきましてはですけど、金額が多額になりますので、プロポーザル方式で業者を選定していくということになりますので、現在のところは決まっております。

○住民税務課長 住宅管理費のIHヒーターのグリル修繕ということになりますけれども、中組、若者住宅の中組、それから沖町、それから中田島のガーデンハウス中田島、いわゆる戸建ての住宅でありますけれども、この住宅につきましては、オール電化ということでIHヒーターを入れてきたという経過があります。それで、IHヒーターについては、定期的にクリーニングをしたほうがいいということにはなっておりますけれども、入居の方が、なかなか、そんなことはしてこなかったような現実でありまして、退去をされまして空き住宅となったものについて、後ろに、何ていうの、油がたまってしまってクリーニングが必要ってことでありまして、修理じゃなくてクリーニングなんですけれども、クリーニングをするには、一たん、あの機器を取り外して、メーカーというか、業者に送ってしにゃあいかんってことがありますので、故障じゃなくてクリーニングということになります。

以上です。

○議 長 ほかに質疑はありますか。

○7 番 (湯澤 賢一) その繰越金が1億6,700万円ということで、繰越金で確定して、ここで補正予算で出てくるのが普通なのかもしれませんが、やはり非常に金額が多いので、ちょっと驚いておりますが、このうち1億5,000万円は基金へ、そうすると、基金は財政調整基金のほうへ入りますので9億4,000万円ほどの調整基金になるということが、先ほど説明がありました。ひょっとすると、これは、始まって以来、中川村始まって以来の、このまま行けば10億円に届く、手も届くような金額かなあと思ひますが、このこと自体は、非常に、その財政が非常に健全でいいことかなあと思ひますが、ちょっと違和感もあります。本当に住民のニーズが的確につかめているかどうかという点で、そのシステムがあるのかどうか、あるいは、この辺の数字については、非常に村としては満足して、まあ、こんなもんだと思ひているか、それをちょっと聞きしたいと思ひます。

○副 村 長 財政調整基金の額が多額になるというお話でありますけど、23年度の決算につきましては、上下伊那、全県的に、これから決算審査等されますので、正確には認定になっておりませんのでわかりませんが、ちなみに、平成22年度の決算の状況を見ますと、財政調整基金、10億円を超えておりますのは、上伊那でいいますと伊那市の22億円、辰野町の15億円、箕輪町の14億円、南箕輪村の18億円、下伊那へ行きますと、

松川では16億円、阿智村では14億円、下条村では21億円、豊丘村では11億円という金額になっております。これを1人当たりの財政調整基金の積み立てで、上下伊那22市町村ありますけど、見てみますと、中川村は1人当たり15万2,000円ほどということで、ランクとしては上から10番目、それから、標準財政規模というのがあります。一定の業務をするのに必要なお金でありますけど、この財政調整基金と標準財政規模との比較で見ると14番目ということでありまして、必ずしも高いということではないのかなあというふうに思います。

今後、予想されることでは、単独ではないんですけど、広域で予定をされていますごみ処理施設の建設、また、消防の広域化ということで負担金が多額に上ること、また、財源の裏づけのない修理といったようなものが、今後、相当、見込まれるということもありまして、財政調整基金については、引き続き積み立てをしていく必要があるのかなあというふうに思います。

また、決算の報告で会計管理者のほうからもありましたけど、健全な財政運営をするということが主眼でありますので、相当程度の積み立ては必要かなあというふうに考えております。

また、去年は減債基金の積み立てをさせていただいたんですけど、基金の残高も増えてくるということもありまして、ほかの事業の圧縮を避けるということからも、いざというときには使える、一般財源として使える財政調整基金へは、引き続き積み立てをしていきたいというふうに考えております。

また、繰越金の額も多額に上っておりますが、今年度も、できれば基金の繰り上げをして財政指標の改善には努めていく必要があるのかなあというふうに思っております。

○7 番 (湯澤 賢一) これから、お金がいろいろ、広域の関係でもいろいろお金が要ると、あるいは、景気の動向その他で、多分、貯金は、本当に確かに幾らあっても足りないような感じなのかもわかりません。

ただ、私自身が思う、ちょっと違和感があると思いますことは、もうちょっとみんな、例えば10万円、ここにあったら、このことがうまくいくのになあとか、30万円あったらうまくいくのになあというように、そんなような、要するに、そういうレベルでの住民の要求というか、そういうのは、ちゃんとつかめているかどうか、あるいは、そのシステムはあるのかどうかということ、ちょっと、非常に思いましたので、例えば自治振興費はこれでいいのかとか、もう一歩突っ込んだ、何だ、把握というか、事業の把握というのを、やはり、されるべきではないかと、このように思います。これは、意見であります、質疑の時間に意見を申し上げて申しわけなかったですが、そのように、よろしくお聞きしたいと思っております。

○議 長 答弁は必要ない？

○7 番 (湯澤 賢一) はい。いいです。

○議 長 ほかに質疑はございますか。

○9 番 (竹沢久美子) 2点お聞きしたいと思っております。

20 ページの一般の関係で委託料の特定外来植物駆除業務というのが緊急雇用の創出事業で48万7,000円盛られているわけですけど、天竜川や、その流域辺りは、割合いいんですけど、ほかの所がものすごいもんに、もう、特定外来植物、アレチウリなどが繁茂しています。そしてまた、この国道沿いを飛んでみると、下伊那あたりでも、もう、国道端にアレチウリが繁茂しているようなことがあるんで、この金額で済むということ、できることからということだと思いますけれど、やっぱり、各自治体との連携をとりながら、こういうことを進めていったほうがいいんじゃないかということをおもいましたので、ちょっと、その意見を申し上げて、今回、この使われる内容について質問したいと思っております。

それと、もう1点、24ページの住宅管理費の工事請負費でありますけど、アルプスハイツの中組の外溝の修繕工事ということで46万2,000円盛られているわけですけど、前々から、あそこは道路へ、もう、水が出て、冬場はとて怖いというような話もあつたりして、前にも申し上げたことがあるんですけど、この46万2,000円っていう予算で、その、また修理をしなきゃというようなことがないのか、ちょっと、その辺のところをお聞きしたいと思っております。

○住民税務課長

緊急雇用事業での特定外来植物の追加の補正でありますけれども、これにつきましては、緊急雇用の事業について追加募集があつて、当初予算で盛っております特定外来植物の408万5,000円っていうのが予算化をされておりますけれども、その追加予算であります。この事業につきましては、6月からオオキンケイギク、あの黄色い花の駆除、それから、それが終わりました、アレチウリを現在やっております、もうじきセイタカアワダチソウの駆除をやるということでもあります。原則として、公有地というか、道路端、あとは河川を中心にやっております、個人の私有地については、ご自分でやっていただくということで、その間、広報で流したり、それから、広報での挟み込みのチラシ等を入れてもらって啓発に努めてきたわけでありまして、その、今回は、緊急雇用の追加の要望があつたので、それを追加ということでもありますので、時期的にも10月ごろが限度かなという気がしておりますので、その追加事業であります。

それから、住宅事業の修繕工事でありますけれども、今回、補正をお願いしたのは、アルプスハイツ中組の南側、住宅の裏側の水路、水路が真っすぐあつて、暗渠で段差つていうか、下へ水を落としているわけでありまして、そのパイプが外れたために、漏水というか、洗掘をしているというのの修繕が1カ所、それから、住宅の玄関前の所に、舗装の所に舗装の雨水を集めるますがあるわけでありまして、そこが亀裂が入って、そのますには入らないで、石積みの裏側かどこかへ水が回っているというのがありましたので、その修繕であります。今までそこに入っていた、ますへ入らないでどこかへ行ってた水がどこへ出ておったかというのは、ちょっと、まだよくわからないんですけども、今、ご質問にありましたように、下のほうへ染み出ておったなっていう気もしますけれども、そこを修繕すれば、その、今、ご指摘のあった所が直るのかっていうのは、ちょっとわかりませんが、いずれにしても、

その2カ所についての修繕工事であります。

以上です。

○議長 ほか質疑ありませんか。

○8番 (柳生 仁) 先ほどの6番議員の質問に戻るわけでありませうけれども、このシカなどの捕獲、年間どのくらい頭数が捕獲できて、うまく流れていくか、そういった計算はどうなっていますか、伺います。

○総務課長 捕獲されている数については、後でっていうか、有害鳥獣としての頭数は、報告書をごらんいただきたいと思いますが、この中で流通に乗るだろうという頭数は、このくらいという、にはならないかという予想だけではありますが、できれば、その肉として使える部位、要するに、東京等のレストランで消費できるような、ちゃんとした捕獲ができるのは、まあ、10頭にも行かないだろうというふうに思っております。

また、それ以外の部位っていうか、わなでとれたシカですとか、そういった銃でもちょっと当たり所が悪かったような物については、もうちょっと数が多いことを想定をしておりますが、いずれにしても、これは、このくらいではないかということでありませうので、これからです、何とも申し上げられませうが、一応、今、申し上げたような計画で進めていこうとは思っております。

○議長 ほか質疑ありませんか。

○1番 (中塚礼次郎) 27ページの教育費の関係でお願いしたいんですが、子どもたちの描く中川村史の絵巻ということで、先ほど歴史館の壁に描くという説明があったんですが、もう少し具体的に、中の壁なのか、外なのか、それと、絵巻というふうなことになる、一定程度の壁ないと、部分的にちょこちょこかくというふうなことも、イメージ的に、ちょっと合わないのかなという、その辺についてお願いします。

○教育次長 補正予算書27ページの歴史民俗資料館管理事業の委託料ですけれども、子どもたちが描く中川村歴史絵巻の設置業務であります。これにつきましては、歴史民俗資料館、牧ヶ原橋の西側に建っておりますけれども、絵巻につきましては、枠付のデント生地、サイズが7m20掛ける3m60、5m40掛ける3m60、2枚用意をいたしまして、玄関上に大きな7m20の長さのデント生地に絵をかいた物を展示すると、それから、西側の面ですけれども、そちらに一回り小さな5m40の3m60の生地に絵をかいた物を展示するという、現在、2枚の展示を予定しております。

以上です。

○議長 ほか質疑ありませんか。

○3番 (藤川 稔) 先ほどの緑の分権改革モデル事業につきまして関連質問を1点お願いをしたいと思います。

先ほどの説明の中で、この事業計画の内容といたしまして、解体加工施設の整備でありますとか、あるいは解体作業、あるいは販路拡大のため首都圏と連携をとっていくこと、また、地元飲食店組合との連携の中でいい品物ができないかというようなことを目指していくということで、相当、この実証調査の期間というものが、手間と時間がかかるだろうと、こんなふう思うわけですね。先ほど、副村長の答弁の中でも、

まだ、期間については、これからということでありませうけれども、国の委託事業としての実証調査でありますので、ある程度の調査実証期間、いわゆる委託契約期間っていうものが、当然、委託契約を締結する中ではうたわれてくるころだと思ひませうけれども、国の指針として、いわゆる、この24年度末までなのか、あるいは年度を越えて繰り越す的にもできる期間のスペンが許されているのか、その点についてお伺いしたいと思います。

○総務課長 ただいまのご質問でございますが、総務省からの委託を受けて行ひませう実証調査、調査の報告、これにつきましては、契約をする委託先が決まっから3月まで、3月も、恐らく上旬くらいに報告書が上がってくるような期間での契約になるかと思ひしておりますので、繰越事業ではありません。年度内で解決をすれば、ですから、それに行けるように、今、実際に猟をしていただく猟友会、それから、解体の手法のノウハウを持っている、これは、何ていひませうか、滋賀県の普及員さんですが、この方、それから、実際には、それとですね、上伊那にありませう加工施設があります。宮田村にありますが、そういったところの実際やっからいっからやる方、こういった皆さんと打ち合わせを、これから大きなところで進めながら、大体の骨子はできておりますが、委託先は、まだ決まっからありません。ただし、事業は年度内ということを進めるところであります。

○3番 (藤川 稔) 今年度も余すところ半年になっております。これから、猟友会でありますとか、あるいは飲食店組合の方々にもご理解とご支援、ご協力を賜らないとできないという前提があるかと思ひませうが、果たして、この半年の中で、この実証調査が果たしてできるのかどうかという部分については、相当な努力といひませうか、そういったものが必要でありますけれども、できるという前提のもとで恐らく補正予算の上程もされたことと思ひませうが、この半年で本当にできるのでしょうか。

○総務課長 中川村のモデルとして、今、ずっと、こう、想像していただいたような流通の仕組み、それから猟をしてとって、それを加工にできる仕組み、それから、流通の中には、都会だけではなくて地元の料理店やなんかで開発をする、あるいは、こう、別の加工品っていうことあるかと思ひませうが、そういうことについては、それぞれのところで、もう既に、いろんなところで、これ、やっからいる実績もあります。実際には、先ほど申し上げたとおりに、このことについて、滋賀県の普及員さんというふうにおしり上げましたが、そういう方との連絡をとりながらやっからいませうして、それぞれにノウハウを、1つは、今度は、中川村の今の仕組みで、いわゆる、その中川の猟友会、それと都会のレストランとの関係、それから地元の飲食店、あるいは、その加工、こういったものの仕組みをうまく、それぞれのところをつなぎ合わせながらまとめるということであろうかと思ひしておりますので、恐らく委託先である業者がっからいませうか、事業者が決まっからければ、年の中で、年度内の中で行くだらうと思ひしておりますし、また、逆にいひませうと、食肉加工っていうか、撃っからいひませう肉をとるっていうと、やはり冬場と、実際に撃てるのが冬ということになってまいりませうので、そういひませうと、もう、この冬の間にある程度のをまとめないかということもあります。何とていひ

ますか、恐らくまとまるであろうというふうに、そう踏んで、これから事業として補正予算に上げているというふうなことでありますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議 長 ほかに質疑はありますか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 質疑なしと認めます。  
これより討論を行います。  
討論はありませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 討論なしと認めます。  
これで討論を終わります。  
これより議案第 11 号から第 15 号についての採決を行います。  
まず、議案第 11 号の採決を行います。  
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願ひます。

〔賛成者挙手〕  
○議 長 全員賛成です。よって、議案第 11 号は原案のとおりに可決されました。  
次に、議案第 12 号の採決を行います。  
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願ひます。

〔賛成者挙手〕  
○議 長 全員賛成です。よって、議案第 12 号は原案のとおりに可決されました。  
次に、議案第 13 号の採決を行います。  
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願ひます。

〔賛成者挙手〕  
○議 長 全員賛成です。よって、議案第 13 号は原案のとおりに可決されました。  
次に、議案第 14 号の採決を行います。  
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願ひます。

〔賛成者挙手〕  
○議 長 全員賛成です。よって、議案第 14 号は原案のとおりに可決されました。  
次に、議案第 15 号の採決を行います。  
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願ひます。

〔賛成者挙手〕  
○議 長 全員賛成です。よって、議案第 15 号は原案のとおりに可決されました。  
日程第 19 一般質問を行います。  
通告順に発言を許します。

7 番 湯澤賢一議員。  
○7 番 (湯澤 賢一) 私は、今定例会で 2 問の一般質問を通告いたしました。  
最初に、だれも置き去りにしない中川村の構築を目指してという観点からの質問をさせていただきます。

特に弱い立場にある人々の、その立場に立つての行政と求めて、具体的には、認知症と診断される高齢者対策と精神及び知的障害者のグループホームに対する質問であります。

2009 年の自民政権から民主党政権への政権交代は、まさにバラ色の日本社会の到来の幻想を国民に与えました。アメリカのオバマ大統領の誕生もあり、多くの人が時代の変化を予感しました。

しかし、3 年経過した今、その予感が全くの幻想であったことを思い知らされております。ほとんどのマニフェストが実行されないで、マニフェストにない増税法案の成立に政治責任をかけるという、国民の期待とは真逆に行って何の良心の呵責も感じていない党首が政権を握っております。結果として、まさに日本の政治そのものが壊れかかっております。政治が壊れかかっている状態から何が飛び出してくるか、東日本の大震災による政府の対応や、福島第一原発の事故では取り返しにつかないほどの被害をもたらしたにもかかわらず大飯原発を再稼働したことに見られるように、原発の危険性に対する信じられないほどの国民との認識のずれが大きなストレスとなって、今、日本は、非常に大きな危険な状態であることは間違いないと思います。こんなときこそ地方政治がしっかりなくてはと思います。

地方自治の本旨とは何かということでは、一般的には団体自治と住民自治であると二つ返事で帰ってまいります。

しかし、私は、地方自治の本旨とは、そうした組織的なことではなく、それもあるかもしれないが、憲法 25 条の「すべての国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」という、この条文の村民一人一人の福祉を実現することであると考へたほうがわかりやすいと思っております。この憲法という最高法規のこの条文は、国家が国民にした約束ですが、国家は、それを補完するにすぎないわけで、現実には、その責は地方政府である中川村が負っております。

以上、大変僭越ではありますが、国政の危機的状況での地方政治の確立の重要性を申し述べさせていただきます。質問の本題に移ります。

最初に、認知症と診断される高齢者が国の推計より 10 年早く 300 万人を超えたという報道がありました。インターネットのウィキペディアに記載されている日本精神神経学会のデータによると、認知症の発症率は 65 歳～69 歳で 1.5%、70 歳～74 歳で 3.6%、75 歳～79 歳で 14.6%、85 歳以上となると 27.3%と高齢化とともに飛躍的に上がっていくとなっております。この率で中川村の高齢化率と人口比から換算すると 120 人前後の認知症の患者数になります。

しかし、中川村老人福祉計画第 5 期介護保険事業計画に記載されている介護、介助が必要になった主要因として認知症は中川村では 34 人となっております。その上で、中川村では、認知症対応型共同生活介護施設、グループホームのことだと思っておりますが、は整備が整ったと考えると記述していること、そして、認知症対応の通所サービスや小規模の特別養護老人ホームは検討中であると記述しております。

いずれにしても、認知症 34 人とは、国の推計基準から考えても、中川村は随分少な

だと思いますが、これは、介護、介助が必要になった主要因としての認知症の把握で、認知症判断基準による認知症を主要因とする介護人数とは違うということでしょうか。

また、グループホームの整備が整ったと考えている根拠は何か質問いたします。

○保健福祉課長

介護が必要な認知症高齢者が、今、お話にありましたように全国で300万人を超えたということですが、厚生労働省の報告では全国で305万人ということでありまして、平成14年の149万人から、この10年間で倍増したという報告があるわけです。65歳以上の人口というのが平成24年推計で3,080万人ということであることから、65歳以上の10人に1人が認知症を患っているということになるかと思えます。

認知症につきましては、だれでも起こり得る脳の病気に起因するもので、85歳以上では4人に1人がその症状があると言われているわけです。

村の状況でありますけれども、平成23年度の新規介護認定者が67名いたわけでありまして、そのうち認知症が主たる原因で認定された人数は14人でありました。新規認定者の4.8人に1人の割合で認知症と診断されて介護認定を受けたということになるわけです。

ただ、これは、介護認定を受けた人の人数なので、認知症を発症しているという人数とは異なりまして、4人に1人、もしくは、それ以上の発症者が潜んでいる可能性もあるということでもあります。

先ほどの整備が整っているかということでもありますけれども、中川村には、地域密着型サービスのグループホームというのが、麦の家ブドウの木と、それから、グループホーム家族の2カ所があるわけでありまして、平成24年3月末現在で、施設合計で定数が27名のうち、中川村の利用者というのは13名いるわけでもありますけれども、一応、そこら辺、その2施設のほかに、今のところは施設をするというような希望もないわけでもありますけれども、一応、その2施設で対応ができていたというふうなふうに考えております。

○7 番

(湯澤 賢一) グループホームの整備が整ったというふうなふうに考えていらっしゃるということですが、村の第5次総合計画に戻りますと、平成31年で高齢化率を36.8%というふうな試算しております。中川村では、高齢化とともに認知症の発症率は上がりますから、この数字は、さらに跳ね上がってくるのではないかと思います。村のこの推計による試算は、必ずしも、すべてそうですが、このとおりに進むとは限りませんが、程度の差こそあれ、認知症はだれもが通る可能性がある道です。さらに高齢化社会に向けて、やはり何らかの対策は必要な難ではないかと、どのような対策を村として考えているか、特に認知症介護にとって最も有効な方法であるとされている地域密着型のグループホームに対する将来を見据えた村独自の施策があっても良いのではないかと思います。その辺はどのように考えておりますか。

○保健福祉課長

認知症の対策でありますけれども、地域包括センターの関係で介護予防事業というのがありまして、1次予防、2次予防としての体と頭の体操教室ですとか健康体操教室、今までは、これをおたっしや教室というふうなふうに言っておりましたけれ

ども、そういったもの、また、個別訪問などを開催をしているわけでありまして。

それから、家族介護支援事業として認知症予防の食事ということで、管理栄養士の方から講演会も行っていただいております。認知症を防ぐという点では、意外にも食事の影響してくるということであるわけでありまして。

また、認知症高齢者の見守り事業として、地域における認知症高齢者の見守り体制の構築を目的として認知症に関する教室ですとか講演会というのを開催しているわけです。

それから、認知症についての理解を深めて、また協力をさせていただくということのために、認知症サポーター養成講座というのを開催しているわけでありまして。

それから、地域密着型のサービスでありますけれども、地域密着型サービスにつきましては、中川村の地域に根差したサービスということでありまして、各施設設置の法人が理念に基づいて運営をしているわけでありまして、村は介護保険法に適用する事業所かどうかを審査して事業所の認定の決定をしているわけでありまして、それらに直接、施策を言うわけではございませんけれども、そこで行っております。

利用者負担のうちで住居費ですとか食事の軽減をというふうなふうな考えたときに、軽減分は村独自の特別給付となりまして、第1号被保険者の保険料で賄うことになっておりますけれども、介護保険料は3年ごとの見直しとなりまして、計画策定時ごとに金額が上がっていますので、さらに保険料額の上昇につながるものではないかというふうなふうに思っているわけでありまして。

地域密着型につきましては、できればできたで、その介護保険料のほうはどんどん上がっていくということになりますので、認知症対応ということで対策は必要わけでありまして、一概に増えれば増えたでいいのかなという点は、どうかというふうなふうに思っております。

以上です。

○7 番

(湯澤 賢一) いろいろな、その村の認知症に対する施策をお聞きしましたが、現実には、やっぱり、先ほど申しましたように、どんどん増えていくと、それはみんなの問題だと、だれもが、その道を通る可能性がある問題だということでありまして、そのために介護の保険料が増えてしまっても、それはそれで、そういう制度なのだから、やはり、ちゃんと対応すべきだと私は思いますし、ただ、自分自身の経験で、家族に持ったときに、非常に、その家族は大変であると、もう治らないからというふうな感じで今まではいたんですが、今は治療もできるということではありますが、ぜひ、その、しかも、そのグループホームのあり方という、要するに家族と離れないで、その自分の住んでいる地域で暮らして、それで安心して暮らせるという、その部分がグループホームの非常によいところなんだというふうなふうに聞いております。

ちょっと話、変えますが、総合計画では、小規模な特別養護老人ホームは、今後、提供事業所の参入があれば検討していくと記述しております。小規模な特別養護老人ホームとは、恐らく最も小規模で30人規模の特別養護老人ホームだと思いますが、ここにかかっていることは、それは、だれかやる人がいれば建設してもいいよというこ

とでしょうか、それとも、もっと前向きに人材を得て小規模な特別養護老人ホームを設立したいという意思を村が持っているということですか、これは、ちょっと村長にお聞きしたいと思いますけど。

○村 長 認知症、うちの母親も認知症ということで、妻の家で大変お世話になって、非常にありがたかったわけなんですけども、地域密着型の場所が、場所のよさというものもあるかと思えますし、それからまた、今、例えば上伊那広域連合とかで新たな大きな施設が、先日、できましたけども、みさやまでしたっけ、そういうのができたりもしているところですし、それから、いろんな形で、それからまた、在宅でも、いろいろなサービスを利用していただきながら家族と一緒にというふうなことについても支援をしていくというふうなことをしておいて、それぞれ、そのご家庭の事情とかご本人のこととか、いろんなことがあって、統計的に人口何%で、高齢者が何%で、そのうち何%が認知症だから何人おって、村には何人おってというふうな、それだから、その分を受け皿をつくらねばいけないというようなことではなくて、さまざまなニーズがあるかと思うんですね。

それで、今、例えば、その地域密着型でも、その村、村内、地域密着だから村の利用者というふうなことなんですけども、実際には村外の方もたくさん利用をされているというふうなこともありますし、特養なんかのウェイティングをしていらっしゃる方もいらっしゃる場所なんですけども、そちらのほうも、村単独でというわけじゃないですけども、広域連合とかで枠を広げているというふうなことをございます。

それで、1つと思ったのは、多分、議会の皆様方も一緒に聞いていただいたかと思うんですけど、昭和で回復期リハの病棟のオープニングのときの講演でお話をしてくださった先生の、その人口ピラミッドの形が、こう、非常に、こう、上のほうで飛び出した、角が生えて、下のほうが、また、減っていくというふうなことがあって、そこんところの角のところが大変だと、そこんところで合わせちゃうと、特に箱物なんかをそれに合わせちゃうと、後がまた大変だという、そこをなるべくなだらかに過ごしていくことが社会への負担も少ないし、その認知症なり体の不自由になったりするのを、なるべく後にずらしていくことによって、その角がなだらかな形になっていって、その社会に対する衝撃度が低くなるんだというふうなお話をされていたと思います。それは、認知症についても同じようなことが言えるのではないかなというふうなことを思いますので、先ほど課長のほうからありました、そのいろんな認知症になりにくいような、いろんな、そのお年寄りの方に出てきていただいて、いろんな交流をしていただくというふうなことも必要だと思いますし、そういう、もうちょっとトータルに、こう、計算上、これだけの人数がいるから、それに対する受け皿を村で準備するかというふうなお話になってくるとですね、そうではないと思います。

もし、その意欲のある方で、しっかりした考えを持った方がいらっしゃって、こういうことをしたいというふうなお考えがあって、それが、その村の方々にとってもメリットがあるようなことであれば、村としてもですね、いろいろな制度なんかをうまく利用をしたり、国の制度とかを使用したりして、一生懸命ご支援をさせていただ

うとは思いますが、今の時点で、村のほうで、そういう物をですね、そういう施設というものを建てたりとか人を呼んできたりとかというふうなことで、すぐにやろうということよりも、もう少し大きな視野でできることをやっていきたいと思えますし、また、具体的に、この辺のところも、もう少し手薄になっているからというふうなところがありましたらですね、ぜひ、ご指摘をいただけて、ご指導をいただければ、ありがたいところかなというふうに思います。

○7 番 (湯澤 賢一) ちょっと話で、変えます。また変えますが、東日本大震災の被災地である飯館村へ何回か足を運ぶ機会があって、その辺からの教訓で、ちょっと申しますと、やはり、被災地へ足を運ぶということは、つまり現地に立つということは、「百聞は一見にしかず」で、やはり問題が皮膚感覚で入ってきますので、役場の職員の皆さんも、ぜひ、一度は行かれたらどうかと思えますが、また、被災地の方も来てもらうことが何よりの支援だと言っておりますので、ぜひ行かれたらいいと思えますが、ご存じのように、飯館村は、原発事故による汚染で6,000人の村民が全員避難せざるを得ない状況になって1年半が経過しました。村の状況は、日がたつことに悪くなっておりまして、原発事故の前には1,700世帯であったのが、現在は3,000世帯を超えてしまったと、つまり家族がばらばらになっていくわけで、家族がばらばらになるということは、地域の最も大事なコミュニケーションもばらばらになっていくということであり、本当につながりがなくなってしまったと嘆いておられますが、8畳間が当たり前の大きな農家の家だったんですね、ほとんどが、6畳と4畳に押し込められた仮設住宅のお年寄り、この先何年も見通しが立たない中で、どうなっていくのか心配されております。仮設住宅にお邪魔したときに、その家の奥様が「上がってお茶を飲んでいって。」というふうに言われましたが、狭い仮設住宅に何人も人が上がってお茶が飲めるはずはありませんので、丁重にお断りいたしました、帰り際に表に出て深々と本当に申しわけないようなことで頭を下げられた姿が目につきました。今の中川村と同じように、遠方から来る人がいればお茶でもてなす、それが当たり前の農村の生活だったわけですね。被災地では、何といってもお年寄りの置かれている状況が深刻で、高齢になってくると、住み慣れた場所や親しい人から離れて暮らすことは、自分自身に置きかえてみても大変な苦痛になります。南相馬市にある飯館村の仮設住宅で見た、あの方々、高齢者家族が多かったように思いますが、家族に認知症が発症したときにどうされるのか、本当に心が痛みます。また、地域にこだわった生き方しかできないお年寄りが家族に迷惑をかけているという感情を持っていることも大変心配です。老後を家族や親しい人達のいる、何よりも住み慣れた場所で暮らしたいと思うのは、余りにも日常的で、しかし、最も幸せなことかもしれません。

私は、ここで被災地の問題を取り上げようとしているわけではありません。被災地から学んだ教訓として、今後、さらに高齢化社会が進むであろう中川村の高齢者対策の、特に認知症対策を取り上げていただきたいと思って質問しています。

地域密着型のグループホームは、高齢化率の上昇とともに、今後、さらに大きな役

割を持っていくのではないかと思います。

先ほど村長の答弁にありましたように、確かに、ある一時期、そうなっても、そうでもない時期が来たときに、それは、また無駄になるというような部分も、ちょっと、そんなお話も確かに聞きしましたが、だから、ここで、ちょっと我慢していこうかという部分もあるのかもしれませんが、ただ、平成 31 年の高齢化率 36% というふうな数字を考えたときには、やはり、そんなに先のことではない、やはり、今、考えていく必要があるんじゃないかと思うわけです。

私は、平成 22 年の 9 月議会の一般質問でこの問題を取り上げました。そのときには、他府県でグループホームの火災事故が相次いだときでありまして、犠牲者も出たことからスプリンクラーの義務づけなどの問題があり、せめて水道代だけでも減免措置がとれないかとの施設の側からの悲痛な要望があつての質問でした。水道料金も、当然、グループホームで暮らす費用の原価に上澄みされてまいります。そのときの村長の答弁では、「他施設との公平性の問題があり、早速なわけにはいかない。」との返答でありました。他施設との公平性とは何だったのか、村内の社会福祉施設全部との公平性を言われたのかどうか、あるいは、施設を利用しない村民から見た、つまり受益者負担の立場に立った公平性、公正性の面からの公平性であったのか、答弁だったのか、どちらでしょうか。社会福祉全体、全部に対してなら、それで公平性が保たれるとしたら、地域資源としての民間社会福祉施設全部の施設の水道料金を一般会計を拠出する形で減免したらどうかと思いますが、いかがですか。民間 4 施設での水道料金は、年間 160 万円余りであります。行政からの支援がある社会福祉協議会を含めても 230 万円の水道料金です。この減免が考えられないかどうか村長に質問いたします。

○村 長 なぜ水道料金だけが、特別に、そこで話題になってくるのかってところからわからないところがございます。一般の家庭もですね、それから工場も、それから飲食店もですね、みんな水道料金については幾らというふうな形で動いていて、そこで、やあ、こここのところはこういうことをしているから幾らにしようとかっていうふうじゃなくて、もし、それをやるのであれば、その福祉施設については何か特別な、そこで何で水道料金を下げるのか、何で水道料金なのか、福祉施設に対して、こういう福祉に対して貢献をさせていただいているからというふうな形で出すのに、なぜ、そこで水道料金のところに話が行くのかってというのが釈然としないところなんですよね。最初におっしゃった方が、いや、最近では水道料金が高くてなということから来たのかもしれないし、最近では灯油が値上がりして、もう、冬が、もう越せないから、何とかならんかとかいう話になってきたら灯油になるのか、その辺が、その話の中で、たまたま、そうっただけのことじゃないかと思うんですよ。だから、本来であれば、福祉をやっているのに、全体的な経営の問題みたいなことの話があるのかもしれない。だから、なぜ水道料金だけを切り離してお話になるのかってところで、水道料金だけを、この業種は幾ら幾ら、この業種は幾ら幾らって、こう、細かくしていても、何かわけがわからなくなるだけではないかなというふうに思います。

○7 番 (湯澤 賢一) 何で水道料金か、それから、社会福祉施設なのかというふうなこと

であります。

私が思いますのは、当面、村がすぐできることとして、例えばほかに、ほかの、例えば企業だとか、そういうものとごっちゃにしたら、それは、もう、とんでもない話になってしまいますから、例えば、今、最近、政権でやっている消費税増税に当たつての税と社会保障の一体改革という言葉が盛んに使われておりますが、しかし、消費税を増税しなくて社会保障制度が維持できなくてよいのかといったような、本当に国からの恫喝的な形で消費税の引き上げが決まってしまったんですが、しかし、現実には、社会保障制度に対する国の姿勢は後ろ向きであります。応益負担を増やす方向になっております。今も介護保険料を引き上げ、村も、最近、やはり介護保険料を引き上げました。国民の負担は増加する一方なんです。

そうした中で、例えば、構造的な低賃金で、しかし、意識だけは非常に高い形で、こういった施設の職員の方々は働いておられます。それに対して、例えばほかの民間企業と同じように考えないで、やはり、それは、そうした中で、例えば、40 歳近くになって子どもがいて、男の人で 20 万円ちょっとの給料とか、その辺のレベルの給料で、しかし、本当によく頑張っているらっしゃると、そうしたものに対して行政が少し、そうした面で、できることで、私の水道料金っていうのは、できることでという意味なんですけど、できることで、やろうと思えばできるわけですよ、その手を差し伸べていくという、それが、やはり、1 つ、村の姿勢としてあれば、それ自体が福祉に対する村民の啓発活動にもなるんじゃないかと思うわけです。それも、また、ぜひ考えていただきたい。

認知症と診断される高齢者は、人口の推移と高齢化率からも、先ほど申しました、飛躍的に伸びてくる、認知症対応型共同生活施設は整備が整ったと考えているとの中川村の立場、先ほどおっしゃられました。その対応は、認知症になっても家族として、認知症になった人を、例えば特別養護老人ホームに預けちゃって、後は知らないんじゃないかと、地域密着型ですから、そこに自分の知り合いがいて、それから家族もいてというふうな形でのグループホームですが、それは、やっぱり、ここで閉めてしまうのではなくて、必要があればつくっていくんだという姿勢が、それこそが、これからの、そういうことを迎える人たちにとっての、まさに生活防衛をかけた問題だと思います。

村には、先ほどおっしゃられたように認知症の対応型のグループホームは 2 軒あります。長生きしてよかったねと、この村に住んで長生きしてよかったねと、本人も家族も心から思える村であるために、地域資源としてのグループホームに、当面、公共料金の減免や、水道代だけでなく、例えばほかの公共料金で何か減免できるものがあれば減免する、あるいは、長期低利の融資制度など、行政が手助けの手を差し伸べることができるのではないかと思います。

先ほどの、なぜ福祉、そういう施設だけっていうふうなことをおっしゃいましたが、再度、村長の考えをお聞きします。

○村 長 ですから、なぜ、その、そこへ勤めている人の生活支援だったら、それを出して、そういう考え方もありますよね。その福祉に勤めている方についてはこうしようって

いうふうなことの考え方もあるかもしれないし、その場合だったら、じゃあ、中川に住んでいるけども、隣町で働いている人はどうするのか、中川に勤めているけども隣町から来ている人はどうするのか、いろんなことも、いろんなことを考えなくてはいけないかと思えますけども、それはさておき、そういうふうな方法もあるかもしれないし、その、そこで、その勤めている人に報いるために水道料金を下げるっていう発想が、なぜ、そこに水道料金に飛躍するのかっていうのがわからないのです。何で水道料金って聞いたらいけないか。その、もうちょっと、こう、目的、目的が明確にされて、その目的と現状のために、どこをどうすればいいのかっていうことをゆっくり考えないと、そこで、じゃあ水道料金下げようとかっていうのは、何かすごく、なぜ、そのギャップを埋めるために水道料金が出てくるのかっていうところが、前から申し上げている、よくわからん、何で水道料金の料金体系だけをぐちゃぐちゃにすることになってしまうんじゃないかなというふうに思うので、目的をもっと明確にさせて、そして、じゃあ、それが本当に解決すべき目的、課題なのかっていうふうなことをしっかりさせて、その上で、それを、じゃあ、本当に解決、克服しなくてはいけないっていうときに、じゃあ、どういう方法があるかっていうことを、もう少し、こう、体系づけて考えていかないと、何かいい解決にはならないんじゃないかなあというふうに思います。

○7 番 (湯澤 賢一) 単純かもしれませんが、水道料金を言っているのは、例えば、今、言ったような、例えば、そこで一生懸命高い意識で働いている、構造的な低賃金で頑張っている人たちに対する援助が、そんなに、もし、できるとしたら、それに越したことはないし、しかし、それは早速にできるとは、どうしても思えない、むしろ、もし、今、村ができるとしたら、もし、村が少し手助けできるとしたら、その辺でやれる、それは、そんなに公共料金をぐちゃぐちゃにしなきゃ、水道料金をぐちゃぐちゃにしなきゃできないというほどのことではない、例えば、ここに、もう、はっきりと、4施設で年間いくら使っているっていうのも、ちゃんと出てくるわけですから、あるいは5施設で幾ら使っているという水道料金全体が出てくるわけですから、それは、恐らく、やろうと思えば絶対できると私は思います。ぜひ、また、考えていただきたいと思います。

2点目といたしまして、置き去りにしない、だれも置き去りにしない中川村の構築を目指してとしての2点目として、中川村では、精神障害者の施設の建設が、要望があるけれどもできないであります。この点については、村もさまざまな努力をされていると思いますが、現在までの経過と今後の見通しをお聞きしたいと思います。

やはり、前政権による悪法と評判の悪かった障害者自立支援法は、2009年の政権交代でマニフェストに障害者が当たり前前に地域で暮らし、地域の一員としてともに生活できる社会をつくることを掲げて新法を制定することが約束され、サービスの利用者負担を応益から応能とする障害者総合福祉法を制定することといたしました。

また、この間、障害者制度改革推進会議が発足し、総合福祉部会から提出された新法に対する骨格提言には、放置できない社会問題の解決として知的、あるいは精神障

害者の社会的入所、入院の問題は、いまだ解決に至っていない、また、在宅生活支援の大部分を家族に依存している状況も続いていることから、これらを解決するために重点的に地域資源整備を行うことを法律に明記することを提言しております。

しかし、この今の政権によるこの約束も、2013年、来年の8月施行予定とした現在、自立支援法の中身はほとんど変えないで名前だけ変えるという大変不誠実なものになっておりまして、国家的詐欺であるとまで言われております。

中川村の第5次総合計画は、まさに、この見直しの最中に計画されたものですから、国の腰がはっきり定まらない中で、地域の生活を維持するのに必要なさまざまな支援を地域生活支援事業として、現実に、今、村で独自に行っている事業を計画として記述しているように思われます。この第5次総合計画では、精神保健において、保健センター内のスイートルームの活動に触れながら、精神障害者は入院中心の生活から地域で暮らす方向へと精神・保健施策が変化していると、その受け皿として精神障害グループホームの設立を支援するとしております。この中川村の第5次総合計画のこの項の各論的には、村内には、精神障害者がサービスを受けられる施設はなく、他市町村の施設の利用に当たり、移動サービスの内容も含めて精神障害者サービス施設の利用促進を検討するとして、平成22年度、村内に設置を目指している精神障害グループホームの利用を進めるとの計画が書かれております。これは、精神障害者施設の設置は既に既定のこととして、その利用促進にまで踏み込んでいるように読みとれます。

通告でも申し上げましたが、松川に本部を持つ施設が中川村のグループホームの設立を数年前から希望しているということでもあります。

また、村でも、福祉課で、この問題に本当に前向きに取り組んできたことは存じております。

その後の経過と現状は、今はどうなっているかお聞きしたいと思います。

○保健福祉課長

第5次総合計画の中で、平成22年度、村内に設置を目指している精神障害を中心とする障害者グループホームの利用を進めますというような、今、お話があったような記述があるわけですがけれども、ちょうど、この計画を策定する当時は、障害者グループホームの建設に向けて地区との話し合いを、ちょうど進めていた時期かというふうに思いますので、そういうような記述になったかというふうに思っております。

村では、精神に障害を持った方が、日中、活動する場として保健センターの中にスイートピールームというのがありまして、週3日、指導員を配置しまして、集う場があるわけでありまして、週に述べ9人ほどの利用者がいるわけであります。

村内には、自立支援受給者証の交付を受けて通院とかしている方が60名ほどいるわけでありまして、その対応は、自宅で家族と暮らす方、それから、自宅にいて入退院を繰り返す方等もいるわけであります。

家族の心配というのは、その介護者が高齢化になったり、また、介護者が亡くなった後、単身で生活するようになることに対する大きな不安を持っているわけでありまして、当事者が世話人と一緒に共同で生活できるグループホームというものに

対する期待は大きいものがあるわけであります。

県のほうでは、県立西駒郷の解体をきっかけに、平成15年からグループホームの整備に県単補助をつけまして、大きな施設から地域移行というのを進めてきたわけであります。県下の各社会福祉法人等でもグループホームの整備が進みまして、知的障害と精神障害のある人のグループホーム、ケアホームは250カ所を超えて、1,200人以上の方がそこで生活されているとされています。

グループホーム、ケアホームは、障害を持っていても地域の中でその人らしく生活するための暮らしの場として重要なわけであるわけであります。

グループホームの村の今までの経過でありますけれども、最初にその検討がされ始めた経過は、旧片桐診療所がまちづくり交付金事業でチャオの附近へ移転、新築移転をするということから、空いた施設を改修してグループホームにしたいということが始まりだったかというふうに思います。それで、地権者へも申し入れをしたりとか、地区の役員会ですとか地元への説明会を何回か行ってきたところでありまして、どうしても地元の理解が得られずに、旧片桐診療所の建物については断念をしたわけでありまして、これが平成22年6月であります。

その後、同じ年の10月から23年の1月にかけて、中組にグループホームの建設候補地を選定をしまして、地元の皆さんへの説明会と話し合いの場を持ってきたわけでありまして、やはり何回か説明会を持ったわけでありまして、ここでも、どうしても地元の理解が得られずに、中組の地区についても断念をしたという経過があります。

それから、私が保健福祉課に移りまして、23年に入りまして、家族会とも話し合いをしている中で、何とかしたいという思いも家族会のほうでは強くあるわけでありまして、アルプス中央信金の中川支店附近にどうかという場所を提案をしてくれる方がいまして、総代さんを通じて意向をまとめてほしいというような話をしたわけでありまして、やはり、その地区、場所も同じ中央の地区であったというようなこともありまして、一たん、中央地区では、その反対をしたというふうな、まとまらなかったというふうな経過もありまして、その信金の裏——裏って言うか、その近くの場所につきましても、やはり断念をしたということでありまして。

それが具体的に検討してきた今までの場所でありまして、その後は、取り立てて大きな動きはないわけでありまして、松川の、その施設長の方とも話をしまして、これからの進め方としては、この場所がだめだから、すぐ次にこの場所というふうにだんだん移っていくのではなくて、障害に対しての例えば映画ですとか、講演会ですとか、そんなようなものをやりながら、住民の皆さんの気持ちを、こう、だんだん変えていくような形でじっくり進めていったらどうかというようなことで、話をしております、今現在、そんなようなことで、ちょっと動きはないわけでありまして、何人か、この場所はどうかというような、その後、話もあつたりしますので、そこら辺のところも、また、だんだん考えながら、住民の皆さんの気持ちも、だんだんそれに向かうようにしながらやっていきたいというふうに考えております。

○7 番 (湯澤 賢一) 本当に真剣に村でも取り組んでいただいているっていうことは、先

ほど申しましたが、よく存じております。

精神障害者、知的障害者の施設の設立には、何といても地元の人々の理解が得られないことが1つの壁になっております。それは、恐らく差別とか偏見などは必ずしも言えないことかもしれません。頭ではわかっているけれども経験のないことに対する住民の不安が大きい、その点では、どこでも同じ状況のようです。

ただ、松川町は、福祉に対する長い啓発活動、町と先生方がいらっしゃって、だれもが当たり前で暮らせる社会が町民に浸透しているんだと、その意識が、だから非常に温かく迎えてくれる基盤があるというふうなお話も聞きました。

精神障害者、知的障害者が、現在、やはり、これも400万人を超えているという国のデータがあります。

中川村でも対象の方は他市町村の施設にお世話になっております。だれもが当たり前で暮らせる中川村が福祉に理解のある開かれた地域として求められる姿であり、精神障害者、知的障害者が住み慣れた中川村で住むことが幸せならば、言われのない不安が払拭する啓発活動、今おっしゃられたような啓発活動も同時に継続的に粘り強くしていく必要もあるのかと思います。だれもが心の中では理解しようという気持ちを持っていると思います。

さらに、もし、理解が得られて障害施設が設立できれば、よその例でも大きな問題は起こっておりませんので、何の不安もないんだという何よりの住民の啓発活動に、住民に対する啓発活動になります。つまり、1つ、施設をつくるのが中川村の福祉活動の幅を大きく広げることになるのではないかと思います。

現在、考えられているグループホームは、5人が暮らせるグループホームだとお聞きしましたが、仮に建設の場所が見つかり、住民の理解が得られたらのことではあります、もし、求められたら公的資金以外の、例えば長期低利の資金の貸し付けなど等の支援をする考えはありますか、その辺は村長にお聞きしたいと思います。

○村 長 余りにも不確定な要素が多いので、わかりましたとも申し上げられない、そういう状況の中です、そのときに使える国・県とかの制度が、どういうのがあって、あるいは、どれくらいの規模があって、その差額がどうなのかとかですね、いろんなことがあるかと思っておりますので、いや、もう、あの、どんどんやりますというようなことは、ちょっと、今の段階で、私のお金でもありませんので、ちょっと申し上げられないかと、そのときの状況で判断させていただくということになります。

○7 番 (湯澤 賢一) そのときの状況で許されれば、そうした支援もあり得るというふう

に解釈いたしまして、私の通告いたしました、もう、2点目、2点目であります。移らせていただきますが、景観条例について質問いたします。

景観を保全する、あるいは、景観をさらに磨こうという意味からの何らかの取り組みが必要であり、それを条例で制定するとは、村長の公約の1つでありました。今、任期が半年余りとなった現在、今任期が半年余りとなった現在、どのように取り組まれているか質問いたします。

私は、この問題も以前に取り上げたことがあります。当時、私自身、発想としては

単純で、Iターンで来られて家を新築したが、携帯無線の鉄塔が建ってしまって、せっかくの景色が台無しになってしまったとか、大きな木が切られて悲しいとかの村民から寄せられた声に押されての質問でありました。

今回のこの質問も、そうした声が寄せられたことが引き金になってはおりますが、調べていくうちにさまざまな考え方や視点があることに気がつきました。

例えば、飯島の方がよく言われるんですが、陣馬形山から見る景色は飯島だということであります。つまり、中川村からの景観は、必ずしも中川村だけのものではありません。つまり、公益的に考えなければ景観は守れないんだという問題も、その1つであります。

村の総合計画では、条例という言葉ではなく、景観形成住民協定という言葉を使っております。

現在、検討されているのは、国の定めた景観法に基づく景観条例なのか、もうちょっと緩やかで村独自に限った住民協定なのか、あるいは別の発想なのか、また、どういう方法で住民の意見を入れながら、どういう形で合意形成をしていくお考えがあるのか、その辺をお聞きしたいと思います。

○総務課長

それでは、私のほうからお答えをさせていただきたいと思えます。

まず、ご質問にありますとおり、任期中に景観を保全するための何らかの条例をつくるということを昨年の9月議会から3月の議会にかけて表明してまいってきているところがございますし、湯澤議員を初め、その他の議員さんからも、この点についてはご質問をいただいております。

条例制定に至るまでに、やはりクリアしなければならないことを、今、改めて考えているところでありますが、クリアというか、合意を得ることではあります、3点ほどあるかと思えますが、まず、村の景観を保全するために建築物の新築ですとか工作物の新設、形状変更の際に配慮すべき点が、まず、この条例をつくることによって、理解、配慮すべき点が理解されること、これが1つであります。

それから、次に、事業者の皆さんが、そのために設置をしている事業所、あるいは構造物等が景観を壊さないように配慮され、誘導のために行う案内看板等の広告物が同じように景観に配慮され、設置されるように合意が得られることが必要であるということと、現在ある広告物、こういったものを、じゃあ、どうしていくのか、改装による更新、あるいは現状で管理することを含めてでありますけれども、こういったことを、やはり、整理をし、合意をする必要があるということは、村の中で提起をしなきゃいけないことだということ認識をしているところがございますが、表明したおりましたとおり、関係する事業者の皆さんに、まず、図ることについて、また、住民の皆さんに対して、こういったことを考えたいという合意形成のための提案については、まだ、具体的には手をつけておらんというのが現状であります。

それから、景観形成住民協定なのか、あるいは景観法に基づく景観条例を制定していくのかという再度のお尋ねでありますけれども、美しい村等、村づくりのための土台であります中川村の景観を将来にわたって維持し、保全するための手段として、特

定の区域、あるいは地域をとらえて、そこに住む住民の方の中で約束事を決めて景観を維持していこうということをするのが景観育成の住民協定であろうかと思えます。それから、景観法に基づく、例えば、仮に中川村景観条例といったものを考えた場合に、特定の地域の景観を維持するために、つまり中川村の全体、あるいは、その一部ということになるんですけれども、維持するために建築物や工作物等の外観、高さ、色について基準法等の制約に増して規制をかけると、そして、その地域独自の景観を保全し、つくるということを、この景観条例っていうのは目的にしますので、昨年の9月の議会から今年の3月の議会の中で議員の皆さんからご質問いただいております折に答弁をさせていただいておりますとおあり、基本は、中川村に住む住民が将来にわたって生活を維持していく、地域が受け継がれていく、こういった中川村であり続けるというために現在の景観が維持されていくということで、その上で合意をするという、住民の合意を得るという条例を目指しておりますので、簡単に言ってしまいますと、景観育成住民協定ですとか、景観法に基づくような景観条例には、ちょっとならないのではないかというふうに思っております。

実は、日本で最も美しい村連合に私どもの村が入るときにもお誘いをさせていただきました隣の大鹿村なんですけれども、大鹿村では、大鹿村美しい村づくり条例っていうのがあります。これは、インターネットやなんかで引きますと出てまいりまして、理念としてはですね、美しい大鹿村の原風景を維持して、次の時代に継承することを一番の目的に掲げるということで、そのために、じゃあ、お互い、こういうことをしましょう、新たにつくる工作物は、こういうところに配慮しましょうというような大きな約束事をとらえた上で、細かく規則というもので、細かい規定というものをやっておりますけれども、つくとすれば、こういった大鹿村美しい村条例にあるような理念、あるいは、その制約するとか、こういうことに気をつけましょうというふうな中身になるのではないかとこのように、ただし、それは、決して、じゃあ、ぎちぎちに、こう、縛るっていうことはありませんし、そういう、恐らく、そんなような格好になっていくのではないかとこのように今のところでは考えているところであります。

○7 番 (湯澤 賢一) それは、今、もう既に、その作業に取りかかっているということでしょうか。

○総務課長 先ほども申しましたとおり、そういうことが大事だなということな頭の中にあいつつ、具体的な足は、まだ踏み出しておりませんので、これにつきましては、もう、先ほどおっしゃられたように、任期、あと半年くらいになっておりますので、この間にやらなければならない合意ですとか事業者の皆さんとの話し合い、こういったものは早急に進める必要があるというふうな認識であります。

○7 番 (湯澤 賢一) 私は、最初に福祉という大きなジャンルの中で認知症と精神障害者の問題を取り上げ、また、景観の問題について質問させていただきました。

中川村には「みやましい」という言葉があり、私は、方言として本当に大好きな言葉なんです、飯館村の「までい」とか、あるいは派遣村の「もやい」とかいう、そ

うしたキャッチフレーズがありますが、中川村では、地域資源をさまざまに充実さて、みんなが本当に置き去りにされない、そしてまた、景観も今までの伝統もさまざまに守られる美しい村づくりのために「みやましい村」っていうのをキャッチフレーズにしたかどうかということを提案いたしました、私の質問を終わります。

○議長

これで湯澤賢一議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。再開を午後2時50分とします。

[午後2時39分 休憩]

[午後2時50分 再開]

○議長

休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、5番 村田豊議員。

○5番

(村田 豊) 私は、さきに通告いたしました2点についてお聞きをしたいというふうに思います。

まず1点目ですけれども、保育施設が非常に暑い、寒い、また、環境条件が悪くなってきております。建設年度は確かにたっておりますけれども、その施設の改善を太陽光等の活用で進められないかという点についてお聞きをしたいというふうに思います。

年々温暖化が進んでおります。今年も厳しい残暑が続いておりました。特に体力のない保育園児や職員の皆さんは大変だったと思います。この気象条件の中で、職員の皆さんが熱中症予防のための水分補給だとかプールの活用というような点では大変努力をされておられました。そうは言っても施設の改善がないと、先生方は幾ら努力しても限りがあるというふうに限界を感じました。特に私は8月のお盆のころ、そして、お盆過ぎ、非常に暑い時期に両園を2回から、園によっては3回、午後2時～3時ごろ、現場で先生方、園長さん含めて現状確認をさせていただきました。

実は、保育園の総合検討をする会議の場があるわけですが、これは年に1回で、その場でも園長先生たちは非常に暑いと、1回、現場へ来て見てほしいというようなことを特に切望されておったわけですが、お昼寝の時間の様子、南向と片桐、それから、室温がどんな状態になっているかということ等も一緒に体感をしてきましたので、2番の項のところで細部に触れさせてもらいたいというふうに思います。

現状を見てみますと、早急に施設の改善をする必要があるということ強く感じました。

そこで、25年度、未満児室の増設が計画をされております。そういった点では、未満児室のみでなくて、現状の施設の改善も加味した保育園の改善計画が25年度に向けてできないかと、特に補助事業の導入等が必要になるかと思っておりますけれども、そういった点を加えた中で進められないかという点をお聞きしたいと思います。

1点目に挙げてあるのは、未満児室の増設について、片桐、南向、両方への園へ増設をされるか、どうなのか、計画の概要についてお聞きしたいと思います。

○保健福祉課長

未満児室のことですけれども、村の未満児室の考え方ではありますが、今、みなかた保育園と片桐保育園にあるわけではありますが、これまでと同様に2園で、未満児保育をしていきたいというふうに考えております。

それで、みなかた保育園であります、ごらんのように、あのような場所に立っている施設でありますので、増やすということは、なかなか難しいというふうに思っておりますので、みなかた保育園につきましては、当面、現在の形で未満児の保育をしていきたいということでありまして、片桐保育園のほうで施設を増やすということを考えております。

現在の未満児保育の状況でありますけれども、みなかた保育園が0・1歳児が定員8名に対して4名入所、2歳児が10名に対して11名入所しています。片桐保育園では、0・1歳児が8名に対して6名、2歳児が定員12名に対して12名というような状況であります。

それで、近年、0・1歳児では、平成21年から23年度まで、両園が定員がいっぱいになりました。2歳児では、片桐保育園が平成22年度から今年まで定員いっぱいというような状況になっておりまして、ほかにも数名、希望者があるわけでありまして、受け入れができずに待っていただいているというような状況があるわけでありまして。

それで、片桐保育園のほうでは、一応、定員を0・1歳児が16名、2歳児を24名というような定員を試算をしまして、それに見合った施設にしていきたいということで、保育するスペース、それから、トイレはもちろんですし、沐浴室や調乳室、それから洗濯のスペース、テラス、物置、それから未満児専用の遊び場というようなことで考えておりますけれども、設計につきましては、今、これから発注をしていくという段階であります。

以上です。

○5番

(村田 豊) 概要はお聞きしました。

担当委員会ですので、また、委員会の中で細かい点はお聞きしたいと思います、2点目として、補助事業を恐らく活用されるというふうに思います。補助事業の利用できる要綱の範囲はどんな点なのか、未満児室のみの増設しかできないか、あるいはまた、先ほど申し上げたような太陽光利用等のことを含めた電気設備等の改善まで含めたものも盛り込めないかというような、そんな点についてお聞きしたいと思います。

○保健福祉課長

施設の改修であります、改修に充てられるような補助事業というのはないわけでありまして、すべて単費で行っていくということになるかと思っておりますし、今まで未満児室の改修ということで考えておりまして、太陽光というような、ちょっと、そういうことは頭にはなかったわけでありまして、未満児室を増築できればということで今までは進んできております。

○5番

(村田 豊) くどくなりますが、改善を盛り込んだようなことを計画に、今、お聞きしますと、補助事業でできないということですが、この電気関係は、特に片桐診療所、あるいはまた住宅等で太陽光の導入ができ、ニューディール云々というような国の施策がとられておられますけれども、そういった部分をプラスして計画を25年度で盛り込みを、ぜひ、していただきたいと思っておりますけれども、その点は、いかがでしょうか。

○保健福祉課長

太陽光の関係で、公共施設への設置につきましては、また、この後、住民税務課長

のほうから話があるかというふうに思いますが、今のところ、保育園のほうへ、その太陽光をつけてというようなことはないようでありますので、私のほうでも、そこまでは考えずに今の計画のほうを進めているところであります。

○5 番 (村田 豊) 様子はわかりましたが、ぜひ、また、次の項目でお願いをしたいと思えます。

2点目として、現状の問題点と改善への取り組みということで、先ほど申し上げましたように現場へ行ってみますと、非常に劣悪な状況になっております。特に夏場もそうですが、冬場についても早急に改善をしなければならぬ部分があると思えます。私、行ったときには、ちょうど室温が、扇風機を回しておいて30、片桐の場合は36℃です。36℃の温度計が、どの園へ行っても36～36.5くらいです。子どもたちも、昼寝をしておいても、非常に昼寝をしにくいような状況が片桐の場合あり、みなかたの場合には、比較的、水田が近くにありますので、一番西側の保育室以外は、相当、温度は低くて、保育ができるという状況であったわけですが、一番びっくりしたのは、午前と午後、プールに入れて、午後も、なぜプールに2回ということをお聞きしたんですが、とても暑くて中におれないから、1回、体を冷やすということをされている、しかも、出てきてから、また、あの部屋、あれが41℃～42℃です。子どもたちを見ていると、もう、足を、こう、上げきりで、暑くて暑くて、着がえをしている所がどうしようもないというような状況であるわけですので、私は、まず、その第一に、大暑対策、暑さに対する対策は、来年度、早急に講じてもらうように、例えば寒冷紗で覆うとか、下へ、こう、よくマットがありますよね、こう、吸水性っていうか、下へ水が逃げるような、うちでよく敷くような物がありますけど、ああいう物を、ずっと、広くなくていいから敷いてやって、着がえ場へ来るというようなこと等も配慮しなきゃいけないんじゃないかというふうに思いますが、特に、この点では、保育所運営審議会で保育園の園長さんたちが、ぜひ、来て見てほしいって言われておったんですが、村長、1回でも行かれましたか、現状を見られたかどうか、ちょっとお聞きしたいと思えます。

○村 長 この夏の、そのピークの時間とか、そういうところには行っていません。

○5 番 (村田 豊) そういう点では、やはり、ああいった先生方が3人の保育の皆さんから切望されたわけですので、ぜひ現場を見てほしかったなあと思えますが、課長にお聞きしたいんですが、25年度に向けて具体的に次年度の予算を盛りつけるときに、そういった、最低でも、即、取り組めるような大暑施策はしていただけるかどうかということをお聞きしたいと思えます。

それから、もう1点は冬場ですけれども、冬場の場合も、私の場合も何回も子どもたちからも聞いたんですが、非常に今のブルーヒーター、不完全燃焼を起こすと、中へ行ってみると、一酸化炭素っていうのか、においがする、臭いということがありました。これは、やっぱり、クリーンな暖房ということを考えていく必要があるんじゃないかということと、電気が、いつ行っても、こう、切れた、ちかちか、ちかちかするような電気の管理がされているということ、それと、もう1点は、一番びっくりし

たのは、温水が出ないんですね、1カ所くらいしか、必ずあかぎれの切れた手で、なぜかっていうと、水で洗って、しっかりふくんだけど、男の子たちは特にハンカチ持っていないから、ふけないために、相当のあかぎれが切れている、切れるということがありますので、温水等のことも配慮してやる必要があるんじゃないかというふうに思いますが、この点はいかがでしょうか。

○保健福祉課長 議員さん、現場、見ていただいて、なかなか詳しくお知りになっているかというふうに思いますが、近年の、その異常気象で、その夏場の暑さっていうのは大変なものがあるかというふうに思っております。

プールを管理している管理記録の記録簿によりますと、そのテラスの西側の遊戯室前では、この夏、34℃とか36℃とか、一時45℃というような、なったというような報告もありますけれども、大変な暑さになっているかというふうに思っております。

保育現場でも、少しでも涼しく保育ができるようにということで、今、お話がありましたように1日に2回～3回プールに入れたりとか、木陰で保育をしたりとか、壁かけ扇が2台あるわけですが、それにプラスして業務用の大きな扇風機を回したりとかということもやっているかというふうに思えます。

それで、みなかた保育園のほうは、お話がありましたように、比較的風が通るので、その体感温度っていうか、温度は低いわけではありますが、片桐保育園は、なぜか、この風通しが悪いというようなことがありまして、地形的なものなのか、西小学校のところにある桜の木が多少影響しているのかどうかわかりませんが、風通しが悪いために、その温度が上がっているというふうに思っております。

それで、今、提案がありましたように、寒冷紗をするとか、テラスにマットなような物を敷くというのは、大変いいかと思っておりますので、また、園長とも相談をしながら、現場のほうで、そういうような要望があれば、また、予算のほうに上げていけたらというふうに思っております。

冬場のブルーヒーターであります、調子が悪くなれば修理をして使っているわけでありまして、これも予算の関係がありますので、できればFFのヒーターがいいわけですが、予算との絡みで、もし、できるものなら、だんだんつけていければというふうに考えております。

以上です。

○5 番 (村田 豊) できるだけ、体力のない子どもたちのことですので、最大限の配慮をお願いをしたいと思えますけれども、それから、特に診療所の先生なんかにも聞いてみますと、健康面の心配をされております。今年の特徴は、熱中症として来る子どもたちが、日中ばかりではなくて、夕方、非常に多くなる、だんだん多くなっているということを言っております。場所によっては、保育園で、こう、ミストシャワーですか、そういったような物も設置したり、あるいはまた、食塩水を一定のパーセントの物を添加して子どもたちに飲ませるというようなことで熱中症予防をとっておられるようですが、ぜひ、そんな点についても、先生たちも、体力のない子どもたちなんで、一番心配するのは、余病を心配していると、他の病気の誘発を心配

しているということが言っておられますので、そんな点でも保育園での健康管理面での対処を十分していただけるように、25年度、取り組んでいただきたいと思いますのですが、この点についてはいかがでしょうか。

○保健福祉課長 今、ご提案のありましたことにつきましても、また、園長のほうとも相談をしまして対処をしていきたいというふうに考えております。

○5 番 (村田 豊) それでは、質問項目の中にあります。村として公共施設へ太陽光設置の計画を立てられているかと思えます。私が聞く範囲では、駒ヶ根の場合は、小中学校に、今年、設置して、中沢へ設置して、すべて太陽光の設置し終わったということ、先日も質問を出して以降に日報さん等の報道で確認ができました。それは、国で500億円の中の21年度から23年度までの事業に対する取り組みだったというふうに、私は、後で、いろいろな情報を、こう、パソコン等から取り入れてみるに、わかったわけですが、中川の場合は、どのような公共施設への太陽光の設置の計画があるのか、そんな点を概要で結構ですでお聞きしたいと思います。

○住民税務課長 公共施設への太陽光発電の設置事業の補助事業につきましては、国の補助事業として環境庁所管の再生エネルギー等導入推進基金事業、いわゆるニューディール基金事業っていうのがあります。この事業につきましては、昨年の東日本大震災の被災の復興や、あるいは原子力発電所の事故を契機とした電力需要の逼迫を背景としまして、再生可能エネルギーや未利用エネルギーの活用した自立分散型エネルギーの導入による被災に強く環境負荷の小さい地域づくりということで国を挙げて再生可能エネルギーの導入を支援をして、全国的に展開しようとする補助事業であります。

この事業につきましては、地方公共団体が行う防災拠点施設への再生可能エネルギーの導入が対象ということでありまして、都道府県、それから制定指定都市に基金を造成して事業を行うというものでありまして、期間は5年間というものであります。本年度から5年間であります。

それで、東北6県と仙台市、また、茨城県につきましては、昨年の国の第3次補正で840億円というのが予算化をされました。そのほかの自治体につきましては、本年度、国全体の予算では121億円というのが予算化をされまして、国では3月に県に対して、県や制定指定都市に対して説明会を実施をしまして来たわけでありまして、5月に長野県へは10億円が交付が決定をされたというものであります。

県は、これを受けまして、5月末に各市町村に要望調査、また、6月に入りまして説明会等を行いまして、7月に希望の市町村に対して詳細計画の取りまとめが行われました。

村でも、この事業の採択を要望をしまして、検討を行いました。それで、この事業につきましては、先ほど申したように防災拠点施設への再生可能エネルギー、太陽光を初めとする、そういった施設の導入っていうことでありますので、村の地域防災計画で指定をしております災害対策本部でありますとか、あるいは避難施設の公共施設、そういうものについて検討を行いまして、具体的には、役場庁舎、給食センターを含む中学校、それから両小学校、それから文化センター、保健センター、いわゆり荘、

葛島区民会館の施設について、太陽光の施設の設置、それから蓄電池の設置、照明のLED化等の要望を上げました。

そんなことで、計画期間は今年から5年間で、その基金を活用をしてやっていくということでもありますけれども、新聞等の報道もありましたように、県への配分が10億円ということでもありますけれども、県下の要望が40億円を超える要望があったということでありまして、9月の上旬には県から内示があるという予定でありますけれども、一部、新聞報道等もありましたけど、まだ、正式には県のほうから本年度の採択をするとか、しないとかっていう回答を得ておりません。

そんなことで、太陽光発電については、この補助事業を活用して村の防災拠点施設であります公共施設については整備ができたらなあ、いいなあというふうに考えております。

以上であります。

○5 番 (村田 豊) はっきり申し上げて、後手後手じゃあないですかということをお願いしたいと思います。今、言われたのは、24年度からの事業です。23年度までに具体的に取組める事業があったのに対して、計画的なものが組み立て、検討されなかったというふうに私は思わざるを得ません。

駒ヶ根の場合は、1校30kwの電源、発電をしながら、大体1校当たり50万円の経費削減ができると、しかも、今年の7月が最終、変わりましたけれども、20年間、10キロ以上のものを20年間の買い取りをしてくれると、しかも、キロ42円というような単価ということですので、非常に大きな経費節減ができるというところであるわけですが、今、課長が言われたのは、これから、24年から5年間の、大体5分の1近い最初の金額よりは少ないような枠の中での、特に災害限定というようなことであるわけですが、先ほど、課長が、ちょっと、玉垣課長、言われましたが、保育園等へ、こういった太陽光設置の補助はないですか、はっきり言って、その点、お聞きしたいと思います。

○住民税務課長 現在のこのニューディール基金事業では、保育所施設は、防災拠点施設が対象っていうことでありますので、保育園は該当にはなりません。

○5 番 (村田 豊) 非常に残念ですが、そこでお聞きしたいのは、私は、今、申し上げましたように、保育園の場合には、アンペアを見ますと、調理室が大体50アンペア～75アンペア、みなかた75アンペアですけど、あと、保育施設が100アンペアくらいですので、150アンペアぐらいの容量の電気を使っているということですので、そうしていくと、大体15キロくらいの発電する太陽光の設置をすれば、十分、園の賄いはできる、しかも、クーラーをつけたりLEDにしたり、クリーンな暖房施設が整えることができる素地ができ上がるわけですし、20年間という買い上げ期間がついて回るとしたら、やはり、これは、非常にコスト低減につながって、施設改善ができるということで、ぜひ、独自でも、ある程度、取り組みをしていってもらいたいと思いますが、この点、村長、どんなように考えられますか。

○村 長 総合的に何がお得なのかっていうふうなところを考えないと、今の、ちょっと、お

話だけで、それは、お得なものについてはいいのかもしれませんが、全体的なこととも考えて検討する、どういう補助があるのか、ないのか、ない中で単費だけでやっ  
てどうなのかっていうシミュレーションも必要かと思います。

○5 番 (村田 豊) ぜひ、これは、委員会でも、再度、検討してもらいますけど、ぜひ、現在の環境を早急に改善していくという部分で、取り組みのできる部分は、していくことが、私は必要だというふうに思いますので、その点は強く申し上げておきたいと思  
います。

それでは、2点目として、2期目の村長にお聞きしたいんですが、村政の仕上げの総括と時期への出馬はということで2点目の質問を挙げておきました。

この8年間というのは、非常にタイムリーな補助政策があったというふうに思いま  
す。

また、国の方針転換から交付金が予想以上に多く交付をされてきておりまして、執行しやすい条件の中で村政に取り組めたということは、非常によかったかというふう  
に思います。

特に、過疎債であるとか、これも、また延長、先ほどの監査の報告にありましたけど、さらに5年間、延長というようなことで、過疎債の延長がありましたし、辺地債等の中川にとって非常に有利な政策が事業実施上でできたということは好条件だった  
というふうに思いますが、こういった環境の中で、村長も大いに努力をされて実績を積み上げられてきたことは、村民の皆さん、多くの皆さんも周知のところだと思います。

今後は、昨年の大きな災害等から考えてみますと、経済情勢が悪化することが明らかであるわけですし、厳しいことが予想されますけれども、8年間を、あと半年になりましたけれども、目前にして、公約の実現がどのくらいできたのか、村長としての  
感触として、また、後半に、一番最後にお聞きしますけど、3期目に出馬される意向があるかどうかお聞きをしたいと思  
います。

最初に、1点目として、公約で実現できたこと、あるいはまた、どうも、このことはできなかったんで、次へつないでもらうか、あるいはまた、積み残したなあと  
いうような点はどんな点だったかということですが、子育て支援の拡充や高齢者支援ではどうだったでしょうか。

○村 長 子育て支援では、一番最初から申し上げていたことは、医療費、福祉医療費を小学校3年生まで3年間引き上げますということで始まったかと思  
いますけども、それについては、今、高校生まで、卒業までというふうなことで、段階的に拡充ができたというふうに思っておりますので、まあ、公約以上になっているのかなと思  
います。

それで、何よりもうれしいというか、何というか、いいな、よかったなと思うのは、そのことで上伊那の中も同じような、そういう形で福祉医療費の無料化の枠が北のほう  
に向かってだんだん広がっていったというようなこと、そういう波及効果が、結果的にそういうことができたっていうのはよかったんじゃないかなというふうに思  
います。

あとは、まあ、ちょっと、厳密に公約だったかどうか、あれですけども、バンビーニですとか、あれなんか、チャオ周辺の活性化というようなことの中で、子育てに悩むお母さん方、お父さん方のためというふうなことでやったんですけども、当初、見込んでいた利用者数を大幅に上回る利用をいただ  
いておって、また、村外からもご利用があって、チャオ周辺の、その、何ていいますか、商売のほうにもいろいろと好影響が生れているのではないかなというふうなことを  
思います。

それから、要保護、準要保護の子どもたちへの給食費相当額の支援の上乗せというふうなこともできたのかなというふうに思っています。

あとは、子育て支援住宅の子育て世代に向けての住宅の拡充ということも、増やすという  
こともできたのかなというふうに思っております。

高齢者については、余りたくさん公約はしてこなかったのかもしれませんが、チャオ周辺の活性化という中で、診療所をバス停の近く、チャオのお買い物しやすい所に移したり、バスで行き来したりするバス停が診療所の前にもとまるようになって  
いうふうな形の運行になっているので、診療所に行かれる方なんかにとっては、利便性は上がったのではないかなというふうに思  
います。

それから、あちらのパークハウス滝戸のほうにはですね、5戸だったかな、ひとり暮らし、2人暮らしの方向けの高齢者住宅というものをつくって、初めは、ちょっと利用が  
少ないかなと思っていましたけど、そこそこご利用いただいて、ニーズがあったのではないかなというふうなことを思っています。

あとは、集会所という言い方は余りふさわしくないのかもしれませんが、集会所として使われることの多い各地区にある建物のバリアフリー化とかいうふうなことも、老朽化しているものについても、使い勝手がいい、足の不自由な方なんかでも入ったり、そこで活用したりするのがしやすいような形に改築することが、改築、あるいは新築することができてよかったのかなというふうに思  
っています。

一番課題というか、それはですね、その村民の皆さんの中に、その村の、こういうよさ、あるいは自分の得意なところを利用して、これを上手に売って、外、村外の人に喜んでもらって、経済も回って行って、息子や娘やが、それを受け継いでいけるよ  
うにというような、そういう、しばしば、何回も繰り返して申し上げている内発的な発展を目指すということで、そのための仕掛けをいろいろやってきたつもりではおり  
ます。加工所ですとか、美しい村連合ですとか、いろんなことが、やってはいるんですけども、つまり、活躍の、やる気のある方が活躍をしていただける舞台のしつらえというふうなことは、いろいろやってきているつもりなんですけども、私から見て  
いると、いろいろ、もっともっと、そういう方があらわれてもいいのかなと、つくっチャオの利用なんかでも、たくさんの方が頑張っておられますけども、もっともっと、いろんな試みが生まれてきて、単に売るだけじゃなくて、もっと話題になる、こう、評判をとるような名物ができてくるとかですね、あるいは、観光農園なんかも幾つか増  
えてきて、手ごたえを感じている方はいらっしゃいますけど、もっともっと、そういうのが広がってもいいと思うし、まだまだ、村民の皆さんの中にですね、いい意味

での、その欲を出していただくというところが、少し私としては手ごたえを、まだ思ったほど感じられていないというところでございます。

あと、今後の課題というふうなことで考えているのは、その子育て支援とか高齢者っていうよりも、子育て世代になるのかもしれないけれども、今、特に若い皆さん方が、なかなか、経済状況的にもですね、しんどいふうに置かれているので、若い皆さん方が頑張れるような応援というふうなこと、1つには、再三申し上げている中川村に住んで地域の中で一緒に頑張りたいというような方が地域に入っていただいて、いろいろ頑張れるような仕組みづくりというふうなところですよ、もし、それができれば、地域の中でひとり暮らし、2人暮らしをしている高齢者の方々ともいろんな接点が生まれて、一緒に何かをしようとか、ちょっと買い物に行こうとか、いろんな触れ合いとか、交流というふうなのがが増えてきて、地域の高齢者の方にとっても、さまざまなメリットが生まれるのではないかなというふうなことを思いますので、そういう高齢化の進んだところに新しい人、あるいは、そういう地域の力になってくれるような人を入れていくというふうなことを、1つの、これからの課題かなというふうに思っています。

それから、若者支援というふうなことですけども、前々から、ちょっと申し上げている消防団への皆さん方への、何か、商品券の補助みたいなことというふうなこともあるのではないかなというふうなことは思っているところでございます。

まあ、そんなことで、公約がどれだけできたかというふうなことと言えば、やると言ったようなことは、まあまあ、そこそこできているのかなというふうなことは思っていますが、この村が、その中川村の本当によさを生かしてですね、世界経済や日本の国政がどうであれですね、村のよさを生かした形で暮らしが回って行って、みんな手ごたえを感じて、地域のお祭りとか共同作業とか、地域社会が持続していくというようにすることのためには、もう少し、さっき申し上げた欲というふうなところを出していただけるようなことを考えていかなければいけないなというふうに考えております。

○5 番 (村田 豊) 2番目の設問に対しても、今、観光農業だとか高付加価値の基盤強化というようなこと等も含めて答えていただきましたので、この点、1点だけお聞きします。

特に24年度で、荒廃化だとか、あるいはまた、新たな組織体制づくり、交流施設等のことも検討していくということで、現場で、振興課で努力されて取り組んでおられますが、村長として、どの辺まで把握をしておられるか、その点、お聞きしたいと思います。

○村 長 振興課で取り組みをしてくれているというふうな把握をしておりますので、将来につきましても振興課長のほうからご説明申し上げます。

○振興課長 遊休農地につきましては、農業委員会において、毎年、現地調査を行うとともに、土地の所有者、耕作者に対する指導を行っていただいております、その農業委員の指導によりまして改善された農地も出てきております。

遊休荒廃農地の発生原因としては、どうしても、やっぱり、農地の条件が悪い、耕

作しにくい、それから、農産物の価格低迷による生産意欲の低下、それと、担い手の高齢化や兼業の進行などもあります。

中川村は、上伊那の他の市町村と一緒に、農協のほうは一本化されているんですけども、上伊那のほうは、やっぱり地形的に立地条件が他市町村に比べて非常に悪いということがあります。そんな中では、今、国は、大規模経営農家へ農地もすべてを集約するというような方向で考えておられるようですけども、中川村では、高齢者や兼業農家も担い手の1つというふうな考えまして、ただいま、遊休農地を活用できる作物、それから、高齢者や兼業農家、あるいは勤めを退職された方、こういった方も大事な担い手の1つということで、年金プラスアルファの収入が得られ、取り組みやすい作物、こんな物の導入も検討をしております。

それから、観光農業を中心とした組織づくりと体制づくりの検討ですけども、これにつきましては、昨年も村田議員からの提案がございました。営農センターを中心に、豊丘、あるいは喬木村の交流センターの視察を行うなど研究を進めてきておりますけれども、基本的に、これにかかる人件費、あるいは必要な経費っていうのは、使った者から手数料をいただいて賄うということが最終的な方向かなというふうな感じしております、ただ、それだけでは、農業観光だけでは、なかなか収支がとんとんというふうな方向が無理かなということで、それだけにとらわれず、いろんな方面から、まあ、最終的にやっていけるような組織について、ただいま研究をしております。

以上です。

○5 番 (村田 豊) 私は、営農センター長として、村長が現段階で24年度の活動の中でどのくらい把握をしているかどうかお聞きをしたかったんですが、内容的には、今、細かく課長のほうからご報告をいただきました。

それでは、質問の中で、美しい村づくりにつきましては、先ほど7番議員が質問をされましたし、3番議員が今年の9月、24年の3月に質問をした折に、24年度の中で方向づけをしていきたいというふうな答弁がありましたが、その点も、先ほど課長のほうから答えをいただきましたので、次の質問に移りたいと思います。

村長、(4)のところで、村長は、国家、国旗に対する欠礼についてということで、発言に対する、言ってみれば、村民のことをどうとらえておられるかということですが、私は、この場で、この時間に、主義主張は前回の6月の2番議員の質問の折にも聞いております。また、ホームページでも、村長の部屋の中のホームページでも見ておりますので、このことについては、答えていただかなくても結構ですので、質問に対して簡潔に答えていただきたいというふうな最初をお願いをしておきたいと思えます。

特にホームページ等での、こう、文面を見ますと、村外から賛同の声や批判の声は確かにないと、少ないというふうなことで届いておりますけれども、賛成もあれば反対もあるというふうなことで、反対や批判、非常に理解しにくい人もおられるということを感じますし、立場上、反対なり批判をするということは非常に言いにくい場面もあり、こそこそとは話はしてくれるけど、強い言葉では、きっと村長のところま

では伝わっていない部分が多くあると思います。

私は、ここで聞きたいのは、村外のことは結構です。村内の皆さんが、どういった感覚でとらえておられるか、思っておられるのか、それを村長がどういうふうに通断されるのかということをお聞きしたいと思います。

そこで、村民の声をどういったとらえ方しておられるか、最初に聞きたいと思えます。

○村長 ホームページにも書いたかと思いますが、村内からのですね、ご意見というのは、ほかの方が余りおられないところで「いやあ、すごく感動した。よかったよ。」というふうなことを言うてくださる方が何人かいらっしゃる。村外のことはいいというふうなお話でしたので、あと、村内からのご批判の声というのは、正直って議会の方だけです。あと、村内に見えて、私自身、聞いていないんですけども、右翼の街宣車も来た、3回ほど来たというふうなお話は聞いていますけども、村内で上がった声というのは、それだけです。あとは、電話が1通、メールが1通ですね、反対の声というのは。その来たメールについては、もう読んでいただいたかと思えますけども、私のほうの返事もあわせて掲載している。あれ、あの方だけですね、メールで来たのは。ああ、村外のことはいいのか。っていうことでございます。

それで、読んでいただいたそうなので、私としましては、ぜひ、それに対するご意見というのを、村外から、村内ではどう思われているのかというふうなお話があったので、私の書いたことに対するご意見というものを、ぜひ、お聞かせいただくと、大変勉強になるのかなというふうに思えます。

○5番 (村田 豊) ちょっと、村長、とらえ方が甘いんじゃないかなあっていう感じがします。村内からの批判は、直接ないと、非常に言いにくいことじゃあないかというふうに、立場上のこともあったりして、あるというふうに感じます。

私は、村長に、子どもたちとか、子どもたちの目から見たとき、あるいはまた、村民目線で考えてもらえないかということを感じます。子どもたちには、あいさつ運動を進めておき、あるいはまた、私が、今、出ましたけれども、街宣車が5回ほど来たということは、非常に、美しい村、平穏な農村地帯にふさわしくないということと言われる人たちもおられます。そういう点で、村民の皆さん、非常に複雑な感情を抱いているということは確かだというふうに思えます。こういった村民目線で考えられないかということと、もう1つは、村民に与える不審、不安をどういったことに対して対処をしていくか、その辺をお聞きしたいと思います。

○村長 そういうふうに申し上げるとするとですね、まあ、先ほども申し上げたように、ホームページにも書いたとおり、村内から余りご意見が聞こえてこないというのは残念であるというふうなことを申し上げましたけども、どんなご意見であれ、賛成のご意見であれ、反対のご意見であれ、そのことについて、村民のみんながですね、自分の意見を述べ合うというような村になっていただけたら、なるのが一番理想的ではないかなというふうに思えます。

5回、来たということは、私、存じ上げなかった。5回も街宣車が来たんですか。

ああ、そうなんですか。

そういうふうなことで、ちょっと、私自身は、直接、出くわしていないもんですから、わからなかったんですけども、ともかく、こう、自分の意見を言うと、これが、あそこ、ホームページに書いたとおりですけども、これがどう受けとめられるかとか、そういうふうな心配をするっていうふうなことじゃなくて、自分は、こう思うけど、どうかというふうなことを言う、例えば、村長としてどうかって、今、お話がありましたけども、じゃあ、かつて、かつてはですね、満蒙開拓団に出すのは村長の役割ではないかっていうふうなことは、村長としてどうなんでしょう、それに反対するなんてどうなのよとかいうふうなこともあったんじゃないかと思うんですよ。ただ、ともかく、これは正しいことか、正しくないか、どうすべきかっていうふうなことについては、村長も言う、お父さんも言う、お嫁さんも言う、中学生も言うっていうふうな形で、それぞれの意見を述べ合って、これはおかしいよねっていうふうな形の物事が進んでいくような場所になるのが正しいと思います。

それで、よく地方自治は民主主義の学校だと言いますよね。民主主義は何かっていうと、そうやって自分自身の意見を表明し合って、批判し合って、何が正しいのかっていうことをみんなで掘り下げていくっていうのが民主主義だと思いますので、それを、変な遠慮をして、言うな、言わさないっていうのは、反民主主義だというふうに思えます。この議場っていうのは、お互いに意見を言い合って、何が正しいのか、どういう考え方がいいのかというのをやる場所だし、議員の皆さん方は、それぞれの意見を、きちっと、それは、ふさわしいのか、どうなのかとかいうことではなくて、私の考えていることのどこが間違っているとか、どういう影響があるかじゃなくて、どこが間違っているとか、そういうふうなところをしっかりとっていただくことによって建設的な議論ができると思うんですけども、何か、皆さん、そういうことじゃなくて、立場上ふさわしいとか、そういう絡めての話しかしてこれられない方が多いので、そうでなくて、本当のところの膝を割った議論をして、どういうのがいいのかというふうなことを考えるっていうふうな場に、この議会がなればいいのかあというふうに思えます。そうすれば、村民の皆さん方も自分自身の考え方を述べて、「いや、村長はおかしいよ。あの部分は、こうじゃないのか。」というようなご意見を言うてくださるようになれるんじゃないのかなというふうに思えます。

ただ、そういうぶつぶつとした、こう、影での批判があるから、もう、言うのはやめろっていうのは、ちょっと違うんじゃないかなというふうに思えます。

○5番 (村田 豊) 陰でぶつぶつ言うからやめろっていうことを言うからっていうことじゃなくて、私は、今、村長、言われたように、主張はいいと思います。主義主張は個人の持つ自由ですので、これは結構だと思います。フリーで、その言い合うことは、確かに大事なことだと思います。ただ、公人として、公人としての姿勢として、私は、ふさわしくないというふうに感じます。これは私だけでしょうか、そういうふうに聞きたいと思えます。やはり、首長として主義主張を、自分の、こう、主義主張だけ貫いて、こうだから、言ってみれば、国歌だけ、国旗だけじゃないんですよ、村旗も

あれば、あの国旗の横に村旗が飾ってあるんですよね、そして、校旗もあるんですよ、そういった、言ってみれば、公式の場で、これは、教育長、きっと感じておられると思いますが、そういった公式の、言ってみれば、場で礼をしないという、欠礼だという、不敬だということも言っておられる人もおりますけれども、そういったことに対しては、やはり、私は、ふさわしくないというふうに感じます。

学習指導要領等については、特に地方公務員法から見て、公務員は全体の奉仕者ですよということを言っておられるんですよね。全体の奉仕者であるんですよということを言っておられるわけなんで、そういう部分に対して、やはり、配慮に欠けているんじゃないかというふうに思いますが、その点は、いかがですか。

つけ加えて言えば、例えば、郡の会議等でも非公式に、やあ、どういうことなんだと、議会、今、村長、議会が批判するだけだっていうけど、議会、もうちょっとしっかりしにやいかんよということも言っているし、村長の姿勢はおかしいんじゃないかということも言っておられる郡の連合会の会議の中でも、私の耳へ何人か言ってくれた人がおられます。それは、公の立場で公の、言ってみれば、責務部分も十分配慮、考慮していないんじゃないか、考慮されていないんじゃないか、欠けているんじゃないかということも言っているというふうに感じますが、その点、いかがですか。

○村 長 公務員は、全体というか、まあ、中川村民への奉仕者だと思います。私の場合は。そのことと、国歌に、国旗にお辞儀をするということと、どうつながるんでしょう。私は、あそこのホームページで書いたように、国民のためっていうか、みんなのために、よくするために、国をよくするためには、この状況の中で、国旗に対して礼をすることはよくないんじゃないかと、そのこと、よくないんじゃないかと思うから、そのことをみんなに言って、関して考えていただきたいなという思いがあった。今回、ご質問をいただいたので、こういうふうの問題がはっきりしたのでよかったわけですけども、ただ、今の状況の中で、国が目指すべき、国が本当に素晴らしい国になっていく、世界に誇れる国になってほしいわけですよ。おれの日本って、こんなにすてきなんだぞ、どうだよ、素晴らしいだろう？っていうふうに自慢できる国になってほしいんだけど、今の日本の状況は全然違いますよね。だけど、今、そんなことは問わずに、何であれ、国に対しては礼をせよというようなことが言われているわけです。さっき、見たからっておっしゃったけども、全然理解していただいているみたいなので、もう1回言いますが、国をよくするためには、国の問題点を知らなくてはいけないし、国の過去も知らなくてはいけないし、これからの国をどうしていこうかというふうなことも、みんなで議論をしなくちゃいけない、けども、今のこの雰囲気というのは、そういう議論をすることをやめて、とにかく国旗があれば礼をしなさいよと、全体に奉仕するんだから国旗に礼をしなさいよ、国旗が全体のためにいいかどうかっていう、今、いうことも、考えないといかんのじゃないですか。だから、先ほども申し上げました満蒙開拓団に村長は村民を募って送り込むのが公人としての務めだというふうなこと、あるいは、嫁は嫁にふさわしく嫁らしい発言をしておれとかいうことと同じだと思います。その立場、立場でやれっていうのは。そうじゃなくて、

自分の考える、立場なんて関係なくて、いろいろ考えるっていうことが大事だと思います

それから、上伊那広域連合の中で村田議員にいろいろおっしゃったと言われましたけども、私には、皆さん、にこやかに、普段と変わらない会話が続いています。それは、逆に言えば、そういう方がいらっしゃるとしたら、今、ははって笑われたけども、その方が言われる勇気がないという、だから、そこで私に対しても発言ができないのであれば、何が言えるんでしょうか、国がどうあるべきだっていうふうなことが、ちゃんとみんなで言っていかなくちやいかんのじゃないですか。私ごとき者に対しても本音を言えないような雰囲気、その三角の関節で話を伝わってくるっていうふうな、そういうあり方っていうのは、すごく日本の国をよくしていくためにはマイナスだと思います。

だから、日本の国をよくするために、もっと自慢できる素晴らしい国にするために、みんなで議論をしていくというふうな、そういう国にしていかなくてもいけないし、その一番のきっかけに、この中川村議会がなれたんじゃないかと思うから、この機会を生かして、もう少し深い議論ができたらいいなと、どこかのだれかは、あれでええのか？というふうなことを言っておったよとか、公人として立場にふさわしいのかどうなのかでなくて、本当にその議論がどうなのか、国はどうあるべきなのか、国民と国の関係はどうなのかとか、そういうところをよく考えていただかないといかんのじゃないかと思いますけども。

あと1分54秒ありますので、そのあたりのお返事を聞かせていただくことを期待して、答弁を終わります。

○5 番 (村田 豊) 返事を、あえてする時間がありませんので、また、違う場で、機会でしたと思いますけれども、「メールで」と呼ぶ者あり)私は、メールを送っても証拠が残りますので、口頭が一番いいと思います。私は、今のスタイルでいくのか、別に修正していてもいいじゃない、変えていてもいいじゃないですかということを感じます。そういう点では、何をがんじがらめで自分の主義主張を通して、言ってみれば、村民の皆さんが、ちょっとおかしいなっていうふうに感じる人たちがあるんだから、それは、首長として直していくことも別にいいんじゃないかというふうに感じます。

それでは、最後に、3期目の出馬の考えはということで、8年間、あと6ヶ月ありますけれども、経過した中で、先ほどは、ほぼ公約については実行できたということをお聞きをしました。そうは言っても、美しい村連合に加盟して、協議会ができて、具体的に、これから、どう、その歩みを進めていくかという大事な年度にもなりますし、ステップにもなっているわけですが、そういった村づくりのための意欲があるかどうか、その辺をお聞きしたいと思います。

○村 長 まず、がんじがらめに自分を縛るのはいかなものかというふうにおっしゃいましたけども、絡めてがんじがらめに、言うことを言わさないようにしておられるのではないかなということを非常に強く感じます。実際、そうだと思います。

それから、その村の課題というふうなことを最初に質問がありましたけども、きょうの話聞いていて、ああ、中川村は、これからいい村になっていくためには、もう、本当に大きな課題がまだまだあるんだなということを痛切に感じました。

以上です。

○5 番 (村田 豊) 3期目の出馬。

○村 長 なんとというか、いや、一生懸命ペンをとっておられる方々もいらっしゃいますが。ええとですね、じゃあ、しっかりとお話を、しっかりとでもないけども、時間を気にせず、ちゃちゃっとじゃなくて、思っていることを申し上げますと、もともと1期だけのつもりで始まったというふうな状況がございます。その中で、じゃあ、今後は、一番いいのは、しっかりと中川村をこれから背負っていただける方っていう方がいらっしゃって、その方がやっていただけて安心だなんていうふうな状況になればいいかと思います。だから、そういう方がいらっしゃったとして、その方が村民にとって選ぶ方がどうかかわからないし、そんな意味で、いろんな方がですね、自分自身の考えを述べられて、たくさんの方が村はこうあるべきだというふうなことを言われて、立候補されてですね、4年に1回、みんなで村のあり方について考えるという、そういう機会になるのが一番いいなというふうに思います。

それで、先ほどの村の課題が大きいことが、きょう、また新たな大きな課題というのを認識してしまったというふうに申し上げたわけですけども、だから、その村民にいい意欲を持ってもらうっていうことも必要だと思いましたが、中川村が自由に自分の考えを、あそこで何かこそ言っている人がいるから言うのをやめておいたほうがいいんじゃないかみたいな、そういう村ではなくて、村のあり方、国のあり方、今後の将来、いろんなことについて、お嫁さんもお父さんも中学生も、みんなが話し合って、尊敬し合って、耳を傾け合って、議論をできるような村にしていかななくてはいけないのに、今の村の現状というのは大変残念な状況になるなというふうなことで、1つの大きな課題というのを、また発見してしまったなというようなことは思います。

だから、それについて、じゃあ、私がどうするかっていうことも考えにやいかんなどというふうなことも、おかげさまで、そういう気づきをいただいたかなというふうに思います。

以上です。

○議 長 これで村田豊議員の一般質問を終わります。

次に、4番 山崎啓造議員。

○4 番 (山崎 啓造) 私は、2問、質問を用意してございますので、お尋ねをしたいと思います。

今の、ある種の質問に対する村長の熱弁は、ちょっと圧倒されちゃいまして、自分の質問は何か薄くなっちゃったかなと、そんな気がいたしたところでもあります。

通常国会が、事実上、閉幕しました。消費税増税法案は、国民の賛否が分かれる中で成立をしました。公債発行特例法や衆議院の1票格差是正、公務員制度改革法案などは、置き去りとなったところでもあります。

特に、公債発行法案が不成立となったことで、9月に地方自治体に配られる地方交付税の長野県分は予定の3分の1に減額をされております。地方への影響があることは間違いのないと思われま。

そして、今、中央では、党首、総裁を変えて、来るべき選挙に向けて、だれを党首にすれば勝ち馬に乗れるのか、そのようなことがきゅうきゅうと行われている。今の国政は、国民の目線に立った国民のほうを向いた国政運営がなされているように思えず、非常に残念であります。

さて、身近な事柄で質問したいと思いますが、長野県では、業務の効率化や職場環境の改善など、行政経営システムの改革に向けて全職員からアイデアを募集する一人1改善・提案事業を実施しております。総務部行政課改革課が担当をしているということでもあります。

中川村でも、庁内での日々の業務で感じることはもちろん、村民の思いや考えをしっかりと把握することで、働きやすい職場環境づくりはもちろんのこと、住民の目線に立った改善提案を職員一人一人が自発的に取り組んで、仕事をやりやすくしたり、村民サービス向上のための見直しが必要であろうというふうに思うところであります。

長野県のことを言いますと、今年の5月10日から31日まで3週間ですが、6,000件の提案を目標にしたということでもあります。その間、実際に5,100件の提案があったということですが、これを聞いたときに、職員の前向きな積極的な自発的な姿勢に感銘を受けたところでもあります。普段の業務の中で物事に気づく、関心を持つ心構えが身につけているということではないかなというふうに感じたところであります。

そんなところから、村でも、このような考え方に基づいた取り組みがなされているであろうと思われまけれども、具体的にはどのような取り組みがなされているのかをお尋ねしたいと思います。

○総務課長 私のほうからお答えをさせていただきます。

村のほうで具体的な取り組みはどんなことをしているかというお尋ねでありますけれども、まず、県の職員の皆さんのような取り組み、例えば、こう、一人1改善提案をしていったらどうかというようなことは、組織的には行ってはおりませんが、村の規則の中で、幾つかの検討委員会っていうものを組織をしておりますして、課題を挙げまして、解決のための取り組みについては、現状、次のようなことをしております。

まず、職員が働きやすい職場の環境づくりをどういうふうに進めるかでありますけれども、これにつきましては、職員の衛生管理規定というものを設けておりまして、具体的に言いますと、安全衛生委員会というものを組織をしております。職員、私ども職員と働く者の中から組織をしております労働組合の代表からなる職員でつくっているわけですが、これらの安全衛生委員会で職場の環境については点検を行い、また、改善をしているというのが現状です。

先ほど村田委員さんのほうからもお声がありましたが、保育園のことも、そこ中で出てくることでもありますので、先ほどのこととは別に、今のこととは関連がありますので、ちょっと、これも話題に上ってくるのかなあというふうに思っております。先

ほどの非常に暑い職場ということのことでありますけれども。

それから、2点目が、役場の業務の改革と政策に関する要望について、3つほど、こういったものについての取り組みを具体的にしております。

まず、1つは、業務についてみずからの手で改善をしていく、こういうために、事務改善委員会、これは、村長に事務的なものの仕組み、今、現行のものを改善していったらどうだろうかということを経済的に報告していく庁内の組織であります、これを組織化をしております。行政事務の電子化による効率化を進めたりするための庁内ネットワーク研究会、こういったものの研究成果をもとにしまして、電子化の方向は、最終的に、今、まとめておりますし、文書管理、行政事務は、あと、正しく引き継ぎ残していくということが非常に大事な柱になっておりますので、文書管理システムの研究とシステム導入の決定、どういうふうにしていくかということもここで検討をしていると。

それと、もう1つ、前回の議会でもご質問いただきましたが、集中改革プランの具体的な取り扱い、実践であります。これについては、単に職員の数を合理的に業務量に見合った数にして、いわゆる、その全体の人件費を抑制するということがばかりではなくて、行政と住民の協働体制をどのように構築するか、それから、住民が求める行政システムを確立するにはどうしたらいいか、それと、先ほども言いましたが、効率的な行政運営の実現、こういう3分野で、それぞれの目標、到達目標を掲げて実践をしておりますので、これにつきましては議会のほうにも報告済みですが、毎年、この課題がすべて解決しているわけではありませんので、この計画に基づいたものを、毎年、課題として挙げ、これがどうだったかということは検討をしているところであります。

それから、もう1つが、実際には横断的な、縦割りの組織ではなくて、職員からの村づくりのアイデア等の拾い出し、これは、定住促進や、地域活性化の基本計画を、今、つくっておりますけれども、こういう過程の中で職員みずから名乗りを上げていただいて、ワーキンググループの作業に従事してもらっております。時間外にやっているわけですが、こういう点でも職員は、ある面で意欲、将来、こんなふうな村づくりにしたらどうかということで意見を出して、若い職員ですけど、もらって、やっているということになります。

それから、ちょっと視点が変わりますけれども、行政課題を住民の方の目線に立って一緒に改善していこうというふうな立場で活動しているのが、職員から組織をしております組合、労働組合なんです、これも独自の活動として自治研活動というようなことをしております。これは、労組の独自の活動ではございますけれども、住民の、住民直結の行政課題をともに考えて解決の方向性を見出す活動になっておりまして、場合によっては、中川村、村当局に対しての要求として取り上げられてくる場合もございます。

ちょっと分類をいたしますと、こんなようなことになるかと思っておりますので、一人1改善・提案事業というような形では取り組みをしておりますけれども、できるだけ

縦割りの与えられている仕事をこなす以外に、このようなこともやりながら活動して、職員としては活動しているということをご理解いただいたかと思っております。

以上です。

○4 番 (山崎 啓造) 何か全部答えてもらっちゃったような気がするんですが、やっているだろうという前提でこの質問をつくったものですから、それなりにうまいことやってもらわないと終わっちゃうんでね。

それで、何かいろいろやっておられるということなんで結構だと思いますが、何ていうのかな、先ほど5番議員がね、今も言っていましたが、その保育園の問題だとか、そういう問題を言われる前に自分たちが気づいて、自発的に気づくということが一番大事じゃないのかなっていうことを私は言いたいわけですよ。それにはね、いわゆる自分の職場の環境づくり、それは当然やることだと思いますが、それ以前に、いわゆる住民サービスを、まず向上させて、そういうことを考えたときに、じゃあ、村としてどういう手段だとか見直しが必要なのかなあと、そういうことに気づいてほしいんですが、その辺は、どんなふうにお考えですか？2番目です。

○総務課長 書いた物を読ませていただきます。すみません。

やっぱり仕事をやりやすくしていくための改善については、第一には、直接的な担当者や担当部署にあると思います。ですので、村としましては、事務文書という分野で仕事が決まっておりますので、これに従って、その部署で解決できる改善すべきテーマは、そのところの中の議論で解決するべきではないかというのが第一です。そういうことを基本に取り組みを行っておりますが、今、申し上げたようなことも、先ほど保育園のことも指摘をされておりますので、こちら辺については、ちょっと私どものほうでの気づきがなかったなということもありますので、これについては、また、それなりの担当課、それから、安全衛生委員会という中で声が上がってくるものというふうに思っておりますし、現に、そういうふうには認識をいたしましたので、これはこれで、また考えていくテーマかなと思っております。

それから、住民サービスの向上のためなんですけど、そのためには、第1には、担当する職員の専門的な知識、こういったものの知識の深さが正しくて、しかも正確であるということが、正しいっていうか、正確な住民サービスにつながっていくと思っておりますので、行政のプロとしての知識と見識を磨くということが重要だろうというふうに思っています。

第2には、対応する職員の姿勢が問われるということだと思いますので、役場の業務につきましては、行政事務ごとに窓口を設けて担当者が対応する仕組みをとっております。行政の仕事は、制度とか要綱といった決まりごとの中で、申請をしていただいて、要綱等に照らして、許可、あるいは、県につなげる場合には進達というふうに言いますが、そういったような制度のもとに仕事をしていく、こういう手続を経ることが多いわけでありまして。その中で、例えば記載をすることの書き方がわからないとか、言っている意味がわからないというようなことについては、お尋ねいただければ、当然、親身になって対応するということが基本ですので、そういったところでお

手伝いをするということが、そういう基本的な態度で接するということだと思います。こういった姿勢が、一番には、サービス向上のかぎではないかというふうに思うところでもあります。

○4 番 (山崎 啓造) それぞれの担当があって、その担当がきちんとやるということはもちろんだと思いますが、そうじゃなくてね、自分の望むところは、全庁的に、いわゆる方向が同じで、思いが一緒で、村民の願いとか、そういうのが、全部、全員が同じように共有をして、それにこたえていけるようなことが大切じゃないかなというふうに思うわけです。確かに、それぞれの部署では一生懸命やってくれていると思いますけれどもね。それには、何と云ったらいいんでしょう、やっぱり、その言われてくる前に、さっきも言いましたが、みずから、村長のよく言う、内発的にね、それを飛び出すというんですか、把握するというのかなあ、思いを、こう、吸収するっていうのか、そういうことができる、その職員になってもらいたいなあっていうことを痛感するわけでもあります。

例えば、職員から何か提案があったとしたら、それが、もちろん村長がする、受けとめて、そこにいる皆さん、えらい方々、みんな共有をして、その思いにこたえていく、実践に向けていく、そういうことが大事だと思うんですよ。それが村民の望むところなんです。ぜひ、それを提案をしたんですが、お願いはできませんので提案をしますが、いかがですか。

○総務課長 仕事の中で住民の皆さんの思いがどこにあるのか、例えば、なかなか伝わらない—伝わらない—というか、言いにくいことを、言いにくいっていうのは、その言い出しにくいという意味ですけど、その声も潜在的なものがある場合も当然あるかと思いますが、こういったことについては、それが横のつながりでっていうふうにおっしゃいますけど、やはり、それは、私が思いますには、基本的には、その部署の中の仕事を通じて、あるいは、全く関係ない場合にも出てくる場合があるかと思いますが、そういったことは、職員としては、例えば、上司に、こういったことを私は思うし、こういうふうなことを言っている方がいるんだけどという形で、ぜひ、声を上げていただく、そういう中で、改善できるものは、当然、全体の議論にして直していく、変えられるものは変えていくという、こういう態度かと思いますが、決して縦割りのものにこだわるわけではありませんけれども、仕事を通じる中で、そういう、確かに、声に耳を傾けていくような態度で、やはり住民の皆さんと接していくということは、基本的には必要だと思いますし、私が今さら言うこともないかと思いますが、そういうふうに、職員の中にも、村長というか、理事者も含めてというか、理事者の中からも、そういうふうに、便乗するというわけではありませんが、そういう態度で臨むように、いま一度、職員として、教育をするというわけではありませんが、何か事ある機会に、そういう態度でもって見ていてもらいたいということは通知をしています。

○4 番 (山崎 啓造) 今、総務課長にお答えいただいたんですが、村長は、その辺のところ、どんなふうに考えていますか。

○村 長 お話を伺っていて、何か、どこの国だったか忘れましたが、ことわざを思い出したんですけども、どんなことわざかっていうと、壊れていない時計を修理するなどというお話なんですよ。だから、ここで何か本当に具体的に何かこれはまずいという問題点があったら、それを克服することを考えなくてはいけないけども、私は、はっきり言って、何をおっしゃっているのかぴんとこない部分があります。例えば先ほどの保育園の、その暑い話も、あれは保育所運営審議会ということ、村で、みんなでちょっと集まって、保育園のことについてみんなで状況を聞いて、どうしたらいいかっていうのを考えようよという話をしていて、それで、いろんな話、議題が積んで、話が途切れて一段落したときに、私が、この夏は暑かったけど、どうなのよ？というところで質問をして、いや、実は、学校の木があれで、風向きが悪くてとかいうふうな、そんな話が出てきたというのがあれですから、とまっていたわけじゃなくて、村の中で、村の中の会話で出てきた話だし、それから、いろんな予算がね、毎年、予算、補正予算とか当初予算とかありますけども、ほとんどは職員から上がってくるんです。こういう事業が、補助があるから、これをこう使えば念願のこれができるんじゃないとか、こういうことが村の課題としてあるから、このところは何とかせにやいかんのか、この道は直さないかとかですね、いろんな制度の提案についても、職員から上がってきて、私の仕事は、まあ、これは、ちょっともったいないからやめておこうとか、どっちかっていうと削るのが私の仕事で、上げてくるのは職員のほう、私側から言うのも幾つかはありますけども、基本的には、村の事業の大半は、職員が現場の中で話をする中で、いろいろ村民の皆さんからお話を聞く中でですね、これは、ちょっとなんとかせにやいかんという思いの中で、いや、ここに、こういう制度があるから、うまいことつなげて何とかしようよとかですね、そういう形で上がってきているのが現実ですから、何も上がるものがなくてというふうなようにお感じかもしれませんが、実際は、そういう日常の中からの問題の定期の解決というふうなことで日々進んでいるっていうのが実情かと思います。

○4 番 (山崎 啓造) 何か総務課長は、一生懸命、じゃあ前向きにやろうって言うように聞こえるんですが、壊れていない時計は直すなっていうんだけど、壊れていなかったって、前もって、何かいろいろとね、施策をするっていうことは、当然、大事なことだと思いますが、そのことわざはことわざでいいとしますがね。

村長が削る役目、確かにそうかもしれません。上がってくるものは全部把握できているのよっていう話なんですか。要するに、村民の思いとか願っているものは全部把握できていますよっていう意味で言っているんですね。そういうことでいいんですか。

○村 長 全部とか完璧っていうふう質問っていうのは無理な質問ではないかと思いますが、それは、その人を追い込むためにしか言っていらないというふうに思います。建設的な議論、質問ではないと思います。

予算のときに、いろいろ上がってきて、これはどういものがあって、こうこうこうだからっていうふうな話をします。それは、ちょっと考え方としてはおかしいんじゃないとか、いや、でも、そっちはよくても、今度は、こっちの方とも balan

すがとれんのじゃないとか、いろんな話をする中でですね、状況も変化があるし、こうだ、こうだというふうなこととか、いろんなことを話す中で、みんなで、いや、もっと、それは効率が悪いから、もっといい方法はないのかとか、これは、ちょっと無駄が多いからやめておこうとか、これは、ちょっと問題があるというふうな話をし、やめたりするし、結果的に、もっといい方法が見つかることもあるしっていうふうなことの議論を、結構、時間をかけてやっています。それが、すべてを、村民のすべてをお前は把握しているのかって言われたら、どう答えたらいいのかわかりませんが、かなり時間をかけて、その辺の議論はした上で決めているつもりです。

○4 番 (山崎 啓造) 何かすべてって言ったのがいけなかったようですが、ほとんどはわかっているということで理解をしたいと思います。そういうことでいいですね。

それで、ちょっと変わりますけども、毎年、同じことを、行政っていうのは、何月に何をやって、このころは何をやってとか、いろいろ計画の上で流れていますが、それが、また、何ていうんですかね、前年同様という部分っていうのが非常に多く見えるわけですよ。それは、じゃあ、そっちの都合でやっているのか、そこに参加する、例えば審議会の委員の都合でやっているのか、どっちかっていうと、何か、そっちの役所の都合でね、やっていて、こいつ忘れていたよって、3月の末へ来たらやらなきゃいけねえなあなんて言って慌ててやっているような部分も見えてくるわけですよ。そういうことは、やっぱりね、その庁内の中で、そういうことは、これはおかしいぞ、まずいぞって提案が出てこなくちゃ非常にまずいような気がするんですよ。相手じゃなくて自分、自分中心で、そちら側中心で物事を進めている部分が多分に見えるんで、それじゃいけないなって気づいてほしいという部分があるんですが、総務課長、いいですか。

○総務課長 まず、先に言わせていただきますと、役場の業務の基本は、基本的には、スケジュールという言い方はないんですけども、これに沿って動くことが非常に多いということです。おわかりになっていらっしゃると思いますけれども、例えば、税金やなんか確定して、例えば、それに対して、今度、賦課される住民税だとか、あるいは保育料だとか、それに沿って決まっていくというような仕組み、それから、予算の成立があって、例えば国や県、補助事業を受けるときには、要綱やなんかでもって申請をして、決定してとか、事業をやって、終わったら報告をしてとか、どうしても、そういうサイクルで、1年間のもので予算を伴うものについては、どうも、スケジュールっていうか、毎年、同じようなパターンにならざるを得ないというのが、やはり行政の仕事の基本であるということをご理解いただいた上で、ただし、新しい取り組みですとか、あるいは、その事業実施を除いては、どうしてもそういう形になるわけですけども、先ほど言われたとおり、例えば、半年残した後の任期の中での、例えば美しい村づくり条例のような取り組みについては、確かに、おおちゃくという言い方はないんですけども、非常に機敏な動きがないという点では、もうちょっとスピード感を持って仕事に当たるようにという、村長からも言われておりますので、この点は、やはり反省をしなきゃいけませんし、そういうことをわかっているんだとしたら、も

う早速にでも取り組む必要があるというふうに思っております。

ただ、言いたいのはですね、そういうスケジュールばかりじゃなくて、住民の方々の協力を得て実施するという業務もありますので、役員の方やなんかとも、こう、日程を調整しないと、なかなかできないというところで、非常に、すぐ取り組んで、すぐ動いてっていうことがやりにくいっていうこともありますので、ちょっと、そこら辺についてはご理解いただきたいと思います。

先ほどご指摘の点については、肝に銘じながら仕事に取り組む必要はあるというふうには思いますので、よろしくお願ひします。

○4 番 (山崎 啓造) 執行権は、そちらにあるんでね、まあ、仕方のない部分もあるだろうし、確かに、予算の関係でね、だんだんということもあると思います。

ちょっと関連するっていうか、同じような質問なんですが、いわゆる、今、説明いただいたんですが、前例にですね、とらわれないで、いわゆる、さっきのお話に戻りますが、自分たちから内発的に提案をしていく、気がついていく、そういうことをですね、建設的な観点から、先ほど私の言ったのは、なにか建設的じゃないと言われてましたけども、建設的な観点から、その課題を解決するというふうな取り組みといいますかね、いわゆる組織づくり、それは、多分、村長がね、じゃあ、こうするんだっていうものを示して、庁内がみんなで同じ気持ちで同じ方向を向いて、じゃあ、行きましよう、こういうことが非常に大事だと思うんですが、どうですかね、村長。

○村 長 それは、それで、やっているつもりですけども、村の課題、先ほども、きょうも申し上げましたけれども、これからやらなくてはいけない課題というふうなことがあるというふうなことで、いろんな場所で、方向性としてあるっていうふうなことは言っています。この議会でも、もう、繰り返し申し上げました。余りこたえて物事が動いていかないっていうのは大変残念ではありますが、そういう問題意識を持っている、その村のこれからの課題ですよ、きょう、また、新たに1つ、新しい課題を認識しましたけども、ともかく、そんなふうなことを思って、解決していかなくてはならない問題として思っているというふうなことは、職員の大方、全部、全部がわかっているかって言われたら、それは知りませんが、大方は共有してくれているんじゃないかと思います。

○4 番 (山崎 啓造) そのしているっていうことはわかりましたが、それが、いわゆる、そちらでわかっているでね、村民に見えてこなかったら、それ、全然だめなわけですよ。そういうことが見えるような、こうやっているよっていうのが見えるような組織づくりが必要なんじゃないでしょうかねえっていうことを、ちょっとお聞きしたいんですが、やっているっていうから、それでおしまいになっちゃいますけれども、どうなんですか、その辺は。

○村 長 そういのが見える組織というのは、どういう組織なのか、ちょっと具体的に、私、イメージできないので、それを目指すことが、ちょっと難しいなど、今、感じました。

○4 番 (山崎 啓造) なにか問答をやっているみたいでね、変になっちゃいますが、そういうことが村民に、みんなに見てもらえる、ああ、やっているなあってわかるような

ものにしてほしいということですよ、要は、それでわからねえんじゃあ、どうしようもないじゃないですか。

それですね、ちょっと、その1提案事業で、ちょっとよそのやつも、ちょっと紹介させてもらいますけれども、佐賀県、ここではですね、5S活動、自分たちで職員がやろうじゃないかって言って、やっているんです。整理、整頓、清掃、清潔、習慣だっていうんだよね、リズムよく、どこでも聞きますよね、この言葉はね。

今度は長野県の中で、どんなのがあったのかな、これ、公表していないんですよ、実は、おれたちのことだから余り知られたくねえっていうのかなあ、何か、こう、閉鎖的な部分がありまして、意見としては伺っておきますが、それは、好評はしませんみたいなことでね、そう思うけど、言いますが、その中で、ちょっと目を引いたのが、信州の花・森ベルト構想、これはインターネットに載っています。どういうのかっていうとね、一山全体を、要するに同じ花の木に植えかえて、そこに遊歩道なんかをつくっちゃってね、広域的に、こう、歩ける、観光資源にしたらどうかって、そういう提案は、県の職員はしています。この辺のところは、何か中川村でも提案できるような気がするんですが、それ、まあ、職員からそれが出てこなきゃだめなんですけれども、そういう提案をしている。それとかですね、信州の田舎暮らし案内、信州だから、ここ中川村の田舎暮らし案内とかね、そういうふうに変えて、団塊の世代だとか、若い世代も、とにかく中川村へ来て田舎暮らししませんかって言って、どこかでやっていますけども、すばらしさを知ってもらって、また、泊まって訪問してもらう、また来てもらう、そういう提案も県の職員からはあります。

村の職員からもね、そんな提案が出てくると本当にいいのになあと、自分は思うわけです。

やはり、こっちから言われたからじゃなくて、そこが非常に残念なところですが、もう1つあるのはね、職員の、これも県ですけどね、職員みずからが自分の持っている山、自分の山ですね、その森林整備を率先してやる、自分の山を、里山の整備、隣の持ち主にも話を持ちかけたりして、話したりして、これ、進めようよ、そういう考え方がある。村内でも、これ、十分にできるような気がするんですが、そういう提案がなされないことが実に残念です。

これ、きょう、質問しましたんで、そういう提案するかもしれませんね、だれかが、そういう事業をやってねえっていうんで、ないかもしれませんが、そしたら、まあ、今度、管理職の皆さんから提案をして、どうだっていうくらいのことをやっていただけると大変にうれしいなというように思います。ちょっと、例ですよ、これは。

ちょっと佐賀県に戻ります。整理、整頓、清掃、清潔、ああ、そうですね、習慣、それで、その中のね、1つ、1つですよ、清掃、これ、自分たちで清掃しようよ、自分の仕事場は自分で掃除しましょう、やっているんですね。民間会社だと、当然、例えば8時からの始業時間なら、7時半ごろきて、仕事場を掃除して、8時から体操をやって、その前に体操をやって、それから執務に入る、これは、民間、当たり前の話なんですけど、役場としてはですね、そんなところも何か提案、みずから職員からが、

そんな提案をしてね、始業前にみんなで掃除やっているじゃん、すごいじゃんって言われるような方向づけができるよ、えらく村民としてはうれしいし、感謝もするんじゃないかなというふうに気がしますが、いかがですかね。

○村 長      たくさんいろいろ実例を挙げられましたけども、それは、まあ、ネットとかね、本とか調べたら幾らでも出てくるので、それをつまみ食いすれば、幾らでも出せるかと思えます。だから、それを、その一つ一つを、これもやったらいい、これもやったらいい、これもやっていないっていうのが今の感じでしたけども、職員から発案して始まっていることっていうのが、今と全く同じものはないかもしれませんが、あるんだけども、それをご存じないだけじゃないかと思えます。それを、あたかも何も、全く何も上がってきていない、全く全然ゼロであると、すべてはないんだというふうな形でおっしゃるのはいかがなものかなというふうに思います。

それから、お掃除は終業後にしております、ご存じかと思いますが、職員がほうきとモップで、終業後、やっております。多分、議会事務局も、やっています？議場の掃除をやっていますか。ああ、そう。議会前には議場の掃除を職員がやっている。だから、そういうふう言えば、議会の皆さんだって、始まる前に、ここをやってもいいんじゃないかなと、私は聞きながら思いましたけど。

○4 番      (山崎 啓造) 確かに、そのとおりです。

それですね、皆さんが知らないだけですよって、村長、言いますが、だから、それをわかるようにしていただきたいなっていうことを申し上げたいと思います。ね。自分たちがやっているけど、皆さんが知らないだけですよ、それじゃあ、やっぱり、知らないままで行っちゃうんですよ、じゃあ、皆さん来て、ちゃんと見て、知りなさいよっていうことになるかもしれませんけれども、これで1問目は終わりますけれども。

次ぎ、2問目のですね、今年度、導入した一般競争入札についてお尋ねをしたいと思えます。

中川村では、前年度まで指名競争入札での発注形態をとってまいりました。本年度、初めて一般競争入札を取り入れたところであります。

私は一般競争入札を否定するものではありません。全く否定はしません。

国も県も、一般競争っていうのは、もう何年も前から取り入れていまして、もう、世の中の一般常識ですかね、になっています。

この入札制度を取り入れるについては、多分、村も試行錯誤して、紆余曲折もあつたり、多分、大変だったと思いますが、私がこの質問をなぜするかっていうと、この質問をすることによって、村民の皆さんが、やっぱり、ああ、村も変ってきて、やっているんだね、こういうふうに変ってきたんだねっていうことがわかってほしいから、あえて質問させてもらっています。

それで、この導入に至った経緯についてお尋ねをいたします。

○副 村 長      ただいま、今年度、導入した一般競争入札の経緯ということではありますが、ちょっと前段で、先ほどの職員からの提案制度というのが見えない、見える化をしろという

お話がございましたけど、行政を運営をしていく上で、住民の皆さんに見える化をしていくっていうことは、やはり予算も絡んできます。ただ言っただけで、そのことが実現できるものというのは、そう多くはございません。ただ、役場のゴーヤの種まきをしたとか、そういったことは、さほどの予算は必要としておりませんが、そういったことをしてきましたし、また、地域力創造活力アドバイザー事業ですとか、今回、補正をさせていただきましたカキの問題等々、職員の間から提案をされてきたものがあれでございますので、そういった点で、ぜひ、職員から上がってきたものも事業化されているということをご理解をいただきたいというふうに思います。

ただいまご質問のありました一般競争入札の関係でありますけど、議員も、ただいま、話あったように、否定をするものではないということで、既にご承知かと思えますけど、地方自治体の請負契約の締結というのは地方自治法で定められておまして、契約方法は一般競争入札によることが原則であるということでございます。指名競争入札とか随意契約というのは、政令で定める場合に限るという、ごく特例でございますので、原則どおり実施をしたということでございます。

ちょっと、さかのぼりますこと12年ほど前になりますが、平成12年に公共工事の入札及び契約の適正化に関する法律が施行されまして、この中で透明性の確保、公正な競争の促進、公共工事の適正な施行の確保、談合等の不成功及び発注者の関与の防止の徹底が定められたところであります。

さらには、平成20年の12月に総務省、国土交通省から緊急に措置に努めるべき事項の1つとして一般競争入札を導入していない自治体、地方公共団体においては速やかに一般競争入札の導入を図ることの強い要請がございまして、導入について研究を進めてきたところでございます。

また、全国では7割近い自治体で導入をしておまして、先ほど1問目の質問で長野県の例を挙げられましたけど、既に長野県では平成6年の末から実施をされているということ、また、上伊那管内でも6市町村で既に導入をしていることから、今年度、施行として、制限付ではありますが、導入をしまして、2件の工事について実施をしてきたところでございます。

○4 番 (山崎 啓造) 経緯はわかりました。  
総務省から突かれりゃあね、それ、黙ってられないことはわかりますし、それでいいと思います。

この入札制度を取り入れたことでですね、事務手続上、どんなように変化したのか、これは、全く今までと違って簡素化されたのか、複雑化したのか、その辺はいかがですか。

○副 村 長 ささまざまな事柄で、新たな制度とか、やり方を取り入れていくことには、多々生じることでありますけど、多少煩雑にはなっておりますけど、入札に必要な取り扱いということでございます、多少の煩雑さという程度でございます。

この導入は事務の簡素化を目的としていないということから、若干の事務量の増加は想定をしておりました。これも件数を取り扱うことによって慣れてくるものではな

いかなあというふうに思っております。

事務手続の問題以前に、一般競争入札の導入が必要とされているということを重視したところでございます。

○4 番 (山崎 啓造) あのね、役所ってというのはね、とにかく、その簡素化するって言うんだよ。いやいや、この入札制度のことじゃないですよ。ちょっと違う観点から見ると、もう、昔はね、すごく、例えば申告書類についてもね、だんだん減らすんだ、減らすんだ、県のことですが、言っていて、だんだん増えてきた、今もね、っていうことはね、いわゆる現場サイドが一番えらいわけ、役所は、こうって言って並べて、つくって、それに当てはめてくりゃいいもんでね、そういうことがあると、また、非常にうまくないのかなって感じがしたもんですから、お聞きをしたところであります。

じゃあですね、4番目で、これ、4番は一緒でいいですが、これを導入することによって、庁内、村民に対してのメリット、デメリット、どんなふうに感じますか。

○副 村 長 メリットとかデメリットという、いわゆる長所、短所、得たもの、失ったものという見方は、そもそも、一般競争入札により契約をすることが原則とされているということから、なかなか難しい問題かなと、ご質問かなと思いますけど、発注者側の立場から見まして、公正な手続によって入札を行っているということがアピールできるかなあというふうに思います。

入札の経過や入札結果につきましては、既にごらんいただいたかと思えますけど、ホームページに掲載をしておまして、確認をしていただけますので、住民の皆さんは、透明性が高い手続で、入札制度に競争性があり、入札制度をより客観的に公平、公正なものとして実施されているというふうに感じていただけるのかなあというふうに思います。

短所といたしますと、工事につきまして、入札の公告期間を必要とするということから、今までよりも入札日までの日数を要することとなりました。村のほうで一般競争入札実施要項を定めておまして、この中で、1年後をめどに実施状況の評価を行って、必要な措置を講ずるということとしておりますので、その時点で、また、どうであったかということで検証してまいりたいというふうに思っております。

これまでに実施した2件でありますけど、実施した分につきましては、特に問題はございませんでした。

○4 番 (山崎 啓造) 安心いたしました。  
もう質問ではありませんが、ひとつ、庁内の職員からの提案、1提案1改善事業、ぜひ取り入れるような方向で、これから前向きに検討願いたいなど、こんなことを申しまして質問を終わります。

○議 長 これで山崎啓造議員の一般質問を終わります。

以上で本日の一般質問を終わります。

これで本日の日程は全部終了しました。

本日は、これをもって散会といたします。

ご苦労さまでした。

○事務局長

ご起立願います。(一同起立) 礼。(一同礼)

[午後4時41分 散会]